

平成 24 年度

柏市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

堀切 進

目 次

契約（工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借）並びに指定管理者の指定 及びこれらに付随する支出に係る事務の執行

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局及び出資団体	1
5. 包括外部監査人及び補助者	1
6. 特定の事件の選定理由	2
7. 監査の要点	2
8. 監査手続	3
9. 利害関係	3
第2 契約並びに指定管理者の指定及び支出事務の概要	4
I. 契約及び支出事務の概要	4
1. 契約形態	4
（1）契約について	4
（2）契約締結方法の種類について	4
2. 契約及び支出事務の流れ	7
（1）柏市の契約締結方式	7
（2）契約及び支出事務手続	12
（3）契約事務と財務事務に係るシステムの概要	23
3. 過年度の不祥事対応と内部管理体制の改善について	28
（1）過年度の不祥事の概要	28
（2）柏市の不祥事対応	28
（3）契約事務実態調査	29
4. 契約及び支出事務に係る内部統制について	33
II. 指定管理者の指定の概要	35
1. 指定管理者制度について	35
2. 指定管理者の指定方法	36
3. 指定管理者制度に係る内部統制について	37

第3 監査の結果及び意見.....	39
I. 契約（工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借）及び支出事務.....	39
1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施.....	39
(1) 平成22年度の不祥事の発生とその対応としての実態調査.....	39
(2) 実施した監査手続.....	39
(3) 指摘事項.....	40
2. システムの在り方に関する検討.....	46
3. 監査手続の概要.....	49
(1) 監査の要点.....	49
(2) 監査対象の抽出方法.....	49
(3) 監査手続.....	50
4. 総論.....	58
(1) 契約全般に関する検討結果.....	58
(2) 契約準備.....	58
(3) 入札・見積り合わせ.....	62
(4) 随意契約.....	64
(5) 契約書締結.....	67
(6) 再委託.....	69
(7) 検査・精算.....	70
(8) 請求・支払.....	71
(9) リース関係.....	72
(10) その他.....	73
5. 各課別指摘事項.....	74
●資産管理課.....	74
●防災安全課.....	76
●情報政策課.....	77
●収納課.....	82
●資産税課.....	83
●地域支援課.....	84
●市民文化会館.....	84
●市民課.....	85
●保健福祉総務課 医療公社担当.....	87
●高齢者支援課.....	87
●福祉活動推進課.....	89
●こどもルーム担当室.....	93
●保育課.....	96

●環境保全課	98
●廃棄物政策課	99
●環境サービス課.....	101
●北部クリーンセンター.....	103
●南部クリーンセンター.....	108
●放射線対策室	120
●農政課	121
●公設市場	124
●都市計画課	125
●公園管理課	127
●道路維持管理課.....	128
●交通施設課	132
●下水道整備課	133
●下水道維持管理課.....	138
●会計課	139
●水道部総務課	140
●水道部給水課	141
●水道部配水課	143
●水道部浄水課	151
●スポーツ課	153
●学校教育課	157
●学校企画室	161
●学校施設課	164
●学校保健課	166
●学校給食センター.....	169
●指導課	170
●教育研究所	171
●消防局総務課	173
●情報指令課	174
6. 総括意見	176
II. 指定管理者の指定及び支出事務.....	179
1. 指定管理者案件の監査手続の概要.....	179
(1) 監査の要点	179
(2) 監査対象の抽出方法	179
(3) 監査手続	179
2. 指摘事項	181

●地域福祉センター.....	181
●老人福祉センター.....	183
●柏市立障害福祉サービス事務所（青和園）.....	185
●柏市立障害福祉サービス事務所（朋生園）.....	187
●柏市あけぼの山公園施設.....	188
●柏市都市農業センター.....	192
●柏リフレッシュ公園（リフレッシュプラザ柏）.....	194
●柏市市営駐車場.....	197
●南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場.....	199
●柏市スポーツ施設（指定管理分）.....	201
●柏市立柏病院.....	204
●柏市立介護老人保健施設はみんぐ.....	206

(注意事項)

監査の結果及び意見の項で、監査上の指摘事項を「要改善事項」と「意見」とに分けて記載している。

「要改善事項」は、財務に関する事務の執行において、法令や規則上から逸脱する事項や、逸脱とは言えないがその状況からみて適当でなく、改善が必要と判断される事項を指摘するものである。

「意見」は、有用性、効率性、経済性等の観点から、改善あるいは検討が望まれる事項を指摘するものである。

なお、類似の指摘事項であっても、その実質的な内容を考慮して、「要改善事項」と「意見」の区分けを行っている。

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

契約（工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借）並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る事務の執行

3. 監査対象年度

平成23年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

4. 監査対象部局及び出資団体

内 容	所管部局	
契約（工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借）並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る事務の執行	財政部	契約課
		財政課
	総務部	技術管理課
	会計課	
	その他関係部署	
その他（システム関連）	企画部	情報政策課
	教育委員会事務局 学校教育課	学校教育課
		学校教育課学校財務室
	出資団体	株式会社ディー・エス・ケイ

なお、上記部局のほか必要に応じて対象としている。

5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

堀切 進 公認会計士

補助者

浅野 俊治 公認会計士

小出 健治 公認会計士

成島 徹 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

藤田 晃士 公認会計士

坂下 雅志	公認会計士
加佐見明夫	公認情報システム監査人
河田 時彦	公認情報システム監査人

6. 特定の事件の選定理由

市は、市民の福祉の増進を図ることを目的として、様々な契約を締結している。とりわけ、工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借に係る契約は、一般に支出金額が多額になる傾向がある。また、指定管理者の指定に関しても同様である。平成 23 年度の工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借及び指定管理者の指定に係る支出予算額は 32,201 百万円と、市の総予算の 15.6%を占め、財政的にも重要性が認められる。市の財政が厳しい状況にある中、市は、最少の経費で最大の効果が期待できるような事務を執行する必要がある。

また、平成 22 年に市土木部職員(当時)による不祥事件が発覚したことから、市は契約事務の実態調査を行い、問題点の検証や再発防止策を講じている。再発防止の取組みの一つとして、契約事務手続の見直しを行い、契約事務の適正化を図るとともに、契約事務の効率化を推進することとし、従来の契約事務手続に替えて、平成 23 年度から新しい手続による契約事務の執行が実施されている。

このような状況の中、契約並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出に係る内部統制が適切に整備され、運用されているかどうかは、市民の関心が高いものと考えられる。

そこで、契約(工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借)並びに指定管理者の指定及びこれらに付随する支出事務についてその合规性を検証するとともに経済性、効率性、有効性の観点から監査を行うことは、有用であり時宜に適っていると考え監査テーマとして選定した。

7. 監査の要点

契約及び支出に係る事務が法令や条例、柏市が定めたガイドライン等に基づき適切に実施されているかを検証する。

具体的には、以下のとおりである。

- ・ 契約手続きが規則に則り適切に行われているか。
- ・ 契約方法の選択は法令等の趣旨に合致しているか。
- ・ 契約金額の積算は適切に算定されているか。
- ・ 再委託に関して所定の手続きに則り実施されているか。
- ・ 契約に基づく給付の履行を適切に管理しているか。
- ・ 支払手続きが検収の結果に基づき適時に実施されているか。

また、指定管理者の指定及びその支出事務に関して、制度の趣旨に鑑み、適切に実施されているかを確認する。

なお、監査に当たって、上記の法規性の観点に加え、当該業務の有効性や経済性の視点、内部統制に係る整備面からの検討も行った。

8. 監査手続

各個別の箇所においてそれぞれ記載している。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 契約並びに指定管理者の指定及び支出事務の概要

I. 契約及び支出事務の概要

1. 契約形態

(1) 契約について

1) 地方自治法の定め

契約とは複数の対等の当事者間の意思が合致して権利、義務が生じるものをいう。

地方自治法では、第2編第9章第6節「契約」において、契約の締結に関する第234条、契約の履行の確保に関する第234条の2、長期継続契約に関する第234条の3の計3つの定めが置かれている。

2) 地方自治法上の契約

地方自治法第234条第1項によれば、同法が対象とする契約は、「売買、賃借、請負その他の契約」である。ここでいう契約は原則として、地方公共団体が私人と同等の地位において締結する契約を指していると解されている。

したがって、地方自治法の定める契約の法源は民法その他の私法であり、基本的に契約自由の原則及び信義誠実の原則の適用を受けるものとなる。

しかし、契約の当事者である地方公共団体が公的性格を有することから、上記契約自由の原則については、一定の修正を受けている。

つまり、税金という公金が支出に使用されることや公序良俗、公共の福祉(公益)、社会的弱者の保護等の観点から上記自由が制限されており、契約締結に関する次に記載する方法等によることが特別法や政令等により定められている。

(2) 契約締結方法の種類について

地方自治法上の契約の締結方法として、以下の4種類が定められている(地方自治法第234条第1項)。

- 1) 一般競争入札
- 2) 指名競争入札
- 3) 随意契約
- 4) せり売り

これら4種類の締結方法の関係であるが、地方自治法第234条第2項の定めより、一般競争入札を原則とし、その他の締結方法は地方自治法施行令が定める場合に該当するときに限り、利用可能とされている。

以下、契約締結方法ごとに、その定義と特徴を概観していく。

1) 一般競争入札

① 定義

一般競争入札とは、入札情報を公告して参加申し込みを募り、一定の資格を有する不特定多数の者の間で競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供する者との間で契約を締結する方法をいう。

なお、市の行う一般競争入札は、厳密には制限付で実施される。ここで制限とは、総合評定値、登録状況、所在、許可、実績、技術者の各項目において一定の要件を満たすことをいう。

これらの要件は、競争入札における一定の信用や技術水準を確保するためのものであるが、所在地のような地域要件を設けて柏市所在の業者を優先的に契約対象とすることにより、柏市の地域経済活性化への配慮がなされた項目も含まれている。

② 長所と短所

一般競争入札の長所と短所としては、以下のものがある。

ア. 長所

- ・ 契約手続を公開して行われることから、不正が行われるのを防ぐ点で優れている。
- ・ 広く誰でも入札に参加できる。
- ・ 何に公金を使っているのかを公表できる。
- ・ 契約主体である地方公共団体にとって、最も有利な条件を提示した相手と契約を締結することができる。

イ. 短所

- ・ 手続に時間を要することから、経費の増大を招く可能性がある。
- ・ 公開で行われるが故に、不信用・不誠実な者が入札に参加する可能性がある。
- ・ 誰でも入札に参加できるが故に、契約履行能力のない者による落札が行われ、結果、地方公共団体が損失を被る可能性がある。

2) 指名競争入札

① 定義

指名競争入札とは、地方公共団体が予め特定の条件を有する者のうちから適当と認める者を指名して、競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した者との間で契約を締結する方法をいう。

② 長所と短所

指名競争入札の長所と短所としては、以下のものがある。

ア. 長所

- ・地方公共団体が予め特定の条件を有している者を指名することから、一般競争入札の短所である不信用・不誠実な者による入札の参加、及び契約履行能力のないものによる落札を事前に防止することが可能である。
- ・競争による入札も維持されるため、一般競争入札ほどではないが、ある程度の契約価額低減を図ることが可能である。

イ. 短所

- ・地方公共団体が予め入札者を指名することから、入札参加者の固定化・偏重が生じる可能性がある。
- ・指名される業者間で不当な取引制限(いわゆる「談合」)が行われる可能性がある。

3) 随意契約

① 定義

随意契約とは、地方公共団体が競争入札の方法によらないで、任意で決定した相手と契約を締結する方法をいう。

② 長所と短所

随意契約の長所と短所としては、以下のものがある。

ア. 長所

- ・随意契約は各競争入札の方法と比較して手続が簡略であり、経費が低廉で済む。
- ・競争入札の参加条件を満たすことのできない小規模事業者でも選定することが可能である。

イ. 短所

- ・いったん運用を誤ると、相手方が固定化し、契約自体が情実に左右され、公正な取引が行われない可能性がある。
- ・一者随意契約の場合には、競争入札のような価格競争原理が働かないため、契約価額が高くなる可能性が高い。

4) せり売り

① 定義

せり売りとは、入札の方法によらないで、不特定多数の者に口頭又は挙手により競争させ、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供する者との間で契約を締結する方法をいう。

② 特徴

競争入札と異なり、他の競争者の申出価格を知って互いに競争をすることが可能である。

2. 契約及び支出事務の流れ

(1) 柏市の契約締結方式

柏市では、地方自治法の定めを踏まえ、要件に応じて以下のような契約締結方式によることを定めている。

1) 一般競争入札

地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

一般競争入札の取り扱いは、市の業務分掌上、契約課が担当することとなっている。

2) 指名競争入札

指名競争入札に関しては、地方自治法施行令第 167 条により、以下の場合これによることが認められている。

指名競争入札の取り扱いは、市の業務分掌上、契約課が担当することとなっている。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3) 随意契約

随意契約に関しては、地方自治法施行令（以下「施行令」という）第 167 条の 2 の規定に基づき、市では以下のような場合にこれによることが認められる旨定めている。

- ①その予定価格が 柏市財務規則(昭和 59 年規則第 4 号)第 140 条に定める金額を超えない場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)
 - ②契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)
 - ③障害者に対する職業訓練や授産を行う施設(以下「障害者支援施設等」という)において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる場合又は障害者支援施設等又は高年齢者若しくは母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)
 - ④新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令(地方自治法施行規則第 12 条の 3 の 2)で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号)
 - ⑤緊急の必要により競争入札に付することができない場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)
 - ⑥競争入札に付すことが不利と認められる場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)
 - ⑦時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号)
 - ⑧競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号)
 - ⑨落札者が契約を締結しない場合(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号)
- (「柏市随意契約ガイドライン」より)

上記①柏市財務規則第 140 条に定める随意契約ができる金額の範囲は、次のとおりであり、これらの契約に関しては各担当課で契約事務手続きを実施することとなっている。

契約の種類	予定価格(税込み)	適用
(1) 工事又は製造の請負	130 万円以下	工事、修繕工事
(2) 財産の買入れ	80 万円以下	動産・不動産の購入、物品修繕
(3) 物件の借入れ	40 万円以下	動産・不動産の借入れ
(4) 財産の売り払い	30 万円以下	動産・不動産の売り払い
(5) 物件の貸付け	30 万円以下	動産・不動産の貸付け
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円以下	委託、役務の提供

(「柏市随意契約ガイドライン」より)

また、次頁の表に該当する場合は、金額に関わらず、全て担当課で契約事務を取り扱うことされている。

財務規則別表第二 3 契約 備考 1 の条文	解 説
(1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合（価格以外の要素を加味して契約をする必要があることにより同号に該当する場合を除く。）であって、価格による競争を行う余地がないとき。	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）の ・第 2 号（性質または目的が入札に適さない） ・第 6 号（入札に付すると不利） ・第 7 号（時価に比べて著しく有利な価格） に該当する場合であって、価格による競争を行う余地がないとき （プロポーザル方式を除く）
(2) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する場合（価格以外の要素を加味して契約をする必要があることにより同号に該当する場合に限る。）	プロポーザル方式（注）により契約相手（最優秀提案者）を決定した場合
(3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）の ・第 3 号（福祉団体等との契約） ・第 4 号（新商品の生産関係） により契約を締結しようとする場合
(4) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当する場合	随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項）の ・第 5 号（緊急の必要性）により契約を締結しようとする場合
(5) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号又は第 7 号に該当する場合であって、価格による競争を行う余地がないとき。	(1)に同じ
(6) 第 124 条第 2 項の登録を受けていないものから見積書を徴する場合	入札参加資格の登録がない業者と契約の締結又は見積り合わせ（見積書の徴取）をしようとする場合

（市の「契約事務の手引き」より）

（注） プロポーザル方式

プロポーザル方式とは、委託等の受託者を特定する場合において、一定の参加条件を満たす提案者を公募又は指名し、当該委託等に係る実施体制、実施方針、実績、企画提案等に関する提案書の提出を受け、必要に応じて、ヒアリングやプレゼンテーションを実施し、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託等の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。

前記及びその他のルールをまとめると下記の一覧表のとおりとなる。

契約事務手続の一覧

契約の種類		工事・修繕工事、委託、物品、賃貸借に係る契約			その他の契約
【条件1】 金額	工事	130万円超	1円以上 130万円以下	—	要件なし
	修繕工事	130万円超	1円以上 130万円以下	—	
	委託	50万円超	5万円以上 50万円以下	5万円未満	
	物品	80万円超	5万円以上 80万円以下	5万円未満	
	賃貸借	40万円超	5万円以上 40万円以下	5万円未満	
【条件2】 その他の条件 (注)	「柏市財務規則別表第二3契約の備考1」の各号に該当しない場合	「柏市財務規則別表第二3契約の備考1」の各号に該当する場合	特になし	特になし	特になし

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

契約担当部署	契約課扱い	担当課扱い (契約課合議)	担当課扱い
契約方法	一般競争入札 指名競争入札 随意契約	全て随意契約	

(柏市「契約事務の手引き」より抜粋)

(注) 【条件2】については、P.11の表参照。

(2) 契約及び支出事務手続

市の定める契約事務手続の流れは以下のとおりである。

契約事務手続き(契約課扱いの場合)

契約事務手続き		1 契約課扱い		
1	施行伺	各担当課が契約事務執行システムで作成		
2	施行伺に添付する資料	仕様書 図面 等	「財務会計の手引き」における仕様書作成上の注意事項を参照して作成	
		概算計算書(設計書)	設計書を積算システム(アドベック)等で作成	
		契約書(案)	賃貸借の場合、及び契約課所定の様式を使用しない場合は原則として作成	
		一者随意契約理由書	必要な場合は添付し、決裁を受ける。 根拠条文(地方自治法施行令第167条第1項の号数)を明記する	
		製品指定理由書	物品又は賃貸借において、製品を指定する場合は作成し、決裁を受ける	
3	施行伺の決裁	決裁権限に従い決裁を受ける		
4	財政課への合議	契約専決区分に従い合議(工事、修繕は130万円以上、その他は100万円以上の場合、及び流用等を行う場合は必要となる)		
5	契約課への提出	施行伺、仕様書、概算計算書、契約書(案)、一者随意契約理由書等を契約課に提出する		
6	入札・見積り合わせ	区分	制限付き一般競争入札(電子入札)	指名競争入札(紙入札)及び一者随意契約
		仕様書等の提示	公告(柏市入札情報ホームページの最新入札情報に公告文を掲載)	(指名競争入札の場合) 契約課で指名業者を決定 ↓ 担当課は必要数分の仕様書等を契約課に紙で提出 ↓ 契約課から指名業者に仕様書等を渡す
		質疑対応	業者: 電子入札システム上に質疑を投稿 ↓ 契約課: 質疑の内容を担当者にメールで連絡 ↓ 担当課: 回答を作成、契約課に回答をメールで送信 ↓ 契約課: 電子入札システム上に回答を掲載 ↓ 業者: 質疑と回答を確認	(一者随意契約の場合) 契約課が業者と見積り合わせの日程を調整、仕様書等を渡す 業者: 担当課(又は契約課)に質疑を送付 ↓ 担当課: 回答を作成、契約課に質疑と回答をメールで送信 ↓ 契約課: 原則として全ての指名業者に対してFAXで質疑と回答を送信 ↓ 業者: 質疑と回答を確認
入札・見積り合わせ	電子入札システム上で開札 ↓ 結果をシステムに登録、決裁	指名業者を一堂に集めて入札(又は一者随意契約業者と見積り合わせ) ↓ 結果をシステムに登録、決裁		

7	業者連絡等	区分	制限付き一般競争入札(電子入札)	指名競争入札(紙入札)及び一者随意契約
		業者連絡	契約課から決定した業者に対して、決定した旨その他必要事項を電話連絡	契約課から決定した業者に対して、決定した旨、担当課と担当者、その他必要事項を説明
		システムによる確認	担当課は契約事務執行管理システムで決定業者や契約額を確認	同左
8	契約書の取り交わし	契約書の種類	契約課所定の様式の場合	契約書を担当課で用意する場合
		契約書の配布	契約課から業者に契約書を渡す	担当課から業者に契約書を渡す
		契約書の受け取り	業者から契約課に契約書の提出 ↓ 契約課で契約書に押印 ↓ 契約課から業者に契約書を返却	同左
9	着手届	(工事・修繕工事・委託・物品修繕で、契約課所定の契約書を使用した場合) 契約締結の日から14日(委託・物品修繕の場合は7日)以内に、業者から担当課に「着手届(工程表、内訳書、下請業者選任届など)」を提出してもらう ↓ 担当課で着手届を受け取り、内容を確認した上で決裁をとる		
10	支出負担行為	契約事務執行システムで、支出負担行為何票を作成(単価契約の場合は不要)		
11	履行の確認、検査、代金の支払	工事等の完成または納品後、業者から検査願届が提出されたら、14日(委託・物品は10日)以内に検査を行う ↓ 検査終了後、契約事務執行システムで、検査書・出来高査定調書を作成、決裁。 ↓ 請求書の受領 ↓ 請求書を受理した日から40日(委託・物品は30日)以内に支払(財務会計システムで支出命令票を作成)		

(市の「財務会計の手引」より抜粋して記載)

契約事務手続き(担当課扱いの場合)

契約事務手続き		2 担当課扱い(1) 1号随契	3 担当課扱い(2) 2, 3, 4, 6, 7号随契
1	施行伺	契約事務執行システムで作成(施行伺 担当部署用)	契約事務執行システムで作成(施行伺 担当部署用)
2	施行伺に添付する資料	仕様書 図面 等	同左
		概算計算書(設計書)	同左
		契約書(案)	賃貸借の場合、及び契約課所定の様式を使用しない場合は原則として作成しておくこと
		一者随意契約理由書	同左
		製品指定理由書	同左
	担当課実施理由書等	—	担当課で実施する理由書を添付すること。具体的には「柏市財務規則別表第二 3契約 備考1」のどれに該当するか明記すること
3	施行伺の決裁	決裁権限に従い決裁を受ける	同左
4	財政課への合議	契約専決区分に従い合議(工事、修繕は130万円以上、その他は100万円以上の場合、及び流用等を行う場合は必要となる)	同左
5	契約課への合議	不要	必要(「柏市財務規則別表第二 3契約」の備考1の後段) 契約課では次の内容について確認する 1. 担当課で実施する理由 2. 指名業者案又は一者随意契約の理由

6	入札・見積り合わせ	区分		
		仕様書等の提示	担当課で指名した業者に仕様書等を送付	同左
		質疑対応	質疑を受付し回答する ・原則として回答は全指名業者に対して行う ・質疑と回答はFAXまたはメール等により送受信し、受領確認に努める ・可能な限り質疑と回答の期限を設ける	同左
	入札・見積り合わせ	原則として業者を一堂に集めて見積り合わせ(見積書(工事箇所、内容、金額)の徴取)、一者随意契約の場合は一者と見積り合わせ ↓ 結果を契約事務執行システムに入力、「見積り合わせ結果報告」を起票し決裁。 ・決裁には、①徴取した見積書、②契約事務執行システムで出力した請書(契約書)、または担当課で作成した契約書(金額や契約相手が入ったもの)を添付する ・「見積り合わせ結果報告」の財政課、契約課の合議は不要	同左	
7	契約書の取り交わし	契約書の種類	請書(または契約書)を業者に渡す	
		契約書の配布	※金額により請書か契約書のどちらを使用するか決まっている	契約書等を業者に渡す
		契約書の受け取り	業者から請書(契約書)を受け取る 契約書の場合は、担当課で契約書(2部)に押印し、うち1部を業者に返却	業者から契約書等を受け取る ↓ 契約書等に押印 ↓ 業者に契約書等を返却
8	着手届	(工事・修繕工事・委託・物品修繕で、契約課所定の契約書を使用した場合は契約課扱いの場合と同様)	(工事・修繕工事・委託・物品修繕で、契約課所定の契約書を使用した場合は契約課扱いの場合と同様)	
9	支出負担行為	契約事務執行システムで、支出負担行為何票を作成(単価契約の場合は不要)	同左	
10	履行の確認、検査、代金の支払	工事等の完成または納品後、業者から検査願届が提出されたら、14日(委託・物品は10日)以内に検査を行う ↓ 検査終了後、契約事務執行システムで、検査書・出来高査定調書を作成、決裁。 ↓ 請求書の受領 ↓ 請求書を受領した日から40日(委託・物品は30日)以内に支払(財務会計システムで支出命令票を作成) 検査書・出来高査定調書の契約課提出は不要	同左	

(市の「財務会計の手引」より抜粋して記載)

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができない場合の手続きのうち、緊急度の高いケースの契約事務手続きの流れを示すと以下のとおりとなる。

緊急時の契約(緊急度高)	
	1円以上の工事, 5万円以上の修繕工事, 委託, 派遣, 物品, 物品修繕, 印刷, 資材, 賃貸借で特に緊急性が高い場合(身体・生命・財産に関わる災害等への対応など)
1	業者を1者選定 ↓
2	業者に内容を説明(可能な限り仕様書等を作成), 工事・修繕工事の場合は発注書を作成 ↓
3	履行 ↓
4	契約事務執行システムで施行伺(担当部署用)を作成, 決裁 ・施行伺に添付する仕様書, 概算計算書の作成は必要 ・2者以上から見積書の徴取が必要な金額の場合のみ, 一者随意契約理由書(5号随契)の作成必要 ↓
5	見積書の徴取, 見積書(工事個所、内容、金額)の妥当性を審査 ↓
6	見積り合わせ結果報告書を作成, 決裁 ↓
7	契約書の作成, 契約の締結(追認条項を入れること) ↓
8	施行伺の財政課, 契約課への合議(事後報告) (平常時に必要とされる場合のみ) ↓
9	契約事務執行システムで支出負担行為伺票を起票 ↓
10	履行の確認(検査) 検査職員, 検査書等の作成 ↓
11	請求書の受領 ↓
12	財務会計システムで支出命令票を起票, 見積書, 請求書の原本, 契約書の写しとともに会計課へ提出

(市の「財務会計の手引」より抜粋)

1) 施行伺の起案

施行伺とは、契約事務を執行する場合に、所定の決裁権限者の承認を得るための手続きであり、これにより目的とする契約手続きを開始することが可能となる。

執行機関は、契約事務執行システムにおいて施行伺を起票する。すなわち、同システムにおける施行伺入力画面において、予算額、設計額、予定価格等について入力するとともに、必要な添付書類(設計書、仕様書等)を添付して起案する。

2) 見積書徴取・入札等、見積り合わせ結果報告起票、契約締結

契約の種類等に関しては「1. 契約形態 (2) 契約締結方法の種類について」及び「2. 契約及び支出事務の流れ (1) 柏市の契約締結方式」に記載のとおりである。

- ① 一般競争入札については、電子入札システムを利用し実施される。予定価格や最低制限価格については、事前に公表される場合と事前に公表されない場合がある。最低制限価格での提示者が2者以上いる場合にあっては、くじ引きで決定している。

なお、会計年度初日の4月1日から開始される業務に係る契約に関しては、当該年の4月1日までに業者選定を行う必要があるが、この場合、議会による予算承認が未了であるところから入札手続きが実施できず、同様の手続によるもこれを一般競争見積り合わせと称している。

- ② 指名競争入札については、入札参加資格の登録業者の中から選定し、原則的に8者以上の業者を指名することとしているが、指名が困難な場合にはこの限りでない。

また、業者の選定にあたっては、可能であれば市内の業者を優先的に考慮することとしている。

- ③ 随意契約に付するときには、原則として2者以上の者から見積書を徴し、原則として市と業者が一堂に会して見積り合わせを実施しなければならない。ただし、市では見積書の入手につき以下の金額基準を設けている。

契約の種類	2者以上	1者で可	略可
工事	50万円以上	50万円未満	1万円未満
修繕工事	30万円以上	30万円未満	1万円未満
委託・物品・賃貸借・その他	5万円以上	5万円未満	1万円未満

(「柏市財務規則」及び「契約事務の手引き」より)

また、柏市財務規則第139条第1項により、以下の事項に該当する場合には、見積書は1者から徴すればよいこととなっている。この場合には、一者随意契約理由書の作成が必要となる。

- ・契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- ・市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- ・2以上のものから見積書を徴することが適当でない認められる時。
- ・特に緊急を要するため2以上のものから見積書を徴する時間的余裕がないことが明らかであると認められる時。

④ 不調

不調とは、再度入札を実施しても予定価格内の提示がなかった場合や辞退により入札参加者がいなくなった場合等により、契約の相手方が決定されなかった場合をいう。

不調の場合には、業者や設計額あるいは仕様を変更し、再度やり直しを実施するが、時間的な余裕がない等の事情により、随意契約(施行令第167条の2第1項第8号)に移行する場合がある。

⑤ 長期継続契約

各年度で予算措置を行い、当該予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年にわたる契約を締結するものをいう。通常、単年度契約が基本であるが、その契約の性質上、複数年の契約を締結しなければ当該契約に係る事務の執行に支障をきたすようなものについて、条例で定めることにより当該長期継続契約を締結することができる。

これに対し、あらかじめ議会の承認を取り、複数年にわたる債務の負担に関し予算として担保することを債務負担行為という。

3) 予定価格等について

① 設計額(概算額)

設計額(概算額)は積算価格であり、予算策定時に予算額の根拠となった数値をもとに、過去の実績、市場価格、他部署・他市等における同種業務の実例価格等を参考に算定することとされている。

通常、工事、測量・建設コンサル関係の業務に関しては千葉県より公表されている積算基準(単価や工数等)をもとに積算ソフト ADPEC を利用して積算価格が算定される。それ以外の業務については、業者からの参考見積書、過去の実績があれば当該内訳書、他部署や他市の状況等をもとに算定されることとなる。

設計額(概算額)は、担当課が積算を行う。

② 予定価格

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する際に、契約金額を決定する基準とし

てあらかじめ決定しておく金額である。

地方自治法第 234 条 3 項において、「一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとする」とされており、入札・見積合わせ前に定められた予定価格を超えた金額で契約を締結することはできないこととなっている。

また、予定価格は競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものであるが、価格の総額について予定価格を定めることができないものに関しては、単価に関して予定価格を定めることができるとされている(柏市財務規則第 126 条)

予定価格は、設計額(概算額)をもとに以下のように決定される。

- ・担当課扱い(随意契約)

通常、予定価格と設計額(概算額)は同額とされる。

- ・契約課扱い(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)

担当課が積算した設計額(概算額)をもとに、契約課で独自に算出する。

なお、予定価格は、「柏市契約事務取扱要領」によれば、工事等のうち次に掲げる案件については、原則として予定価格の事前公表を行うこととなっている。

- ・制限付き一般競争入札で実施する案件
- ・郵便入札により実施する案件
- ・複数単価契約の案件(ただし、一者随意契約を除く)
- ・その他、市長が必要と認める案件

③ 最低制限価格

施行令第 167 条の 10 第 2 項に定められた制度であり、その内容は以下のとおりである。

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの

(総務省ホームページより)

市は、制限付き一般競争入札で実施する予定価格に対する最低制限価格の基準額を「柏市契約事務取扱要領」において定めている。

たとえば、当該要領第 13 条により、工事、修繕工事に係る入札のうち予定価格が 5 億円未満の案件においては、必要に応じ最低制限価格を設けることができるとし、予

定価格の内訳に対し、

直接工事費の 95%

共通仮設費の 90%

現場管理費の 80%

一般管理費の 30%

で算出した額の合計額とする。ただし、当該金額が予定価格の 90%で算出した額を超える場合にあっては 90%で算出した額、予定価格の 70%で算出した額に満たない場合にあっては 70%で算出した額とされる。

上記のほかの業務委託に係る入札においてもそれぞれ算定基準が定められている。

なお、「柏市財務規則」により最低制限価格を付した場合においては、入札の公告においてその旨を明らかにすることが求められている。

4) 支出負担行為の整理

支出負担行為とは、地方公共団体が法令又は予算に基づいて決定される「支出の原因となるべき契約その他の行為」（地方自治法第 232 条の 3）をいい、歳入の場合の調定に対応する行為である。

たとえば、工事・製造等の請負契約又は物品の購入契約のような私法上の債務を負担する行為、補助金の交付決定のような公法上の債務を負担する行政行為、地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出を決定する行為、給与その他の給付の支出を決定する行為、地方公共団体内の会計間における公金の繰入れを決定する行為等がこれに当たる。

支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、かつ、予算執行計画に準拠して行う必要がある（柏市財務規則第 59 条第 1 項）、支出負担行為の金額は、歳出予算の配当の金額や予算執行計画に定める事業計画の金額を超えてはならないとしてその限度が定められている（同第 60 条）。

支出負担行為をするには、執行機関が財務会計システムにおいて支出負担行為伺票又は支出負担行為伺兼支出命令票を起票し、支出負担行為の内容を示す書類を添えて一定の時期に決議をする必要がある（同第 62 条）。

なお、支出負担行為の事前審査制度として、原則として、1 件 1,000 万円以上の経費について支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ、その内容を記載した帳票類を会計管理者（会計課）に回付し、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないことについて審査を受ける必要がある（同第 64 条）。

5) 契約の履行、履行確認

契約の適正な履行を確保するために、市長（建設工事以外のものにあつては予算執行者）は自らまたは職員、もしくは職員以外の者に委託して、建設工事またはそれ以

外の契約行為について必要な監督を行わなければならない。監督を行う者は、契約に係る設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験または検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない(柏市財務規則第 151 条)。

また、①契約者の給付の全部が完了したとき、②給付の全部の完了前に出来高に並び、対価の一部を支払う必要があるとき、③物件の一部の納入があったとき、または契約による給付の一部を使用しようとするとき等の場合、その給付内容(品質、規格、性能、数量等)が契約内容に適合しているか、確認をするために必要な検査を行わなければならない(同第 152 条、財務会計の手引)。

なお、監督職員と検査職員との兼務は避ける必要がある。

検査職員と案件ごとの役職の関係は以下のとおりである。

工事	(1) 250 万円以上及び総務部長が指定した工事 →技術管理課の職員(専門検査職員) (2) 250 万円未満(総務部長が指定した工事を除く) →工事担当課長が所属職員の中から指名した職員(指定検査職員)
修繕工事・委託 物品・賃貸借	100 万円以上 課長 100 万円未満 10 万円以上 主査(4 級)以上 10 万円未満 担当以上

(柏市「契約事務の手引き」より)

検査職員は検査の結果につき検査書及び出来高査定調書を作成しなければならない。検査書及び出来高査定調書の作成基準は以下のとおりである。

工事・修繕工事 物品修繕	100 万円以上 必要 100 万円未満 省略可
委託	50 万円以上 必要 50 万円未満 省略可
物品・賃貸借 単価契約	省略可

(柏市「契約事務の手引き」より)

6) 請求書の受理

支出命令は、原則としてすべて債権者からの請求書の提出を待って行う必要がある(柏市財務規則第 68 条)。

7) 支出命令

支出命令とは、地方公共団体の長が、当該団体の歳出について、債務が確定した旨を会計管理者(会計課)に通知し、その支出を命令することである。

会計管理者(会計課)は、独立した権限を持つ会計機関として出納に関する事務をつ

かさどるものであるが、その行為は、会計管理者のみで行使できるものではなく、地方公共団体の長の命令によってはじめて行われるものである(地方自治法第 232 条の 4 第 1 項)。

支出命令は、執行機関が財務会計システムにおいて支出命令票(単価契約以外の場合)または支出負担行為併用支出命令票(単価契約の場合等)を起票し、関係書類を添付して会計管理者(会計課)に送付することにより行う必要がある(柏市財務規則第 67 条)。

なお、執行機関が、支出命令をしようとするときは、法令、契約その他の関係書類に基づき、一定の事項を調査し、その内容が適正であることを確かめなければならない(同第 67 条第 2 項)。

8) 支出負担行為の確認

会計管理者(会計課)は、支出命令を受けた場合において、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、及び当該支出負担行為に係る債務が確定していること等を確認した上でなければ支出することができない(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項)。

具体的には、会計課は、支出命令を受けたときに、予算の範囲であること、債務が確定していること、支出すべき時期が到来していること、必要な書類が整備されていること等を確認した上で支出の決定をしなければならない(柏市財務規則第 83 条)。

9) 指定金融機関等への支払請求

会計課は、支出の決定をしたときは、公金振替に係るものを除き、指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、または指定金融機関に通知して債権者に支払うための手続を行う(柏市財務規則第 84 条)。

10) 水道事業の位置づけ

柏市の水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける事業であり、公営企業法第 2 条に規定される公営企業として独立採算制をとり、組織、財務、職員の身分等に関して地方公営企業法の規定が適用される。当該公営企業には、地方公共団体の長により管理者が任命され、水道事業管理者として、業務を執行し、当該組織を代表する。

したがって、柏市の水道部に関しては、本庁からは独立した独自の管理が実施されている。ただし、本庁の職務執行の組織や形態とは異なるが、契約事務や支出事務の流れについては基本的に同じルールが適用されている。

(3) 契約事務と財務事務に係るシステムの概要

1) 契約事務に関するシステム

市の契約及び支出に係る事務執行のシステムとして、

- ①契約事務執行システム
- ②契約管理システム
- ③財務会計システム

の3つのシステムが存在する。これらのシステムは市のシステム業務の委託先である、外郭団体の(株)ディー・エス・ケイのサーバを利用し、システム構築がなされている。

① 契約事務執行システム

全部署を対象として、契約事務に関する施行伺起票・担当課案件の管理・工事検査処理を行うシステムである。契約課案件については、従前より全て当該システムによる運用がなされていたが、担当課案件については全てではなく、平成23年4月の庁内の説明会から、価格交渉の余地がない委託等の契約等についても対象とされたことにより、全て当該システムによる運用が要求されている。

また、管理主体が別となる水道部においても当該システムは利用可能であるが、現時点では当該システムを利用しておらず、入札業務をつかさどる水道部総務課においては次に説明する契約管理システムを、また、水道部の各担当課にあつては表計算ソフトを利用し、施行伺起票等の業務を実施している。

② 契約管理システム

契約課及び水道部総務課を対象として、契約担当課窓口案件の契約事務を管理するシステムである。当該システムは契約事務執行システムのデータ及び電子入札情報に基づき、契約事務データを作成・保管している。

③ 財務会計システム

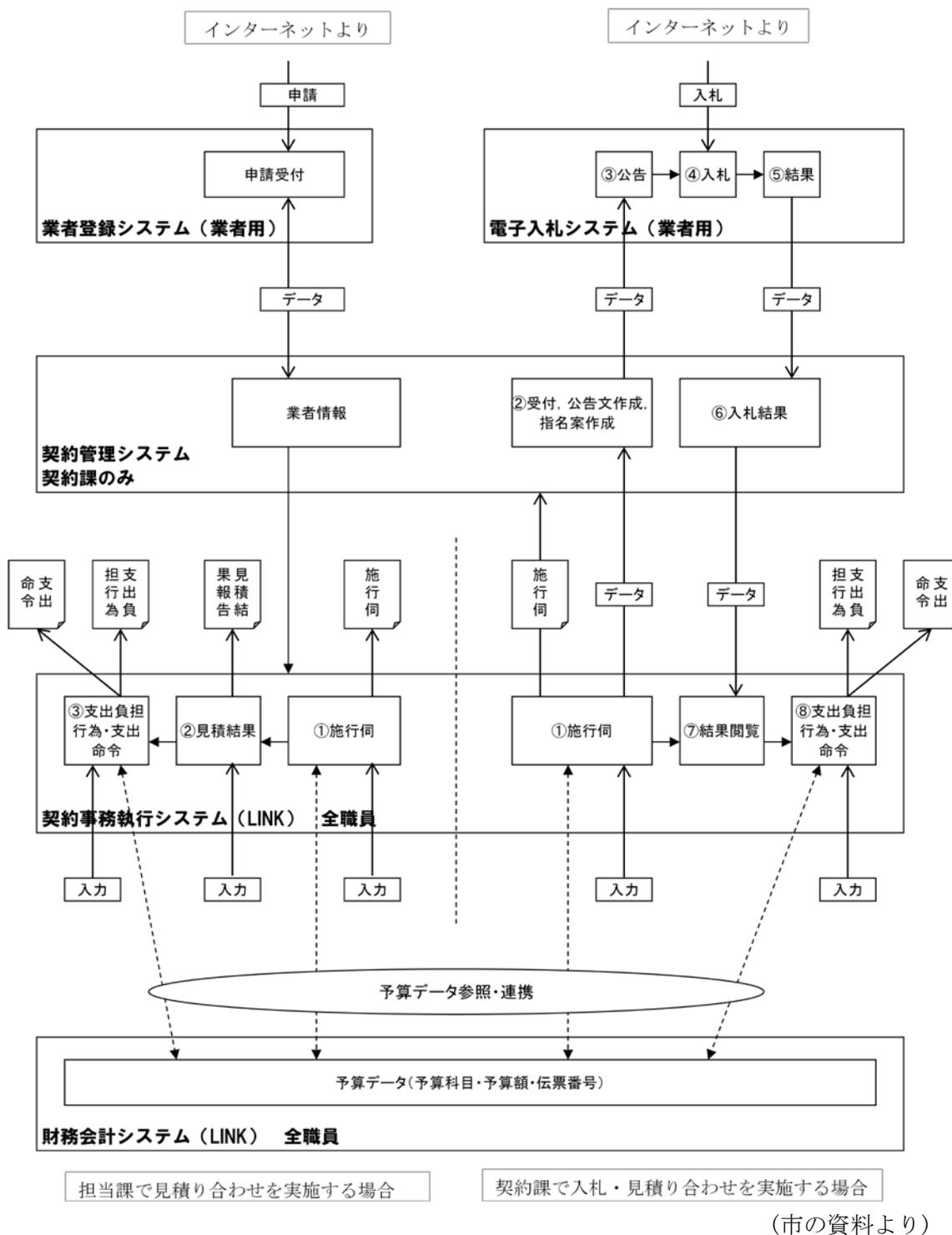
全部署を対象として、支出のための負担行為伺票・支出命令票等の伝票の起票と管理を行うシステムである。

以上を図表化すると以下のとおりとなる。

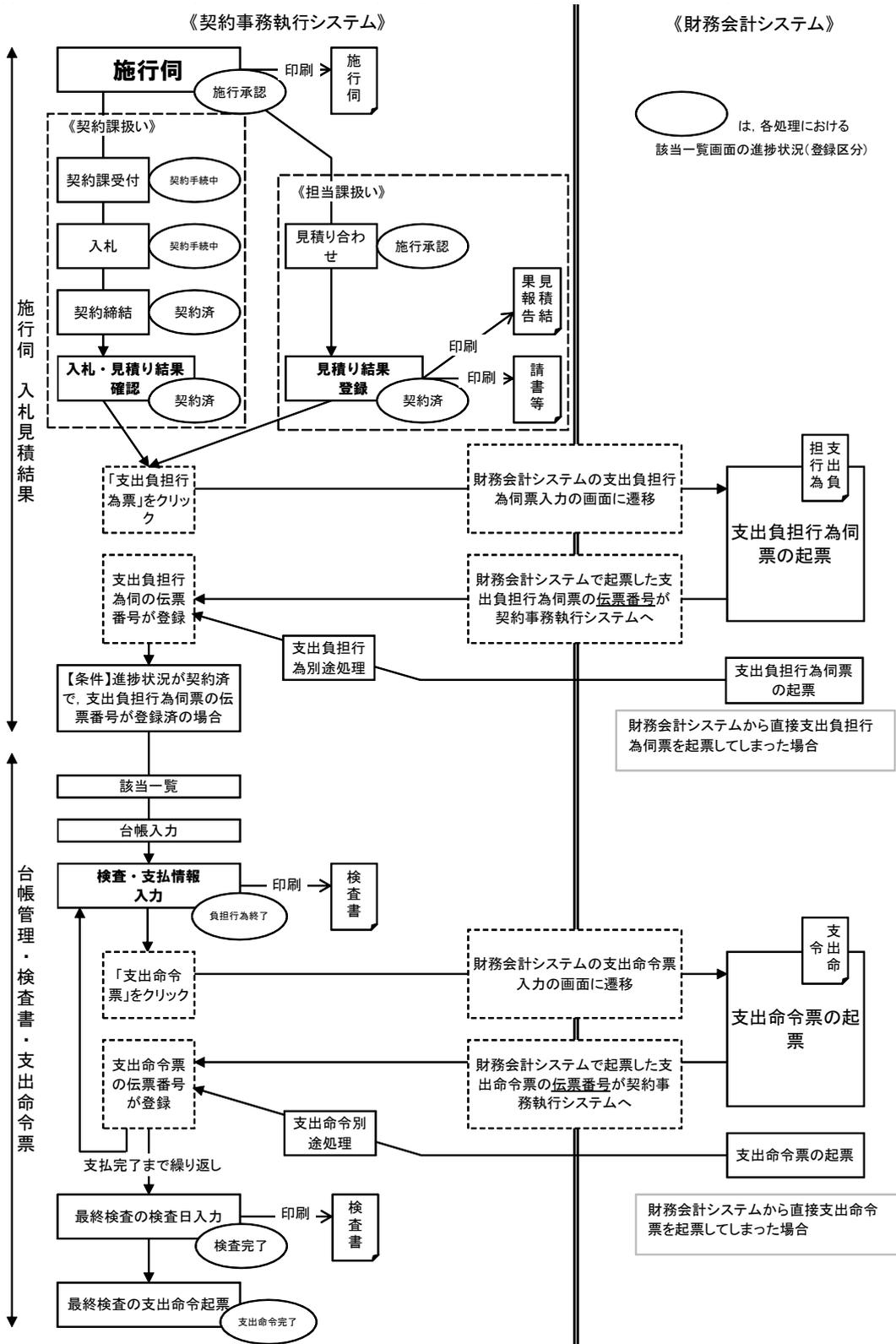
システム名	水道部を除く他部署全て		水道部	
	契約課	担当課	総務課	担当課
契約事務執行システム	○	○ (平成23年4月の庁内説明会よりデータ入力義務化)	×	×
契約管理システム	○	×	○	×
財務会計システム	○	○	○	○

なお、水道部に関しては、情報システムに関する専任部署及び専任者が設けられていない。

2) 業者登録及び電子入札を含めたシステムの相関図



3) 契約事務及び財務事務に係る事務執行のフローチャート



(市の「財務会計の手引」より一部抜粋)

4) 各システム間の連携

① 契約管理システムと契約事務執行システムの連携

契約管理システムと契約事務執行システムは、システムの連携が図られている。つまり、契約管理システムは契約事務執行システムのデータ及び電子入札情報に基づき、電子入札に係る契約事務データを作成・保管し、契約事務執行システムへデータ転送している。

② 契約管理システムと財務会計システムの連携

契約管理システムと財務会計システムはシステム連携していない。

③ 契約事務執行システムと財務会計システムの連携

契約事務執行システムと財務会計システムは、完全には連動していない。財務会計システムで起票された支出負担行為伺票及び支出命令票の伝票番号は契約事務執行システムへデータ転送されるが、その他の情報はデータ転送されない。さらに、データ転送される条件は、契約事務執行システムから画面遷移により財務会計システムに伝票を起票した場合のみで、直接財務会計システムから伝票を起票した場合は、契約事務執行システムとは関係なく、伝票処理が行われる。

このような財務会計システムから直接起票する場合として、例えば各種消耗品の購入や単価契約による購入等が挙げられる。契約事務執行システムと財務システムとの完全な連動の形態を取っていないのは、契約書を作成する必要のない消耗品の購入のような案件が圧倒的に多数であり、直接起票による仕組みが不可欠であることによる。

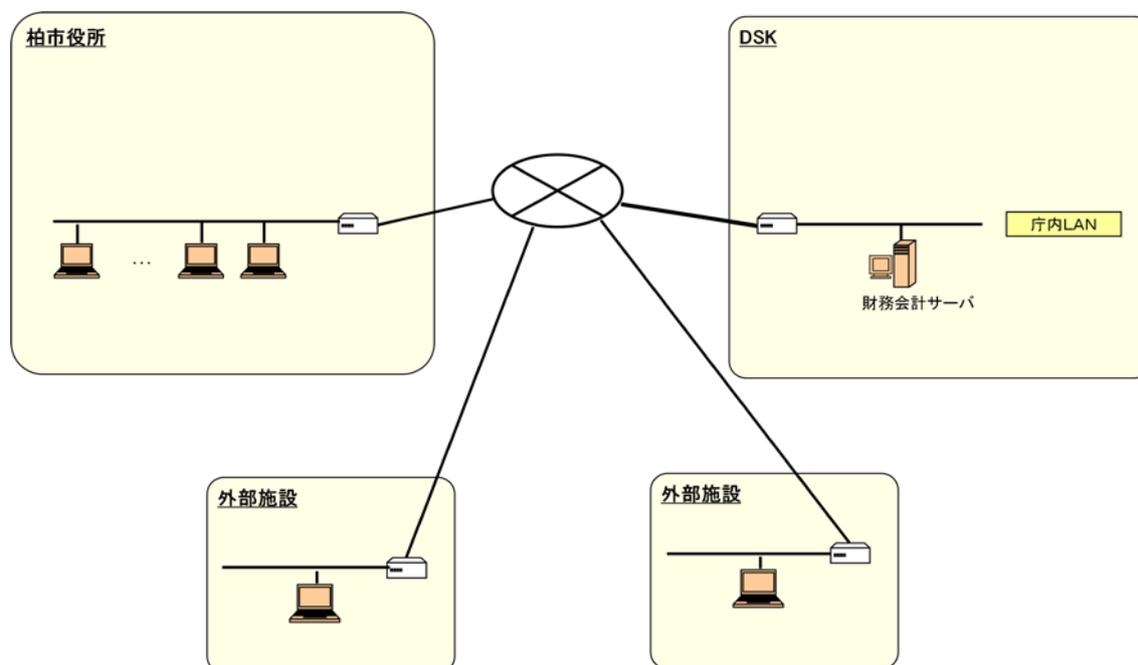
5) 各システムの構成

システム名称	財務会計システム	契約事務執行システム	契約管理システム
主な機能	伝票の起票と管理(負担行為 伺票、支出命令票、配当替 など)	施行伺起票、 担当課案件の管理、 工事検査処理	契約担当課窓口案件の契約 事務を管理
主要ユーザ部門	全部署	全部署	契約課
稼働開始年月日	2004/4/1	2008/4/1	1999/4/1
開発形態	委託開発	委託開発	委託開発
開発・変 更・運用 担当部門	プログラム開発	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ
	プログラム変更	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ
	コンピュータ運用	㈱ディー・エス・ケイ	㈱ディー・エス・ケイ
クライアント端末数	1,900	1,900	25
運用形態	Web サーバ	Web サーバ	クライアントサーバ

(市資料より)

(注) ㈱ディー・エス・ケイは、市が出資する外郭団体であり、地方自治体向けの共同利用型データセンターとして、各種業務システムの開発、運用に携わっている。共同利用型のデータセンターであるため、各種サーバは㈱ディー・エス・ケイに、操作端末は市にあり、それらをネットワークとして構成している。その内容は以下のとおりである。

< 柏市契約事務執行に係るシステムネットワーク概要図 >



(市の資料より)

3. 過年度の不祥事対応と内部管理体制の改善について

(1) 過年度の不祥事の概要

市の公共汚水柵設置工事の発注に関わり、業者から金銭を授受したとして平成 22 年 10 月 27 日に収賄容疑により職員が逮捕されるという事件が発生している。

また、これに関連して当該職員が担当していた案件に係る工事代金の支払遅延や未払い等による不祥事も発覚している。

この事件により、市は不祥事への対応として、従来から実施している契約事務手続きの実態調査と当該手続きの見直しを行った。この対応により平成 23 年度に契約事務手続きが従前と比べ、大きく変更されている。したがって、契約事務手続きの内部統制を検討するうえで当該対応を十分理解する必要がある。

また、平成 22 年度の包括外部監査の報告書「下水道事業の財務に関する事務の執行」においても当該不祥事について言及されており、そのフォローアップが必要と考える。

不祥事の経緯は平成 22 年 11 月 15 日の「広報かしわ」において以下のとおり記載されている。

事 件 の 経 過	
平成 17 年度～20 年度までの期間に不正行為が行われていた	
平成 22 年 7 月 5 日	市に「複数の関係業者から借金をしている職員がいる」との情報が寄せられる
7 月 6 日	当該職員に事情聴取を行い、市内関係業者 5 社に借金をしていることが発覚
7 月 7 日	当該職員が担当していた工事の支払い遅延と工事代金の未払いがあると、関係業者から申し出を受けていることが発覚
7 月 12 日～	当該職員・関係職員と関係業者 5 社に事情聴取を行う
9 月 8 日	関係業者との間に金銭の授受があったとして、柏警察署に相談
9 月 15 日	懲戒審査委員会を開催し処分内容を審査
10 月 7 日	同日付で当該職員を懲戒免職(解雇)し、管理監督職員 3 人を戒告、訓告、文書注意の処分とする
10 月 27 日	当該職員が収賄容疑で逮捕

(2) 柏市の不祥事対応

前述の「広報かしわ」においては、事件の経過とともに当該不祥事の発生した要因を以下のように分析している。

- ① 随意契約を利用し自己の都合のいいように処理できるシステムであったこと。
- ② 問題の本質に対応しなかった組織体質であったこと。
- ③ 古くからの慣習にならい、仕組み自体の問題に気付かず、変革意識が欠落していた職場風土であったこと。

市では、上記のような見解に立ち、問題となった担当課における工事の発注に係る契約事務の状況を明らかにし、さらに不祥事の発生の元となった慣習や組織体質を特定するために、全部署を対象に工事契約に係る「契約事務実態調査」を実施している。

(3) 契約事務実態調査

契約事務実態調査に関しては、平成 23 年 3 月 1 日付で市のホームページにおいて「契約事務実態調査の結果について」というタイトルで、その調査結果が公表されている。以下当セクションの記述は当該記載内容に基づき記述、または抜粋記載を行っている。

当該調査は副市長を筆頭に総務部、財政部、会計管理者を中心に庁内で組成された調査チームにより、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 ヶ年における、契約課の取り扱い案件でない、担当課の専決により執行された工事請負費(全件)及び修繕料(備品及び車両に係るものを除く)に関わる支出(調査時点における未払金含む)に対し実施された。

調査対象部署は全所属 135 部署にまたがり、市長部局 70 部署、行政委員会等 23 部署において調査対象となる予算科目の支出が確認された。当該調査は書面調査、財務会計データとの突合、ヒアリングにより実施されている。

当該調査の結果、財務規則に適合しない行為が、全部署の約 3 割にあたる 42 部署において、3 年の間に約 5 千件、金額にして約 27 億円行われていたことが確認されている。

同調査は以下の問題点を確認すべく、以下の 12 項目に関するアンケート調査によって行われている。

No.	質 問 項 目 ※()は柏市財務規則を示す
1	予定した工事(修繕)の内容に合わせた適正な設計・積算を行っている
2	見積書を徴する業者は、偏りがなく公平に選定されている
3	契約金額が 10 万円以上の契約に際しては、2 者以上から見積書を徴している(139 条)
4	見積書の徴収は適切に行われている(契約予定者から他者の見積書を徴するなどの不適切な対応をしていない)
5	見積書の徴収や契約の手続きを経ずに、指定した業者に着手を指示する先行発注はしていない
6	契約の適正な履行確保のため、監督職員を指名して必要な監督を行っている(151 条)
7	契約に基づく給付の完了確認のため、検査職員を指名して必要な検査を行っている(152 条)
8	監督職員と検査職員は異なる者を指名して、それぞれの業務にあたらせている
9	すでに発注及び給付が完了している案件を、事実と異なる検査日を記載するなどして、翌年度会計または前年度会計で支出していない
10	本来 130 万円以上となる 1 案件を、複数に分割して担当課契約扱いとしていない
11	やむを得ない事情により過年度払いが生じた場合には、市長決裁などの手続きを経て、適切に処理している
12	当時の担当者などからの聞き取りを含め、工事等を依頼して給付が完了されているのに、未払いとなっている案件はない

前述のアンケート調査によって、以下の内容が判明し、報告されている。

契約事務の形態	件数	金額(円)
相見積りや先行発注に係るもの(No.4,5)	5,078	2,714,925,700
支出会計年度や過年度払いに係るもの(No.9,11)	80	66,570,000
分割発注・契約に係るもの(No.10)	106	188,884,912
未払いに係るもの(No.12)	3	1,013,250

* ()は調査の質問項目ナンバーを表す。

① 調査結果に対する対応

調査チームは、問題点の本質を以下のように分析している。

認識された問題点		問題点の内容
1	緊急時への対応に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の陥没、漏水、トイレの故障など、事故防止や利用者の安全確保などから早急な対応が求められる事案について、一者随意契約による対応ができるにもかかわらず、形式的な契約方法をとっていた。 ・緊急時において適切に対応できる受注者側の体制についても、事前の情報収集が不足している。 <p>(一者随意契約のルール化、業者指名のルールの明文化、受注体制の確保等)</p>
2	少額の予算執行への対応に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・二者以上からの見積もりを徴する必要がない場合として、工事においては契約金額 10 万円未満、修繕工事においては契約金額 5 万円未満と定めているが、受注者と発注者双方の事務効率などを勘案すると、一者随意契約の範囲を見直す必要がある。 <p>(一者随意契約金額の引き上げ、単価契約の活用等)</p>
3	予算の適正な執行システムや体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課専決における契約から監督、検査、支払までの一連の事務について、担当職員、担当リーダー、課長のそれぞれの役割と責任を再度見直し、明確にする必要がある。
4	職員の意識に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公金を扱っている認識の不足や長年の慣例、前例踏襲主義等を改善する必要がある。また、財務規則の遵守などコンプライアンス意識を高める必要がある。 <p>(研修の徹底と意識改革)</p>

② 再発防止策

これらの問題点の検証により、次の再発防止策を策定している。

見直し対象項目	再 発 防 止 対 策
1 予算執行体制の見直し	<p>ア 工事及び修繕(工事に準ずるもの)契約の手引きの作成 地方自治法や財務規則等の法令の解説を示すとともに、緊急性に該当する場合を例示した工事及び修繕(工事に準ずるもの)契約の手引きを作成し、適切な契約事務と業務の効率化を図る。</p> <p>イ 公平な業者選定のルール化 緊急性のある工事等において、業者側の対応や機動性の違いにより生じる業者選定の偏りを防止するため、一者随意契約設定金額の見直しに伴い、業者選定の考え方・根拠等を各部署ごとに整理し、職員への浸透を図る。</p> <p>ウ 財務規則における一者随意契約設定金額の見直し 先進自治体の例などを参考に、業務実態に合わせて、工事においては契約金額50万円未満、修繕(工事に準ずるもの)においては30万円未満に引き上げを行う。</p> <p>エ 管理職等による工事等の発注、進行状況の把握 工事及び修繕(工事に準ずるもの)は、全て契約事務執行システムにより「施行伺い」を起票することとし、管理職等の複数人による工事発注状況の把握を行う。また、緊急性等特殊事情を理由とする契約についての手順や基準については、所属長が定める。</p> <p>オ 工事、修繕(工事に準ずるもの)に係る管理・監督をする部署の設置 市有建築物を中心に施設の保全(工事等)にあたる部署を設置し、施設の効率的な維持管理業務を行えるようにする。</p>
2 検査、監督体制の改善	<p>ア 工事検査に係る関係法令、要領等の説明を定期的実施(財務会計説明時などに実施)するとともに相談業務窓口を常設する。</p> <p>イ 工事検査課における検査実施対象金額の引き下げを実施 現行の工事請負金額500万円以上を、250万円以上に引き下げる。</p> <p>ウ 250万円未満の工事請負契約に対する任意抽出検査(指導)を実施する。</p> <p>エ 工事監督要領の拡充改正を行い、多岐にわたる監督業務マニュアルを策定する。</p> <p>オ 上記ア～エを考慮した技術職員研修を企画立案し、継続的に実施する。</p> <p>カ 実態に合わせた検査、監督職員の指名</p>
3 職員の意識改革	<p>ア 公務員倫理研修等の充実 公務員倫理やコンプライアンス研修を実施する。</p> <p>イ 研修体制の充実 現在の庶務担当者を対象とした財務会計事務説明会に加え、所属長レベルを対象とした説明会を新たに開催し、管理職としての責務や課長専決の主旨の共通理解を図る。</p>
4 その他	<p>ア 継続的なモニタリング 調査チームを継続し、随時(抜き打ち)監督・検査を行い、引き続き適正な契約事務の徹底を図るとともに、モニタリングを行うことで全庁的なフォローを図る。</p>

③ 継続的モニタリング

前記 4 に記載の調査チームの継続的なモニタリングに関しては、下記の内容で実施されている。

調査実施日	対象部署	調査内容
平成 23 年 5 月 30 日	下水道維持管理課 及び学校施設課	<p>2 課を対象に下記の項目につき、ヒアリングにより調査を実施</p> <p>(下水道維持管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事・緊急工事運用基準について ・今年度の補修工事について ・公共汚水枡の工事(担当課)について ・緊急工事について ・年度末の工事の発注時期について ・小規模工事について ・財務規則の改正及び事務の適正化について ・案件の共有化について <p>(学校施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模工事・緊急工事運用基準について ・業者の選定について ・学校の緊急工事について ・学校で 5 万円弱の発注が多かったことについて ・二者以上の見積り合わせ等について ・先行発注について <p>上記 2 課のヒアリング結果は、いずれも契約事務を適正に執行しているという結論となっている。</p>
平成 24 年 7 月 4 日	土木部、都市部、生涯学習部、こども部、地域づくり推進部	平成 23 年度定期監査における「小規模・緊急工事(修繕)に関する運用基準」に関する指摘事項とその対応策につき協議し、適切な対応を目指す。

4. 契約及び支出事務に係る内部統制について

市の契約及び支出事務に係る内部統制に係る主要な牽制機能をまとめると以下のとおりである。

項目	統制項目	統制内容
契約事務に関する規則	地方自治法、施行令 柏市の各種規則、ガイドライン等	契約事務に関する柏市独自の規則あるいはガイドラインとして以下の規程を整備し、事務執行の均一化とコンプライアンス対応を図っている。 柏市財務規則、柏市契約事務取扱要領、柏市制限付き一般競争入札参加条件設定基準、柏市指名業者選定基準、契約事務の手引き、財務会計の手引、柏市随意契約ガイドライン、柏市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン、長期継続契約の手引
契約準備	施行伺い	職務権限規定の決裁基準に基づき、以下の事項を前提として歳出予算の範囲内で契約事務手続きの実施につき承認を受けることとしている。最も重要な手続きである。 ・契約の内容、期間 ・適正な積算に基づく契約金額の目安としての設計額(概算額) ・予算措置区分や予算(残)額
	一者随意契約理由書	競争入札が原則であるので、随意契約(特に例外的な一者随意契約)で契約締結する場合には、承認を受けることとしている。
	必要書類の契約課への提出	仕様書、概算計算書、契約書(案)等の書類につき、契約課へ送付し、内容の確認を実施している。
	緊急工事施工伺兼緊急発注書	緊急工事が必要な案件につき、担当課内での発注が可能であるため、所属長の承認を必要としている。
	緊急発注時の業者の選定実績表	緊急発注時においては、担当課の恣意性が介入するため、担当課内のルールとして、業者の選定実績表を作成し業者選定が偏らないよう努めている。
入札・見積り合わせ	電子入札 紙入札 見積り合わせ	業者の談合等を防止するため、業者を一堂に集めての仕様説明等は禁止。電子入札システムやメール、FAX等を利用。紙入札・見積り合わせは一堂に会してその場で実施。入札結果や見積り合わせ結果については、報告書を作成し、担当課の所属長の承認を取った上で保管する。
	ホームページでの入札結果及び随意契約結果の公表	市のホームページにおいて入札結果等の公表を行い、公明性や公正性を担保している。
契約	契約書	契約内容を明確に規定し、後日問題が生じないよう契約書を作成。 契約変更が生じる場合には、施行伺いから再度実施し、承認をとる。 金額が変動する場合には、当初契約の落札率の範囲内で決定する。
契約履行	現場確認、業務日報等の閲覧	監督職員による指示監督
請求受け入れ	請求書	支払根拠を明確にするため、業者の給付に対する支払いにつき、業者からの請求書の入手を必須としている。

項目	統制項目	統制内容
履行確認	検査書	検査職員による検査。一定の金額基準により本庁の技術管理課の検査を受けることとされている。
支払い	各種必要書類	会計課による支払証憑のチェックにより支払がなされる。
システム入力	契約事務執行システム、契約管理システム、財務会計システム	契約事務及び支出事務に関しては、右記の情報管理システムへの入力が義務付けられ、データ保持されている。

II. 指定管理者の指定の概要

1. 指定管理者制度について

指定管理者制度とは、平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により新たに設けられた制度であり、地方公共団体が指定する団体に市が設置している「公の施設」の管理運営を行わせることで、民間手法の活用を可能にし、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的とするものである。

なお、ここで「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう(地方自治法第 244 条第 1 項)。従って、公の施設の管理手法を検討する場合は、単なる財産(不動産)としてではなく、その目的実現のための 1 つの手段として、施設のあり方自体について検討する必要がある。

市では平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度は、従来採用されていた管理委託制度と比べ、以下の点で異なる。

①管理の代行である点
従来の管理委託制度が管理権限を有さない業務の執行を委託するものであったのに対し、指定管理者制度は委任契約として管理権限を含めた業務の執行を委任するものである。 これにより処分性のある行為である使用許可を委任契約により実行可能となり、指定管理者の裁量の余地が与えられる。
②受託主体の範囲が拡大した点
従来の管理委託制度にあつては、受託主体が公共団体、公共的団体及び地方公共団体の出資法人(1/2 以上の出資)に限定されていたが、指定管理者制度にあつては、法人その他の団体(民間企業可。法人格は不要。個人不可)であれば、特段の制約はない。 これにより、管理主体を幅広く求めることが可能となっている。
③利用料金制の採用
施設の管理から生じる使用料等を受け取り、施設管理のための管理経費に充当することができる利用料金制が指定管理者制度では認められている。 これにより、指定管理者のインセンティブを高めることが可能となっている。

指定管理者制度の導入に当たって考慮すべき事項を市では以下のとおり列挙している。

●施設設置の成果 他の管理運営方法と比較して、当制度が施設の設置目的を達成するための、より効果的かつ効率的な方法であること
●市民サービスの向上 指定管理者のノウハウ活用などにより、サービスの向上が期待できること (例)施設の利用促進(利用者数の増加) 開館日、開館時間の拡大(利用条件の改善)

利用者からの要望に対する柔軟な対応
新たな発想による自主事業の企画運営など

●経費の節減

指定管理者のノウハウ活用などにより、経費の節減が期待できること
(例) 柔軟な人材活用、コスト意識の徹底など

●民間市場の発達(市場性、代替性)

同種又は類似のサービスを提供する民間市場が一定程度発達していること
規模等を勘案し、当該施設を管理運営できる団体等が存在していること
(ただし、民業を圧迫しないことが必要)

(市資料「指定管理者制度の手引き」より)

2. 指定管理者の指定方法

1) 指定管理者選定の流れ

上記検討を含めた指定管理者による管理運営までの主な流れは以下のとおりである。

1. 管理運営方針の決定等

施設の設置目的を効果的に実現するための管理運営方針の決定。
決定した方針を踏まえ、指定管理者に期待する要求水準、指定期間、指定管理料などを決定するとともに、設置管理条例の制定・改正を行う。



2. 指定管理者の募集

募集要項や仕様書等を配布。
その後、個別説明会や質疑応答を経て、応募団体からの申請を受付。



3. 候補者の選定

指定管理者候補者選定委員会において、書類審査や面接審査を通じて指定管理者候補者を選定。
その後、市長決裁を経て市議会に指定議案を上程。



4. 指定管理者による管理運営の開始

指定議案が議会において可決された後、指定期間到来までの間に指定・協定を締結。
引継ぎを行った後、指定期間の到来により、指定管理者による管理が開始。

(市の資料より作成)

前記 4. に記載のとおり、旧管理委託制度では委託契約であった契約形態が、指定管理者制度においては指定・協定となり、これは自治法上の「契約」には該当しない。

2) 指定管理者の選定方針

市の指定管理者の選定方針は以下のとおりである。

① 募集方法

公募が原則であるが、下記のような特別の事情のある場合には公募によらないことができる（「柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 2 条第 2 項）。

- ・ 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
- ・ 公の施設の設置の目的、規模、機能等の観点から特定の団体に管理を行わせることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。

② 指定期間

指定期間は、制度の趣旨を十分活かせるよう競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、概ね 5 年を原則としている。

③ 指定管理者候補者選定委員

指定管理者の選定は指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という）により行われる。選定委員会のメンバーは委員長を副市長（指定期間における指定管理料等の総額が 5,000 万円以上の場合）、副委員長を企画部長、その他委員を総務部長、財政部長、公の施設を所管する担当部の長、契約課長、その他必要と認める者と「柏市指定管理者候補者選定委員会設置要領」において規定されている。

また「指定管理者制度の手引き」には、施設について専門的な知識を有する外部の専門家を選定委員会の外部委員として参加させる旨が記載されおり、外部委員は実施要領に定める「その他必要と認める者」として選定委員に任命されている。

なお、指定管理者の候補者の申請を行った団体の役員等を兼任している者は、選定委員会の委員長または委員として選定の採決に加わることはできないこととなっている。

3. 指定管理者制度に係る内部統制について

市が定めている指定管理者制度に関わる主な内部統制は、以下のとおりである。

- (1) 公の施設の運営方針が不明確となるリスク
⇒ 「経営管理本部」の開催

- (2) 指定管理者の管理内容が不明確になるリスク
⇒ 「仕様書」により委任内容の詳細を規定

- (3) 公募前に選定基準が不明確になるリスク
⇒ 「募集要項」の規定・「導入方針検討委員会」の開催

- (4) 候補者を適切に選定出来ないリスク
⇒ 施設に対して専門的な知識を有する外部委員を含めた「候補者選定委員会」が原則2回審査(書類審査・面接審査)を実施。
(財務書類については公認会計士による財務分析を実施)

- (5) 指定管理者選定後、指定管理者が恣意的な管理運営を行うリスク
⇒ 「【指定管理者】事業概要報告書兼運営結果確認シート」の作成によるモニタリングの実施。その結果を基にした指導・監督の実施。

なお、支出事務に関しては、財務会計システムを利用し事務の執行がなされている。

第3 監査の結果及び意見

I. 契約（工事、修繕工事、委託、物品購入、賃貸借）及び支出事務

1. 契約事務実態調査に関するヒアリングの実施

(1) 平成22年度の不祥事の発生とその対応としての実態調査

前述(P.28 参照)のとおり、市では、平成22年度に市職員による不祥事が発覚したことに伴い、担当課における工事等の発注に係る契約事務の状況を明らかにし、今後の再発防止に向けて対応策を講じるため、調査チームを組成し、契約事務実態調査を実施した。

(2) 実施した監査手続

上記契約事務実態調査とその後の再発防止策の内容を検討し、また、再発防止策が各担当課にどのように浸透しているかを確認するため、以下の部署に対してヒアリングを実施した。

調査チーム側（作業班含む）	調査対象側
<ul style="list-style-type: none"> ・財政課 ・契約課 ・会計課 ・技術管理課 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道維持管理課 ・道路維持管理課 ・公園管理課 ・学校施設課 ・公設市場 ・スポーツ課

なお、ヒアリング対象部署は、契約事務実態調査において財務規則に適合しない不適切な例が見受けられ、金額的に多額となった部署を選定した。

契約事務の形態	ヒアリング選定部署		全該当金額 千円
	金額 千円	割合	
相見積りや先行発注に係るもの (No.4,5)	2,359,657	86.9%	2,714,925
支出会計年度や過年度払いに係るもの (No.9,11)	66,570	100.0%	66,570
分割発注・契約に係るもの (No.10)	175,048	92.7%	188,884
未払いに係るもの (No.12)	1,013	100.0%	1,013

(注)表中の No.は P.29~P.30 の質問項目ナンバーに対応する。

市の契約事務実態調査は、必ずしも不祥事そのものに焦点を当てた調査とはなっていないが、不祥事そのものは個人的な事情による側面が強いため、たとえば業者との癒着等を直接調査することは困難であろう。

その意味では、契約事務に係る従来の慣例にひそむ問題点や組織の体質を浮き彫りにし、不祥事の温床となる懸案事項に対して改善を図ろうとする当該調査は、妥当なものであったと考える。

また、当該調査は職員に対する意識付けにも大きく貢献し、包括外部監査におけるヒアリングにおいても、各担当課職員の意識の変革は強く感じられた。

(3) 指摘事項

当該包括外部監査のヒアリング等を通じて、指摘すべき事項は次のとおりである。

【要改善事項】

今回の対応においては、緊急工事が必要な場合につき、本来の契約手続きによらない各担当課所属長の判断による工事発注手続きが規則により明確にされた(P.16 参照)。当該規則は、各担当課において「柏市緊急工事・施設修繕ガイドライン」あるいは「柏市緊急工事・修繕工事運用基準」として制定され、担当課ごとにその運用を行うこととなっている。当該ガイドラインあるいは運用基準においては、概ね、規則の趣旨のほか、緊急工事の定義、適用範囲、工事の実施、業者の選定方法、見積書の徴取、契約書、履行確認等の内容が記載されている。

しかし、このような対応は、緊急時における工事案件という側面についての権限移譲であり、組織運営において最も重要な決裁権限という本質から考えると、本来、各担当課で規定すべきものではない。

基本的な決裁権限として市全体の規則に明記し、担当課ごとに異なる固有の事項、たとえば緊急工事の定義づけのような事項についてのみガイドライン、あるいは運用基準として個別にルール化すべきであると考ええる。

【要改善事項】

土木部作成の「柏市土木部緊急工事発注事務処理要領」には、緊急工事の発注様式として「緊急工事施工伺兼緊急工事発注書」が添付されている。

当該書式は、名称のとおり、緊急工事の施工伺いと工事の発注書が一体となったものであり、口頭ベースでの先行発注を回避する目的で、書面化されたものである。当該様式は土木部で作成されたものであり、他の部署でも一部利用されているようであるが、必ずしも全庁的に統一して使用されているものではない。

本来、このような発注書は、全庁的に仕様を統一し、運用の均一化を図るべきものと考ええる。

また、当該書式は、伺書と発注書が一体となっているが、庁内承認書を発注書にしているため起案文章が記載されていることや発注書として柏市役所の名称が記載されていないこと等、発注書として様式上、不完全である。発注書の記載文言等につき見直しを行うことが必要と考える。

【意見】

前述したように緊急工事の発注行為は、緊急という一定の要件を満たした場合において各担当課へ権限委譲されたものである。通常、このような権限委譲された行為については、事後報告が必要となる。

しかし、当該事後報告は制度として設けられていない。

その一方で、既存の伺書で事後承認を取得している。これは契約事務執行システムに契約データを入力するために必要であることから不可避な手続きではあるが、本来、すでに実施している内容につき再度承認する必要はないはずである。

事後報告の手続きを整備することが必要と考える。

【意見】

性質や目的、あるいは入札への参加者が少数であると見込まれる等、一般競争入札に適さない案件に関しては、施行令第 167 条により指名競争入札の実施が認められている。

市では「柏市指名業者選定基準」を作成し、発注金額の規模により原則的な指名業者数を定め、これに基づき決裁基準による承認のもと指名業者を選定している。

ただし、指名競争入札の実施についての理由書の作成は行っていない。

指名競争入札に関しては、業者の選定につき少なからず恣意性が介入するため、その選定過程につき書面化し、承認手続きを経ることが必要である。指名業者の選定については承認手続きを実施しているため、これと併せ、指名競争入札の実施根拠を明らかにし、承認を得ておくべきと考える。

【意見】

今回の再発防止のための改正において、250 万円未満の工事請負契約に対して任意抽出により技術管理課の検査を実施するルールが制定された。

ただし、当該検査は小規模工事における担当課への指導が目的であり、技術管理課と担当課とが一体となって検査を実施し、担当課の検査方法の向上を図るものである。担当課の管理状況や検査結果を検証するものではない。

しかし、契約事務実態調査において、支出年度のずれによる不適正事例が報告されている状況を考慮すると、当該技術管理課の検査は、担当課の管理・検査内容の適正性の検証を目的として実施することが必要と考える。工事が完了し、担当課の検査が終了するタイミングに合わせ、工事内容を確認する手続きを構築すべきである。

【意見】

市のルールとしては、物品の購入時には検査書の作成義務がなく、当該物品の納品時に検収が実施されたか否かを確認できる書類の作成・保管や、納品書の保管は任意である。このため、正式な手続きとして仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証するすべがない。

担当課において任意に検収方法を定め、関連書類の保管を実施しているケースもあるが、全庁的なルールでないため、検収方法や書類保管状況について全ての担当者が認識しているわけではない。個人の裁量に委ねられている状況にあるため、手続きに漏れが生じる可能性もあると思われる。

仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証できるよう、検収方法や検収書類の作成・保管、納品書の保管に関するルールを明確に定めることが望ましい。

【意見】

今回の再発防止のための対応の一環として、全ての案件について契約事務執行システムへの入力が必要付けられたが、前述のように契約事務執行システムと支払処理を行う財務事務システムは完全に連動しているわけではない。

このため、1つの案件における契約から支払いまでの手続きについて、別々にシステム上で処理することが可能であり、例えば履行の完了をシステム上で確認できなくても、支払手続きを進めることができってしまう状態となっている。

しかし、内部牽制の観点からは、契約事務執行システムで管理している案件については、契約事務執行システムを経由しないと支払手続きが進まないとか、財務会計システムでの支払処理の際に契約事務執行システムに該当する案件がないかチェックするといったような、誰もが適切に契約から支払いまでの手続きを行うことが可能な仕組みが必要である。

また、契約締結時に支払額が定まらない単価契約の支払いについては、財務会計システム単独の処理となっているため、単価契約であっても契約事務執行システムから支払手続きを行うことができるような仕組みの構築も必要と思われる。

また、「緊急工事施工併緊急工事発注書」を利用する緊急時における発注等についても、契約事務執行システムに組み込むなどして、どの案件も実際の手続きに沿った形でシステムにより進捗管理していくことが望まれる。

これらの事項は、手続きの過程におけるチェック体制等の見直しだけでなく、システムの変更も伴い費用も要することになるが、すでにあるシステムの改良であり、内部牽制の強化という点だけでなく、システムの有効活用といった点においても十分検討に値する事項と考える。

【意見】

一定金額以上の工事、修繕工事及び委託に関しては、柏市財務規則第 154 条により検査書の作成が義務付けられている。また、当該検査書は、当該契約案件の支払いに関して、会計課による支払事務の執行のための必須書類となり、検査書の提出がなければ支払いが行われず。内部牽制の仕組みとしては、効果的な制度であると考えられる。

ただし、所定の検査書は工事・修繕工事と委託という異質の契約案件の検査結果を同一の形式で処理することとなっているため、記載内容及び検査方法に無理が生じている。

たとえば、委託業務に関しては、一定日における検査と言うより日々の業務監視、あるいは業者からの報告内容の確認等の方法により実際の検査が行われており、所定のフォームになじまない。

また、検査職員は担当課扱いの場合、一定金額以上で課長が担当者になるが、実際には他の職員が代行している場合がある。このような事態は、上述した委託業務の検査や検査日が集中するケースに生じることが多い。

当該検査書作成の目的は、①給付内容(品質、規格、性能、数量等)が契約内容に適合しているかを確認するための検査が実際に実施されているか、と②支出すべき債務が確定しているか、あるいは支出すべき時期が到来しているか等、を確認することにある。

当該目的を実態に即して達成するためには、検査書の様式を見直す必要がある。少なくとも委託業務の検査書は別の様式とすることが必要と考える。

また、検査を課長でなく他の職員が代行する場合の取り扱いもルールとして定めておくことが必要と考える。

【意見】

監査の過程で検査書の閲覧と検査内容あるいは方法の確認を実施したが、報告書において、工事あるいは委託作業につき現場の状況及び業務完了の証拠として、撮影したデジタル写真を掲載しているケースが多く見受けられた。状況把握が明確になると共に後日の証拠資料としても有用である。

ただし、写真に日時が記載されていないケースが多く、その点、資料として不十分である。特に年度末付近での工事あるいは作業に関しては、支出に関する会計年度の適切性の問題もあるため、今後は日時の表示を必須とすべきである。

【要改善事項】

請求書は受領してから 40 日(委託・物品に関しては 30 日)以内に支払う必要がある(「財務会計の手引」)。

ただし、市の受領する業者からの請求書には、ほぼ請求日付が記載されていない。我々の監査においてサンプリングした契約案件全 226 件(うち 2 件は請求期日未到来)のうち 202 件(90.2%)が未記入であった。一般的に業者からの請求書には日付が記入されているものであり、これだけの件数の未記入が存在すると、市の要請によるものとみなされかねない。

業者からの請求書は市の支出の根拠となる重要な書類であり、また、下請代金支払遅延等防止法の観点からも誤解が生じないように記入を徹底すべきである。

【意見】

契約事務実態調査の結果に基づく市の業務改善策は、主として以下の観点から構築されている。

項目	統制内容
ルールの明確化による統制	契約前の緊急発注(いわゆる先行発注)、業者選定や一者随意契約のような、従来、規則として必ずしも明確でなかった、あるいは職員への浸透が必ずしも良好でなかった事項についてのマニュアル等の作成による明確化及び周知徹底化を図ったこと。
実務的な実行可能性の確保	緊急発注における場合のような権限委譲による課内承認や、一定の基準金額の見直しによる実務的な実行可能性の向上を図ったこと。
書面化及びシステムデータ化	先行発注のような従来口頭ベース等によってなされていた事項についての緊急工事発注書や緊急業務委託発注書作成によるドキュメント化を行ったこと。従来必ずしも要求されていなかった担当課契約案件の契約事務執行システムへの入力を義務化することにより契約情報の管理を容易にしたこと。
職務分掌による内部統制の強化	工事における監督、検査職員の分離。検査実施対象金額の引き下げによる検査部門による検査の強化。

一般的に内部統制は、事前統制と事後統制から構築される。事前統制には、通常、一つの作業を二人以上の職員で行う職務分掌による統制と上位者の承認による統制があり、事後統制は検査あるいは監査による事後的なチェックを指す。この両輪が補完し合って、内部統制が効果的に機能する。

このような観点からすると、市の内部統制は事前統制に重点を置き、事後的なモニタリング機能に関しては十分とは言えない。

施行伺いによる事前統制も実務的な時間的制約の中で行われるため、統制手段としては一定の限界がある。また、担当課における課内承認に関しても、予算執行と言う観点からは課内全体で行動の目標が同軸となり、他の組織形態と比べ、上位者の牽制機能が必ずしも強力とは言えないと考える。

庁内で適正に承認が得られ、契約事務が執行された案件であっても、他部署から事後的にモニタリングを行い、当該契約業務の適切性・妥当性を検証することは意義のあることと考える。事後的なモニタリング制度の構築を図るべきと考える。

なお、事後モニタリングの対象は、契約事務にあっては、設計額の算定から随意契約の合理性、入札や見積り手続き、発注方法、契約締結に至る一連の取引とし、また、契約事務にとどまらず、契約の履行結果の確認、請求、支出までを含む取引行為の全般とすることが必要である。

したがって、上記業務を担当しない部署、もしくは専任者を設け、組織制度として構築することが重要と考える。

2. システムの在り方に関する検討

① 契約事務執行システムと財務会計システムの更なるシステム連携について

前述したように契約事務執行システムと財務会計システムは、完全には連動していない。

1つの案件における契約から支払いまでの手続きについて、契約事務執行システムと財務会計システムとで別々に処理することが可能であり、契約の履行完了をシステム上で確認できなくても、支払手続きを進めることができってしまう状態となっている。

また、契約時に支払額が定まらない単価契約の支払いについては、財務会計システム単独の処理となっている。

データ管理上も、契約データの全庁的な網羅性が確保されておらず、また、財務システムからは契約情報の詳細なデータを把握することができない。

【意見】

契約及びその支出に係る内部統制としては、単価契約のような契約時点で金額が定まらない契約案件であっても、契約事務に係るものは契約事務執行システムを経由しないと支払手続きが進められないような仕組みを構築することが重要である。

また、契約事務執行システムと財務会計システムを連動させることにより、契約に関する情報を全庁的に網羅した形で把握できるようにし、契約事務に係る画一的、一元的な管理が実施できる体制が望まれる。

さらに、契約事務執行システム上の契約データと財務会計システム上の支払いデータとを有機的に結合させ、契約事務執行システムで管理している案件については、財務会計システムでもその情報を共有し、双方向からの活用を可能とするシステムの連携が望まれる。

② 各種管理データの有効活用

現状の契約事務執行システム及び契約管理システムは、その導入当初の目的から入札管理及び契約事務の執行という性格が強く、契約締結後における契約状況の分析等には十分に利用されていない。

【意見】

契約事務執行システム及び契約管理システムともに、契約事務を正確かつ効率的に執行することが主目的ではあるものの、それだけにとどまらず事後のモニタリングのためのツールとしてその機能を十分活用することが望まれる。

システム内には契約事務に関する有用な情報がストックされており、本来種々の切り口により情報活用が可能なはずである。

たとえば、毎期継続する契約案件につきその応札及び落札状況を複数年に亘る比較情報として抽出する、あるいは予定価格や契約金額が長期間に亘り硬直的な案件を抽出する等、モニタリング時の参考情報として種々の切り口から利用できると考える。

現システムでの各種管理データを整理したうえで、その分析手法や活用方法を検討し、データ抽出のためのシステム対応を図ることが望まれる。

③ 水道部の契約事務執行システムの利用

水道部は契約事務執行システムを利用できる環境にはあるものの、利用はしておらず、担当課は表計算ソフトを利用し、施行伺起票等の業務を実施している。しかし、当該手法では、契約事務に係る案件に係る一覧性を備えた網羅的な確認が困難となる。

【意見】

契約事務に係る案件につき一覧性を備えた網羅的な確認を実施可能にするためには、水道部においても契約事務執行システムの利用を義務付けるべきである。今回の不祥事に関する対応策の一環として、担当課案件でも契約事務執行システムに入力を必須としたことの趣旨も合わせ鑑みるならば、契約事務執行システムの利用はより全庁的に整合した対応を図るべきである。

④ 水道部における情報システム専任者の設置

水道部は情報システムに関する専任者がおらず、何らかの対応が必要な場合は情報政策課に支援を仰いでおり、責任を持った対応が困難になる可能性がある。

【意見】

地方公営企業法に基づく独立した部署としては、情報システムに関する専任者を設置することが望まれる。

⑤ システム仕様書の整備

契約事務執行システム及び契約管理システムともに、それぞれの仕様書の機能一覧と運用マニュアルは整備されてはいるが、詳細な保持データやデータ加工方法などが記載されているシステム仕様書が整備されていない。従って、システムに係る対応が発生する都度、委託先である株式会社ディー・エス・ケイの担当者に対処を依頼している。なお、今回監査対象となった契約データの網羅性を検証するに際し、相当の時間を要する結果となっている。

【意見】

市として重要な事務である契約行為を司るシステムである以上、当該システムの詳細な仕様を理解することは業務を正確かつ効率的に遂行するために必要と考える。従って、実際の開発・変更・運用が株式会社ディー・エス・ケイにより行われるとしても、市としてシステム仕様書を整備し、その内容を理解するとともに、適宜必要な対応ができるように態勢を整備することが望まれる。

⑥ 水道部における追加機能

契約管理システムにおいて水道部が独自に追加した機能として、工事や物品等の異なる区分にも関わらず同一の件名番号を区分ごとに途中から使い分ける採番方法がある。具体的には、工事契約は1番台から、物品購入契約は100番台というように使用可能番号をあらかじめ設定しておく方法である。

この場合、想定以上の案件が発生した場合、番号が足りず、システムを利用できなくなる、もしくはその他のイレギュラーな代替手段により運用を行わねばならなくなるおそれがある。

また、異なる区分の案件を入力する際の入力方法が、画面上に記載されている名称と異なる方法が必要で、担当者本人も操作を悩んでいるケースが見受けられた。

例) 修繕工事 → 修繕のチェックを入力

撤去工事等 → 費用のチェックを入力

さらに、担当者不在の場合、通常業務に影響が発生するおそれがある。

【意見】

データ処理の誤りや誤集計を防止するためにも、システムの使用方法は簡潔かつ画一的に整備することが必要である。

3. 監査手続の概要

(1) 監査の要点

監査の要点として、以下の点を重視した。

- ・ 契約手続の合規性
- ・ 再委託に係る手続きの適正性
- ・ 履行確認・検査・検収の適正性
- ・ 契約金額積算の合理性
- ・ 随意契約の場合の理由の合理性
- ・ 契約変更手続きの適正性

(2) 監査対象の抽出方法

契約案件及びこれに付随する支出に係る事務の執行について、上記の監査の要点を検証するにあたり、個別検討対象契約案件をどのように抽出し、監査対象をどのように絞り込んでいくかが最も重要な初期作業となる。

具体的な監査の方法は、以下のとおりである。

契約課が管理する契約課案件、各部局で管理する担当課案件(情報システム管理案件、情報システム外管理案件、柏市病院事業会計)、水道部で別途管理する契約案件(総務課案件及び担当課案件)、指定管理者に関する指定・協定案件について監査の対象とした。

まず、情報システム管理対象案件は契約関係の情報システムから、ダウンロードにより契約案件データを集計・整理した。

集計・整理した個別契約案件について、以下のポイントに留意の上、スクリーニングを実施し、契約案件を抽出した。

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号～9号の理由による随意契約案件
- 長期継続契約
- 競争入札及び随意契約において過去3年間同1者が落札している案件
- 特に随意契約において落札率が95%以上で複数年継続している案件
- 契約変更により当初契約金額あるいは契約期間が変更となっている案件
- 競争入札を採用しているが応札したのが1者のみだった案件
- 単価契約や複数単価契約の案件
- 一者随意契約の案件
- 年度末近辺で駆け込み締結している案件
- 予定価格が硬直的である案件

- 契約金額が硬直的である案件(過去3年間)
- 外郭団体との契約案件
- OB職員が役員等で所属する団体との契約案件

また、抽出に当たり、基本的には契約管理システム及び契約事務執行システムから抽出を行ったが、以下の項目に関しては、システムへの入力が行われていなかったため、担当部署からの申告によりデータを収集し、当該データの中から金額的重要性を考慮して抽出を実施した。

- ①担当課契約案件で平成23年5月以前の契約事務執行システムへの未入力案件
- ②水道部の担当課契約案件

(3) 監査手続

抽出した個別契約案件について、上記のポイントを念頭に、担当部署にヒアリングを実施し、関係書類を閲覧し実態調査を実施した。なお、支出に係る事務の執行については、各担当課から金額的重要性を考慮して1件ずつランダムに抽出し関係書類・証憑等との突合を実施した。

抽出した個別契約案件は以下のとおりである。

契約課案件

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
1	総務部	資産管理課	第一庁舎解体及び跡地整備等工事	工事	制限付き一般競争入札	382,332,300	
2		資産管理課	柏市役所仮設庁舎2(仮称)賃貸借	賃貸借	指名競争入札	120,015,000	
3		防災安全課	耐震性井戸付貯水装置点検委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	7,749,000	
4		防災安全課	地域防災気象情報提供業務委託	委託	指名競争入札	2,898,000	
5	企画部	情報政策課	各種行政事務電算委託	委託	随契167の2①2	874,125,000	
6		情報政策課	事務用ソフトライセンス購入	物品	制限付き一般競争入札	9,756,600	
7	財政部	資産税課	固定資産課税資料修正業務委託	委託	随契167の2①2	24,885,000	
8	地域づくり推進部	協働推進課	柏市民活動センター 複合機・印刷機等賃貸借	賃貸借	随契167の2①6	3,811,500	
9		市民文化会館	清掃・設備管理業務委託	委託	指名競争入札	51,313,500	
10		秘書広報課	平成23年度「広報かしわ」等新聞折り込み委託	委託	随契167の2①6	34,099,519	○
11		秘書広報課	広報かしわ等印刷	物品	制限付き一般競争見積り合わせ	29,674,385	○
12	市民生活部	市民課	戸籍届書等入力業務委託	委託	随契167の2①2	11,329,920	
13		市民課	住民票等電子公印使用証明書(複写偽造防止用紙)	物品	随契167の2①8	992,250	
14		保険年金課	柏市国民健康保険特定健診受診券発行委託	委託	随契167の2①2	10,042,410	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
15	保健福祉部	高齢者支援課	老人福祉センター送迎バス管理運営委託	委託	指名競争入札	6,098,400	
16		高齢者支援課	介護用品(紙おむつ)給付事業委託	委託	随契 167 の 2①6	32,043,272	○
17		高齢者支援課	緊急通報システム事業委託	委託	随契 167 の 2①2	34,042,302	○
18	こども部	こどもルーム担当室	柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等	賃貸借	随契 167 の 2①6	23,310,000	
19		保育課	柏市立保育園幼児体育指導業務委託	委託	指名競争入札	1,848,000	
20	環境部	環境保全課	大気測定機器保守管理委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	5,953,500	
21		北部センター	粗大施設鉄屑処分委託	委託	指名競争入札	11,281,691	○
22		北部センター	焼却炉鉄屑等処分委託	委託	指名競争入札	1,886,472	○
23		北部センター	新水処理施設保守点検業務委託	委託	随契 167 の 2①2	11,760,000	
24		北部センター	最終処分場草刈清掃委託	委託	制限付き一般競争入札	6,279,000	
25		南部センター	草・枝等、土砂分別及び搬送委託	委託	随契 167 の 2①6	10,257,975	○
26	経済産業部	公設市場	公設市場設備管理等業務委託	委託	随契 167 の 2①6	39,354,000	
27	都市部	都市計画課	電算システム機器賃貸借等契約	賃貸借	随契 167 の 2①2	3,667,608	
28		公園管理課	豊四季塚塚緑地遊具更新工事	工事	制限付き一般競争入札	13,524,000	
29		公園管理課	柏ふるさと公園遊具更新工事	工事	制限付き一般競争入札	13,500,900	
30		公園管理課	松葉第一近隣公園便益施設設置工事	工事	制限付き一般競争入札	12,006,750	
31		公園管理課	柏西口第一公園他 67 箇所維持管理委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	23,835,000	
32		公園管理課	永楽台近隣公園他 68 箇所維持管理委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	29,820,000	
33		公園管理課	柏ビレジ近隣公園他 48 箇所維持管理委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	34,650,000	
34		公園管理課	伊勢原ふるさと公園他 68 箇所維持管理委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	46,305,000	
35	土木部	道路維持管理課	柏駅昇降機管理業務委託	委託	随契 167 の 2①2	17,650,080	
36		道路維持管理課	豊四季駅自由通路管理業務委託	委託	随契 167 の 2①2	6,216,000	
37		道路維持管理課	道路施設管理台帳整備委託	委託	随契 167 の 2①2	26,880,000	
38		道路維持管理課	平成 23 年度道路台帳電算補正業務委託	委託	随契 167 の 2①2	7,770,000	
39		道路維持管理課	柏駅西口昇降機監視業務委託	委託	随契 167 の 2①2	4,573,800	
40		道路サービス事務所	側溝汚泥水及び余剰水運搬処分委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	11,514,652	○
41		交通施設課	柏駅西口第七駐輪場立体整備工事(建築工事)	工事	制限付き一般競争入札	224,700,000	
42		新市道路整備課	新市建設計画道路改良工事(23-1-1)	工事	制限付き一般競争入札	47,584,950	
43		新市道路整備課	新市建設計画道路改良工事(23-1-4)	工事	制限付き一般競争入札	33,220,950	
44		下水道整備課	大堀川左岸第 2 号-7 雨水幹線工事(23-15 工区)	工事	制限付き一般競争入札	83,122,200	
45		下水道整備課	酒井根東小学校貯留浸透施設設置工事	工事	制限付き一般競争入札	35,734,650	
46		下水道整備課	利根運河第 2 排水区水路整備工事	工事	制限付き一般競争入札	36,424,500	
47		下水道整備課	篠籠田貯留場増設工事	工事	制限付き一般競争入札	64,749,300	
48		下水道整備課	大堀川左岸第 2 号-7 雨水幹線工事(23-16 工区)	工事	制限付き一般競争入札	119,070,000	
49		下水道整備課	柏第 6 処理分区汚水枝線実施設計委託	委託	制限付き一般競争入札	10,279,500	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
50		下水道整備課	柏第11処理分区分外汚水枝線実施設計委託	委託	制限付き一般競争入札	4,929,750	
51		下水道整備課	平成23年度公共汚水樹設置位置調査委託	委託	随契167の2①2	3,444,000	○
52		排水対策課	調整池清掃及び水路清掃・除草委託(A-2ブロック)	委託	制限付き一般競争入札	4,830,000	
53		排水対策課	調整池清掃及び水路清掃・除草委託(D-1ブロック)	委託	制限付き一般競争入札	4,714,500	
54		下水道維持管理課	H23大堀川右岸第7号-1雨水幹線改築工事	工事	制限付き一般競争入札	58,380,000	
55		下水道維持管理課	公共汚水樹設置工事(その104)	工事	制限付き一般競争入札	1,474,200	
56		下水道維持管理課	篠籠田貯留場維持管理業務委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	20,947,500	
57		下水道維持管理課	下水道使用料徴収委託	委託	随契167の2①2	385,942,395	○
58	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	柏市議会議員一般選挙ポスター掲示場の設置及び撤去委託	委託	指名競争入札	39,165,000	
59	生涯学習部	スポーツ課	富勢運動場管理棟復旧工事	工事	随契167の2①2	12,075,000	
60	学校教育部	学校教育課	学校警備業務委託(その7)	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	1,260,000	
61		学校教育課	折りたたみ椅子	物品	制限付き一般競争入札	4,950,582	
62		学校企画室	体育用備品(その3)	物品	指名競争入札	2,099,685	
63		学校施設課	柏北部中央地区新設小学校建設工事(外構工事)	工事	制限付き一般競争入札	150,472,350	
64		学校施設課	柏市立光ヶ丘中学校校舎耐震補強工事(建築工事)	工事	制限付き一般競争入札	116,550,000	
65		学校施設課	柏市立増尾西小学校校舎耐震補強工事(建築工事)	工事	制限付き一般競争入札	79,648,800	
66		学校施設課	柏市立酒井根小学校校舎耐震補強工事(建築工事)	工事	制限付き一般競争入札	54,862,500	
67		学校施設課	柏北部中央地区新設小学校建設工事(太陽光発電設備工事)	工事	制限付き一般競争入札	67,806,900	
68		学校施設課	柏市立柏第一小学校校舎耐震補強工事(建築工事)	工事	制限付き一般競争入札	55,020,000	
69		学校施設課	柏市立光ヶ丘小学校校舎外壁改修工事	工事	制限付き一般競争入札	25,725,000	
70		学校施設課	柏市立柏第二中学校校舎外壁改修工事	工事	制限付き一般競争入札	38,713,500	
71		学校施設課	柏市立富勢西小学校排水処理施設回転円板装置交換工事	工事	随契167の2①2	22,365,000	
72		学校施設課	柏市立柏第八小学校防球ネット設置工事	工事	制限付き一般競争入札	4,189,500	
73		学校施設課	除染単価契約その3 名戸ヶ谷小・大津ヶ丘第一小除染工事	工事	制限付き一般競争入札	62,227,714	○
74		学校施設課	除染単価契約その8 旭小・旭東小除染工事	工事	制限付き一般競争入札	46,942,476	○
75		学校施設課	市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託(その1)	委託	指名競争入札	5,197,500	
76		学校保健課	給食室内清掃及び害虫駆除業務委託	委託	制限付き一般競争入札	21,525,000	
77		学校保健課	柏市学校給食調理業務委託(松葉中)	委託	随契167の2①8	75,075,000	
78		学校保健課	柏市学校給食調理業務委託(富勢小)	委託	指名競争入札	76,135,500	
79		学校保健課	柏市学校給食調理業務委託(松葉一小)	委託	指名競争入札	74,340,000	
80		学校保健課	柏市学校給食調理業務委託(中原小)	委託	指名競争入札	70,686,000	
81		学校保健課	プール消毒薬剤等	物品	随契167の2①6	8,110,200	○
82		学校給食センター	柏市学校給食センター調理業務及び配膳業務委託	委託	指名競争入札	241,447,500	
83		学校給食センター	柏市学校給食センター給食運搬委託	委託	指名競争入札	66,250,800	
84		指導課	平成23年度柏市外国語指導助手(ALT)派遣事業	委託	随契167の2①2	39,997,708	○
85		教育研究所	柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム賃貸借契約	賃貸借	指名競争入札	23,688,000	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
86	消防局	(消防)総務課	柏市消防庁舎管理業務委託	委託	指名競争入札	113,125,950	
87		警防課	化学消防ポンプ自動車	物品	指名競争入札	47,880,000	
88		警防課	防火衣	物品	制限付き一般競争入札	6,713,910	
89		情報指令課	消防指令情報システム保守委託	委託	随契 167 の 2①2	94,248,000	
90	保健所	地域健康づくり課	平成 24 年度母子健康手帳別冊他	物品	制限付き一般競争入札	985,950	
					小計	4,888,082,206	

契約課・担当課案件(長期継続契約)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
91	総務部	資産管理課	庁舎の清掃・電話交換・窓口案内等業務委託	委託	随契 167 の 2①2	90,540,450	
92	保健福祉部	福祉活動推進課	施設維持管理業務	委託	随契 167 の 2①2	57,146,355	
93	市民生活部	保険年金課	一部業務委託(国保分)	委託	随契 167 の 2①2	37,016,240	
94	環境部	環境サービス課	運転管理及び施設管理業務委託	委託	指名競争入札	107,100,000	
95		北部センター	柏市清掃工場長期責任委託事業	委託	随契 167 の 2①2	813,750,000	
96		南部センター	第二清掃工場運転管理委託	委託	制限付き一般競争入札	811,393,507	
97	経済産業部	公設市場	柏市公設市場施設清掃等業務委託(H23.3~H24.3)	委託	随契 167 の 2①6	34,125,000	
98	学校教育部	学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏三小他)	賃貸借	随契 167 の 2①1	66,936,240	
99		学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏二小他)	賃貸借	随契 167 の 2①1	66,553,200	
100		学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他)	賃貸借	随契 167 の 2①1	61,752,600	
101		学校教育課	教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中18校)	賃貸借	随契 167 の 2①1	24,204,600	
102		学校教育課	教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中19校)	賃貸借	随契 167 の 2①1	21,168,000	
103		学校給食センター	調理及び配膳業務委託	委託	指名競争入札	80,482,500	
					小計	2,272,168,692	

担当課案件(情報システム管理案件)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
104	財政部	資産税課	平成 24 年度固定資産税標準地の時点修正に係る業務委託	委託	随契 167 の 2①2	7,461,300	○
105	地域づくり推進部	協働推進課	柏市民活動センター印刷機等賃貸借契約	賃貸借	随契 167 の 2①6	1,573	
106		協働推進課	復興支援等業務委託	委託	随契 167 の 2①2	2,000,000	
107	市民生活部	保険年金課	平成 23 年度柏市国民健康保険特定健康診査(個別健診)委託	委託	随契 167 の 2①2	287,825,286	○
108		保険年金課	平成 23 年度柏市 75 歳以上の健康診査(個別健診)委託	委託	随契 167 の 2①2	69,982,382	○
109	保健福祉部	高齢者支援課	柏市 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス業務委託	委託	随契 167 の 2①2	19,421,000	
110		高齢者支援課	柏市シルバー事業業務委託	委託	随契 167 の 2①2	560,070	
111		福祉活動推進課	柏市介護支援サポーター事業委託	委託	随契 167 の 2①2	3,254,000	
112		福祉活動推進課	介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託	委託	随契 167 の 2①2	1,881,000	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約	
113	こども部	こどもルーム担当室	こどもルーム開設消耗品(その1)	物品	随契 167 の 2①5	210,630		
114		こどもルーム担当室	こどもルーム開設消耗品(その2)	物品	随契 167 の 2①5	121,800		
115		こどもルーム担当室	こどもルーム開設備品(その1)	物品	随契 167 の 2①5	332,031		
116		こどもルーム担当室	こどもルーム開設備品(その2)	物品	随契 167 の 2①5	256,126		
117		保育課	職員細菌検査委託	委託	随契 167 の 2①2	3,301,389	○	
118		保育課	柏市立桜台保育園給食室回転釜用ガス栓不働修繕	工事	随契 167 の 2①1	2,835		
119	環境部	北部クリーンセンター	北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	委託	随契 167 の 2①5	15,750,000		
120		北部クリーンセンター	最終処分場新水処理施設ゼオライト等充填委託	委託	随契 167 の 2①2	5,775,000		
121		南部クリーンセンター	放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託	委託	随契 167 の 2①5	33,938,100		
122		南部クリーンセンター	放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その2)	委託	随契 167 の 2①2	26,531,615		
123		南部クリーンセンター	(仮称)柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	工事	随契 167 の 2①5	25,903,500		
124		南部クリーンセンター	溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	委託	随契 167 の 2①5	16,800,000		
125		南部クリーンセンター	柏市最終処分場内土壌除染作業委託	委託	随契 167 の 2①5	15,960,000		
126		南部クリーンセンター	放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託(その3)	委託	随契 167 の 2①2	7,811,800		
127		放射線対策室	放射線量測定機器購入(学校、保育園、幼稚園への配備)	物品	随契 167 の 2①5	18,073,125		
128		放射線対策室	放射線量測定機器購入(市民貸し出し追加配備)	物品	随契 167 の 2①5	18,073,125		
129		放射線対策室	放射線量測定機器購入	物品	随契 167 の 2①5	18,073,125		
130		放射線対策室	放射線量測定機器購入(庁内緊急配備)	物品	随契 167 の 2①5	6,024,375		
131		経済産業部	商工振興課	ふるさと雇用事業 柏市成長分野雇用創造事業委託	委託	随契 167 の 2①2	19,950,000	
132			農政課	農産物地域内流通システムの構築事業実証業務委託	委託	随契 167 の 2①2	17,823,742	
133	農政課		農産物安全安心対策事業委託	委託	随契 167 の 2①2	8,070,048		
134	農政課		緊急雇用事業 農地情報整備事業委託	委託	随契 167 の 2①2	6,720,000		
135	公設市場		発泡スチロール減容機等改修工事	工事	随契 167 の 2①2	4,978,050		
136	公設市場		水産棟脇場内道路舗装改修工事	工事	随契 167 の 2①1	1,260,000		
137	公設市場		井水用ろ過装置配管バルブ交換工事	工事	随契 167 の 2①1	819,000		
138	都市部	公園管理課	柏公園他災害復旧対策工法設計検討業務委託	委託	随契 167 の 2①5	4,882,500		
139		公園管理課	柏ビレジ第七緑地災害復旧修繕	工事	随契 167 の 2①5	4,725,000		
140		公園管理課	東谷台公園災害復旧工事	工事	随契 167 の 2①5	2,404,500		
141		北柏駅北口土地区画整理事務所	北柏駅北口地区事業推進方策検討委託(その2)	委託	随契 167 の 2①2	63,000,000		
142		中心市街地整備課	柏駅西口北地区事業化推進委託	委託	随契 167 の 2①2	7,350,000		
143	土木部	道路維持管理課	小柳町上空通路延伸部分等管理委託	委託	随契 167 の 2①2	15,107,400		
144		道路維持管理課	柏駅東口昇降機監視業務委託	委託	随契 167 の 2①2	4,473,000		
145		道路維持管理課	高田字上野台子先道路改良工事	工事	随契 167 の 2①5	2,247,000		
146		交通施設課	柏市自転車保管所運営等業務委託	委託	随契 167 の 2①5	8,925,000		
147		排水対策課	藤心地先大津川左岸第6号雨水幹線水路崩落復旧工事	工事	随契 167 の 2①5	9,975,000		

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
148		下水道維持管理課	終末処理場跡地土壌改良委託	委託	随契 167 の 2①5	65,100,000	
149		下水道維持管理課	災害用発電機業務委託 1	委託	随契 167 の 2①5	4,088,816	○
150		下水道維持管理課	災害用発電機業務委託 2	委託	随契 167 の 2①5	3,581,634	○
151	生涯学習部	スポーツ課	酒井根運動広場工作物等撤去工事	工事	随契 167 の 2①5	2,415,000	
152		スポーツ課	富勢運動場一部除染作業委託	委託	随契 167 の 2①5	2,100,000	
153		スポーツ課	利根サイクリング道路除草業務委託	委託	随契 167 の 2①6	1,680,000	
154	学校教育部	学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等契約(田中北小他8校)	賃貸借	随契 167 の 2①6	31,953,600	
155		学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等契約(柏中他7校)	賃貸借	随契 167 の 2①6	29,893,500	
156		学校教育課	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借等契約(南部中他7校)	賃貸借	随契 167 の 2①6	6,722,100	
157		学校教育課	小中学校校務事務処理用パーソナルコンピュータ賃貸借等契約	賃貸借	随契 167 の 2①6	5,582,745	
158		学校教育課	柏の葉小学校消耗品及び備品	物品	随契 167 の 2①1	191,310	
159		学校企画室	柏の葉小学校消耗品及び備品	物品	随契 167 の 2①1	549,244	
160		学校施設課	柏市立田中北小学校除染実証検証委託(校庭切削復旧)	委託	随契 167 の 2①5	13,965,000	
161		学校施設課	柏市立土中学校電波障害対策アナログケーブル撤去工事	工事	随契 167 の 2①6	3,360,000	
162		学校施設課	柏市立柏第一小学校他 35 校黒板塗替え修繕	工事	随契 167 の 2①2	2,531,235	
163		学校保健課	チャック付きポリ袋	物品	随契 167 の 2①1	496,125	
164		学校保健課	チャック付きポリ袋	物品	随契 167 の 2①1	226,800	
165		学校保健課	給食室用消火器(小学校)	物品	随契 167 の 2①1	344,400	
166		学校保健課	給食室用消火器(中学校)	物品	随契 167 の 2①1	433,125	
					小計	963,250,061	

担当課案件(情報システム管理対象外)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
167	企画部	情報政策課	複合機賃貸借等(11-2)	賃貸借	随契 167 の 2①2	34,385,274	○
168		情報政策課	複合機賃貸借等(11-1)	賃貸借	随契 167 の 2①2	31,584,168	○
169		情報政策課	オフィスオートメーション機器等賃貸借	賃貸借	随契 167 の 2①2	325,766,899	
170	財政部	収納課	柏市納税促進センターの運営に関する業務委託	委託	随契 167 の 2①2	12,675,600	
171	地域づくり推進部	地域支援課	柏市近隣センター管理業務委託	委託	随契 167 の 2①2	88,805,000	
172		秘書広報課	柏市「広報かしわ」編集業務委託	委託	随契 167 の 2①2	16,499,910	○
173	保健福祉部	高齢者支援課	配食サービス事業委託	委託	随契 167 の 2①2	51,535,000	
174		障害福祉課	重症心身障害児(者)通園事業	委託	随契 167 の 2①2	17,493,300	
175		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契 167 の 2①2	36,786,000	
176		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契 167 の 2①2	34,072,000	
177		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契 167 の 2①2	33,100,000	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
178		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契167の2①2	30,252,000	
179		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契167の2①2	29,805,000	
180		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契167の2①2	29,332,000	
181		福祉活動推進課	平成23年度地域包括支援センター業務委託	委託	随契167の2①2	25,005,000	
182		福祉活動推進課	柏市地域生活支援センター業務委託	委託	随契167の2①2	20,000,000	
183	環境部	廃棄物政策課	資源回収等業務委託	委託	随契167の2①2	621,000,000	
184		廃棄物政策課	一般廃棄物(容器包装プラスチック類)処理業務委託	委託	随契167の2①2	292,158,000	
185		環境サービス課	し尿収集運搬業務委託	委託	随契167の2①2	54,150,000	
186		環境サービス課	し尿収集運搬業務委託	委託	随契167の2①2	14,172,000	
187	経済産業部	商工振興課	柏市政情報提供・案内業務委託	委託	随契167の2①2	14,000,000	
188		農政課	柏市都市農業担い手支援委託	委託	随契167の2①2	26,888,471	
189		農政課	あけぼの山農業公園ふれあい農園・体験農園植栽・管理委託	委託	随契167の2①2	22,050,000	
190	都市部	公園管理課	北柏ふるさと公園等管理業務委託	委託	随契167の2①2	20,937,000	
191		公園管理課	増尾城址総合公園他2箇所管理業務委託	委託	随契167の2①3	16,759,698	
192	土木部	交通施設課	柏市駐輪場運営等業務委託	委託	随契167の2①3	116,230,000	
193		交通施設課	街頭巡回業務委託	委託	随契167の2①3	15,237,264	
194	学校教育部	教育研究所	IT教育支援アドバイザー事業委託	委託	随契167の2①2	12,085,000	
					小計	2,042,764,584	

担当課案件(柏市病院事業会計)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
195	保健福祉部	保健福祉総務課	柏市立柏病院看護師宿舎屋上防水改修修繕	工事	指名競争入札	1,995,000	
					小計	1,995,000	

水道部(総務課案件)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
196	水道部	総務課	電算業務委託	委託	随契167の2①2	8,767,500	
197		総務課	量水器その1(平成23年度第2、3、4四半期分)	物品	制限付き一般競争入札	37,625,112	
198		総務課	平成23年度量水器その2(平成24年度第1四半期分)	物品	制限付き一般競争入札	13,746,936	
199		給水課	マッピングシステムデータ更新業務委託(給水編)	委託	随契167の2①2	8,085,000	
200		配水課	配水管改良工事(23-201-0)	工事	制限付き一般競争入札	105,501,900	
201		配水課	配水管改良工事(23-4-0)	工事	制限付き一般競争入札	82,320,000	
202		配水課	配水管布設工事(23-152-0)	工事	制限付き一般競争入札	29,610,000	
203		配水課	配水管改良工事(23-18-0)	工事	制限付き一般競争入札	61,320,000	

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
204		配水課	第四水源除鉄・除マンガン設備耐震補強工事(23-302-0)	工事	制限付き一般競争入札	32,162,550	
205		配水課	配水管改良工事(23-12-0)	工事	制限付き一般競争入札	101,850,000	
206		配水課	配水管等漏水修理工事	工事	随契167の2①2	58,380,000	○
207		配水課	配水管布設工事(23-111-0)	工事	制限付き一般競争入札	56,700,000	
208		配水課	配水管改良工事(23-202-0)	工事	制限付き一般競争入札	126,105,000	
209		配水課	配水管等漏水事故現地確認業務委託	委託	随契167の2①2	13,419,000	
210		配水課	配水管改良工事に伴う設計委託(その2)	委託	制限付き一般競争入札	7,145,775	
211		配水課	配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託	委託	制限付き一般競争入札	18,375,000	
212		配水課	岩井水源施設耐震診断及び柏市水源施設耐震化計画策定業務委託	委託	制限付き一般競争入札	26,985,000	
213		配水課	配水管布設工事(22-110-0)修正設計委託	委託	制限付き一般競争入札	3,392,550	
214		配水課	マッピングシステム機器賃貸借	賃貸借	指名競争入札	4,693,500	
215		配水課	路面補修用砂・碎石	物品	制限付き一般競争見積り合わせ	1,419,600	○
216		浄水課	配水ポンプ及び電気計装設備等更新工事	工事	制限付き一般競争入札	160,650,000	
217		浄水課	次亜塩素素滅菌設備修理	工事	制限付き一般競争入札	9,284,100	
218		浄水課	施設運転管理業務委託	委託	制限付き一般競争見積り合わせ	199,500,000	
219		浄水課	配水コントロールシステム調整委託	委託	随契167の2①2	2,898,000	
220		浄水課	次亜塩素酸ナトリウム単価契約	物品	制限付き一般競争見積り合わせ	43,470,000	○
					小計	1,213,406,523	

水道部(担当課案件)

NO.	担当部名	担当課名	件名	区分	契約方法	契約金額(円)	単価契約
221	水道部	給水課	柏市水道料金等徴収及び電子計算処理業務委託	委託	随契167の2①2	1,461,337,500	
222		配水課	水道工事積算システムパソコン賃借料	賃貸借	随契167の2①2	1,493,100	
223		配水課	花野井先路面復旧工事	工事	随契167の2①1	1,260,000	
224		配水課	東武鉄道軌道敷内水道管撤去工事	工事	随契167の2①1	1,260,000	
225		配水課	排水設備設置工事	工事	随契167の2①1	934,500	
226		配水課	仕切弁交換工事	工事	随契167の2①1	1,020,000	
					小計	1,467,305,100	

上記契約金額総合計 : 12,848,972,166 円

- (注) 1. 単価契約に関しては予定総額で記載している。
2. 長期契約については平成23年度分の金額を記載している。
3. 随意契約は略して随契と表記している。

4. 総論

(1) 契約全般に関する検討結果

後述する個別契約の検討結果等をまとめると概ね以下のように整理することができる。

(2) 契約準備

① 工事仕様書作成誤りによる工事契約の変更について

【要改善事項】

工事対象物件の図面と実際の現状が異なったことによる工事仕様書の作成誤りを起因とする工事契約の変更事例が見受けられた。

工事仕様の作成に当たっては、十分な現地調査を実施することにより、人的ミスによる仕様誤り、工事契約の変更は避けなければならない。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
土木部	下水道維持管理課	契約課	工事	H23 大堀川右岸第7号-1 雨水幹線改築工事	制限付き一般競争入札	68,260,500	138

② 設計額算定方法見直し及び設計根拠資料の未整備について

【要改善事項または意見】

設計額の対象となる経費や積算方法に見直しや工夫を凝らすべきと思われる案件、設計額が従来から硬直的となっている案件、設計額算定のための根拠資料が保存されていない案件などが散見された。

例えば、同一業者が3年間に亘り契約を獲得している案件で、施設数が減少しているにも拘らず前年の設計額と同額を設定している場合(環境保全課)、委託契約であるにも拘らず設計額に共通仮設費が含まれている場合(水道部配水課)があった。

また、設計額の算定に関する根拠資料を保存していないケース(こどもルーム担当室)があった。積算の根拠資料を残していないケースは、他の部署でも同様に存在すると思われるが、正式な資料として保存しておくようルール化しておくことが必要と考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
企画部	情報政策課	契約課	物品	事務用ソフトライセンス購入	制限付き一般競争入札	9,756,600	79
こども部	こどもルーム担当室	契約課	賃貸借	柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等	随契 167 の 2①6 号	23,310,000	94
環境部	環境保全課	契約課	委託	大気測定機器保守管理委託	制限付き一般競争見積り合わせ	5,953,500	99
環境部	廃棄物政策課	担当課	委託	資源回収等業務委託	随契 167 の 2①2 号	621,000,000	100
環境部	北部クリーンセンター	担当課	委託	北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	随契 167 の 2①5 号	15,750,000	105

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
環 境 部	南部クリーンセンター	担当課	委 託	放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(3本)	随契167の2①5号、2号	68,281,515	111
経済産業部	農 政 課	担当課	委 託	柏市都市農業担い手支援委託	随契167の2①2号	26,888,471	122
経済産業部	農 政 課	担当課	委 託	農産物安全安心対策事業委託	随契167の2①2号	8,070,048	123
土 木 部	道路維持管理課	契約課	委 託	柏駅昇降機管理業務委託及び豊四季自由通路管理業務委託並びに小柳町上空通路延伸部分等管理委託	随契167の2①2号	38,973,480	130
水 道 部	給 水 課	総務課	委 託	マッピングシステムデータ更新業務委託(給水編)	随契167の2①2号	8,085,000	142
水 道 部	配 水 課	総務課	委 託	配水管等漏水事故現地確認業務委託	随契167の2①2号	13,419,000	144
学校教育部	学校教育課	契約課	物 品	折りたたみ椅子	制限付き一般競争入札	4,950,582	157
学校教育部	学校教育課	担当課	賃貸借	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他)及び教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中37校)(5本)	随契167の2①1号	240,614,640	160
学校教育部	学校教育課	契約課	委 託	学校警備業務委託(その7)	制限付き一般競争見積り合わせ	1,260,000	158
学校教育部	学校企画室	担当課	物 品	柏の葉小学校消耗品及び備品	随契167の2①1号	549,244	163
学校教育部	学校施設課	契約課	委 託	市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託(その1)	指 名 競 争 入 札	5,197,500	165
学校教育部	学校保健課	担当課	物 品	チャック付きポリ袋(学校保健課・柏市内各小学校・各中学校(2本))	随契167の2①1号	722,925	168
学校教育部	学校保健課	担当課	物 品	給食室用消火器(小学校・中学校)(2本)	随契167の2①1号	777,525	169

③ 応募者の増加促進について

【意 見】

入札の応募者が年々少なくなってきたようなケースや辞退等により応札状況が悪いケースが見受けられた。不測の事態により応募者がいなくなるリスクを想定し、応募者の増加促進を図ることが望ましい。施行可能な業者の情報等の入手に努め、参加者の拡大に注力するべきと思われる。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
経済産業部	公設市場	契約課	委 託	公設市場設備管理等業務委託	随契167の2①6号	39,354,000	125
水 道 部	浄 水 課	総務課	委 託	施設運転管理業務委託	制限付き一般競争見積り合わせ	199,500,000	153

④ 業者選定手続きの遅延について

【要改善事項または意見】

業者選定手続きが遅延した結果、時間的な制約から一者随意契約によらざるを得ない事例(スポーツ課)が見受けられた。また、プロポーザル方式による業者選定の準備が遅く、年度の数か月に業務の空白期間が生じた事例(収納課)も見受けられた。

業者選定手続きが遅れないよう、状況に応じたタイムリーな対応を図るべきである。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
財政部	収納課	担当課	委託	柏市納税促進センターの運営に関する業務委託	随契 167 の 2①2 号	12,675,600	82
生涯学習部	スポーツ課	担当課	工事	酒井根運動広場工作物等撤去工事	随契 167 の 2①5 号	2,415,000	155

⑤ 施工同時の財政課合議の失念について

【要改善事項】

施工伺において、財政課の合議が失念されている案件が見受けられた。

合議の趣旨を勘案して合議を必ず受けることが望まれる。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
土木部	下水道整備課	契約課	委託	柏第 11 処理分区外汚水枝線実施設計委託	制限付き一般競争入札	4,929,750	137

⑥ 仕様書・契約書等の作業範囲未特定について

【要改善事項】

仕様書及び契約書において作業の範囲が特定されていない案件が見受けられた。仕様書または契約書等において、業務の内容について明らかにされていなければ、業者と市との間で認識の相違が発生する可能性があり、トラブルの原因にもなりかねない。

業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきことに留意が必要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
環境部	南部クリーンセンター	担当課	委託	溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	随契 167 の 2①5 号	16,800,000	109
環境部	南部クリーンセンター	担当課	委託	柏市最終処分場内土壌除染作業委託	随契 167 の 2①5 号	15,960,000	114

⑦ 契約単位集約化の検討について

【要改善事項または意見】

契約の集約化につき検討を要すると思われる案件が見受けられた。

以下の案件は、他の同種契約と集約することの検討がなされていないケースや柏市

所在の業者に契約の機会を多く与えるという趣旨のもと契約が意識的に分離・分割されているケースである。

柏市の業者に仕事の受注の機会を多く与えるという趣旨は理解できる。しかし、本来の承認手続き回避となったり、業者選定に恣意性の混入のおそれが生じること、また、一括発注によりコストが安くなる可能性があることを勘案すると、個々の案件ごとに分離・分割については慎重な検討が必要と考える。

契約の分離・分割につき市としての一定の基準を設け、方針を明確にするとともに恣意性を排除することも一つの方策かと考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
企画部	情報政策課	担当課	賃貸借	複合機賃貸借等(11-1、11-2、2本)	随契167の2①2号	18,542,700 (単価契約)	80
こども部	こどもルーム担当室	担当課	物 品	こどもルーム開設備品及び消耗品(4本)	随契167の2①5号	920,587	96
土木部	道路維持管理課	担当課	委 託	柏駅東口昇降機監視業務委託及び柏駅西口昇降機監視業務委託	随契167の2①2号	9,046,800	132
学校教育部	学校教育課	担当課	賃貸借	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他)及び教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中37校)(5本)	随契167の2①1号	240,614,640	160
学校教育部	学校企画室	契約課	物 品	体育用備品(その3)	指名競争入札	2,099,685	161
学校教育部	学校企画室	担当課	物 品	柏の葉小学校消耗品及び備品	随契167の2①1号	549,244	163
学校教育部	学校保健課	担当課	物 品	チャック付きポリ袋(学校保健課・柏市内各小学校・各中学校(2本))	随契167の2①1号	722,925	168
学校教育部	学校保健課	担当課	物 品	給食室用消火器(小学校・中学校)(2本)	随契167の2①1号	777,525	169

⑧ 緊急発注に係る手続きの遵守について

【要改善事項または意見】

道路維持管理課では、契約締結日前に業務が実施されるいわゆる先行発注の状況にあったにも拘らず、事前の内部での承認書類が残されておらず、市の緊急発注に関する手続から逸脱する状況が見受けられた。また、北部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでは、先行発注に関して独自の発注書が使用されている。

契約締結前の緊急発注に関する取り扱いは平成23年度から適用されたルールである。従来は口頭ベースによる先行発注が行われていたようであるが、簿外の処理を防止するために担当課承認による緊急発注のルールが設けられた。

書面化されない口頭ベースによる発注は、取引先との関係でトラブルが生じる危険があり、また、内部管理上も問題であるため、ルールの遵守を図る必要がある。また、発注書は市としての統一的な様式で作成し、これを利用する必要があると考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
環 境 部	北部クリーンセンター	担 当 課	委 託	北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託	随契 167 の 2①5 号	15,750,000	105
環 境 部	南部クリーンセンター	担 当 課	委 託	放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(3本)	随契 167 の 2①5 号、2 号	68,281,515	111
環 境 部	南部クリーンセンター	担 当 課	委 託	(仮称)柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	随契 167 の 2①5 号	31,762,500	114
土 木 部	道路維持管理課	担 当 課	委 託	平成 23 年度道路台帳電算補正業務委託	随契 167 の 2①2 号	7,770,000	131

⑨ 保守契約におけるライフサイクルコストを含めた検討について

【意 見】

施設の建設やシステムの開発後に保守契約等を必要とする場合において、ライフサイクルコストの観点から検討を行うことが望まれるケースがあった。

通常、施設の建設やシステム開発自体に関しては、入札やプロポーザル方式により、競争原理を導入するか、あるいは目的に最も適した業者の選定を行う。しかし、その後の保守業務に関しては当該選定業者に委託することが最も効率的であるとし、一者随意契約により業務委託を行うケースが多い。当該一者随意契約にあつては、通常、取引条件につき他者との比較は困難となる。

保守契約等が金額的に多額に上る場合には、業者の選定にあたって、施設のライフサイクルにおける将来の維持管理のためのランニングコストも含めて競争性を確保する工夫が必要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
環 境 部	北部クリーンセンター	契 約 課	委 託	新水処理施設保守点検業務委託	随契 167 の 2①2 号	11,760,000	103
消 防 局	情報指令課	契 約 課	委 託	消防指令情報システム保守委託	随契 167 の 2①2 号	94,248,000	175

(3) 入札・見積り合わせ

① 入札方法の見直しについて

【意 見】

入札方法の見直しが必要と思われる案件が散見された。

競争入札ではあるが、複数年応募者が 1 者のみのケースが見受けられる(防災安全課、水道部配水課及び浄水課)。

競争入札であれば、結果として応札者が 1 者であろうと制度そのものの仕組みとして競争原理は働いている。しかし、複数年にわたり応札者が 1 者である場合、実質的には競争入札の効果は限定的となっている可能性がある。競争入札においては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、応札者の数が少ない場合には、参加者の拡大を図るべきである。

また、予定価格を公表しない入札において、大部分の入札参加業者の応札額が予定価格を超過しており、1者が複数年落札しているケースが見受けられた(市民文化会館、保育課)。当該状況が複数年継続するような場合、入札方法等に工夫を凝らす等、何らかの対応を図る必要があると考える。

また、制限付き一般競争見積り合わせで相応の参加者もあるが、同種複数案件の各案件ごとに同一の業者が複数年にわたり継続して落札しているケースもあった(公園管理課)。原因調査等の対応を図る必要があると考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
総務部	資産管理課	契約課	工事	第一庁舎解体及び跡地整備等工事	制限付き一般競争入札	382,332,300	75
総務部	防災安全課	契約課	委託	耐震性井戸付貯水装置点検委託	制限付き一般競争見積り合わせ	7,749,000	76
地域づくり推進部	市民文化会館	契約課	委託	清掃・設備管理業務委託	指名競争入札	51,313,500	85
こども部	保育課	契約課	委託	柏市立保育園幼児体育指導業務委託	指名競争入札	1,848,000	96
都市部	公園管理課	契約課	委託	柏西口第一公園他 254 箇所維持管理委託(計4本)	制限付き一般競争見積り合わせ	134,610,000	127
水道部	配水課	総務課	委託	配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託	制限付き一般競争入札	20,265,000	148
水道部	浄水課	総務課	工事	次亜塩素酸減菌設備修理	制限付き一般競争入札	9,284,100	151
水道部	浄水課	総務課	工事	配水ポンプ及び電気計装設備更新工事	制限付き一般競争入札	160,650,000	152

② 落札率異常変動時の原因調査について

【意見】

競争入札において落札率の異常変動があった場合でも、その原因調査が実施されていない案件が見受けられた

このような変化があった場合には、原因を調査し、設計額の算定に問題が無いか、あるいは他の要因が存在するのか検討しておくことが必要と考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
学校教育部	学校企画室	契約課	委託	学校警備業務委託(その7)	制限付き一般競争見積り合わせ	1,260,000	158
学校教育部	学校保健課	契約課	委託	給食室内清掃及び害虫駆除業務委託	制限付き一般競争入札	21,525,000	167

③ 見積り合わせ等の不調のリスクを考慮した業者選定手続きの実施について

【意見】

見積り合わせの実施が必要な案件であったが、実施した見積り合わせが不調に終わり、時間的制約により結果的に一者随意契約となった案件が見受けられた。

見積り合わせを早期に実施していれば不調後に再度見積り合わせを実施することができ、一者随意契約は回避できたと考えられる。設計額の大幅な変更等、従来と異なる

る状況が生じた場合には、契約課との連携を密にし、不調のリスクを考慮した早めのタイミングでの契約手続きを進める必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
土木部	交通施設課	担当課	委託	柏市自転車保管所運営等業務委託	随契 167 の 2①5 号	8,925,000	133

④ 最低制限入札者多数時の調査について

【意見】

制限付き一般競争入札において参加者 17 者のうち 15 者が最低制限価格で応札しているものの、このような状況の原因調査を実施していない案件が見受けられた。

発注金額の規模によるものか、業者の実績づくりに必要なものか、あるいは設計額の見積りにぶれが生じているのか等々、その要因を調査検討し、次の入札に当たっての参考情報とすべきである。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
水道部	配水課	総務課	工事	配水管改良工事(23-201-0)	制限付き一般競争入札	108,819,900	149

(4) 随意契約

① 一者随意契約とする合理性について

【要改善事項または意見】

一者随意契約とする理由についての根拠が必ずしも十分とは思われない案件が散見された。業務内容につき下請業者を利用する割合が高い案件や作業内容からみて契約先以外でも同業他社が想定できる案件などがある。

地方自治法では競争入札が原則であり、随意契約は一定の条件のもとで適用される例外的な手続きである。可能な限り競争原理の適用を図るべきであり、一者随意契約の適用は極力限定的に考えるべきである。

業務の安定性の観点から前年度の業者を継続したいことも理解できるが、一者随意契約が特に複数年継続しているような場合には、競争原理の適否を十分に検討し、その適用を図り、業者に緊張感を持たせることが重要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
財政部	収納課	担当課	委託	柏市納税促進センターの運営に関する業務委託	随契 167 の 2①2 号	12,675,600	82
財政部	資産税課	契約課	委託	固定資産課税資料修正業務委託	随契 167 の 2①2 号	24,885,000	83
地域づくり推進部	地域支援課	担当課	委託	柏市近隣センター管理業務委託	随契 167 の 2①2 号	88,805,000	84
市民生活部	市民課	契約課	委託	戸籍届書等入力業務委託	随契 167 の 2①2 号	11,329,920	86
保健福祉部	高齢者支援課	担当課	委託	配食サービス事業委託	随契 167 の 2①2 号	51,535,000	88
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	平成 23 年度地域包括支援センター業務委託(7 本)	随契 167 の 2①2 号	218,352,000	90

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	柏市介護支援サポーター事業委託	随契 167 の 2①2 号	3,254,000	91
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託	随契 167 の 2①2 号	1,881,000	93
環境部	放射線対策室	担当課	物品	放射線量測定機器購入(4本)	随契 167 の 2①5 号	60,243,750	121
経済産業部	農政課	担当課	委託	柏市都市農業担い手支援委託	随契 167 の 2①2 号	26,888,471	122
経済産業部	公設市場	契約課	委託	公設市場設備管理等業務委託	随契 167 の 2①6 号	39,354,000	124
都市部	都市計画課	契約課	賃貸借	電算システム機器賃貸借等契約	随契 167 の 2①2 号、6 号	3,667,608	125
土木部	道路維持管理課	契約課	委託	柏駅昇降機管理業務委託及び豊四季自由通路管理業務委託並びに小柳町上空通路延伸部分等管理委託	随契 167 の 2①2 号	38,973,480	129
土木部	下水道整備課	担当課	委託	平成 23 年度公共污水枺設置位置調査委託	随契 167 の 2①2 号、6 号	3,444,000 (単価契約)	137
水道部	配水課	総務課	委託	配水管等漏水事故現地確認業務委託	随契 167 の 2①2 号	13,419,000	145
水道部	配水課	総務課	工事	配水管等漏水修理工事	随契 167 の 2①2 号	58,380,000 (単価契約)	146
生涯学習部	スポーツ課	契約課	工事	富勢運動場管理棟復旧工事	随契 167 の 2①2 号	12,579,000	154
学校教育部	学校施設課	契約課	工事	柏市立富勢西小学校排水処理施設回転円板装置交換工事	随契 167 の 2①2 号	22,365,000	164
学校教育部	指導課	契約課	委託	平成 23 年度柏市外国語指導助手(ALT)派遣事業	随契 167 の 2①2 号	39,997,708	170
学校教育部	教育研究所	担当課	委託	IT教育支援アドバイザー事業委託	随契 167 の 2①2 号	12,085,000	173

② 随意契約理由根拠の不備について

【要改善事項】

一者随意契約理由書において、対応可能な事業者が一者のみであったのか等、当該業者が最も適切と判断した理由について明らかにされていない案件が見受けられた。

当該業者との随意契約の合理性について後日においても明らかとなるよう、資料を残しておくべきであったと考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
環境部	南部クリーンセンター	担当課	委託	溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託	随契 167 の 2①5 号	16,800,000	109
環境部	南部クリーンセンター	担当課	工事	(仮称)柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	随契 167 の 2①5 号	31,762,500	113

③ 随意契約における交渉方法の見直しについて

【意見】

一者随意契約においては、他の業者との比較が困難であり、また、設計額も当該業者の見積書を参考として作成される場合が多いため、競争入札のような客観性は乏しくなる。

契約業者の見積り内容や業務の履行内容等を十分に把握し、また、設計額の算定に反映させ、見積り合わせや価格交渉等の手立てとするべきである。

ここでは、金額交渉方法の見直しを必要とする案件、交渉過程の文書化が不十分である案件、国からの情報入手を必要とする案件等の事例が散見された。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
企画部	情報政策課	契約課	委託	各種行政事務電算委託	随契167の2①2号	874,125,000	78
企画部	情報政策課	担当課	賃貸借	オフィスオートメーション機器等賃貸借	随契167の2①2号	324,766,899	81
市民生活部	市民課	担当課	委託	戸籍届書等入力業務委託	随契167の2①2号	11,329,920	86
水道部	総務課	総務課	委託	電算業務委託	随契167の2①2号	8,767,500	141
生涯学習部	スポーツ課	担当課	委託	利根サイクリング道路除草業務委託	随契167の2①6号	1,680,000	156

④ 業者の見積額の積算根拠の未入手について

【意見】

契約業者の見積額の積算根拠資料が入手されていない案件が見受けられた。

業者の見積額の積算根拠は、その内容等を検討することにより市の設計額の積算に有用な情報を提供するものである。一者随意契約にあつては特にその必要性が高い。

見積額の積算根拠となる資料は必ず入手する必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
環境部	廃棄物政策課	担当課	委託	一般廃棄物(容器包装プラスチック類)処理業務委託	随契167の2①2号	292,158,000	101
水道部	配水課	総務課	委託	配水管等漏水事故現地確認業務委託	随契167の2①2号	13,419,000	145

⑤ 業者からの見積りの事前検証方法の見直しについて

【要改善事項または意見】

一者随意契約で、事前の参考見積りの検討が不十分である案件が散見された。

一者随意契約に関しては、他との比較情報もなく、取引条件が硬直的となりやすい。業者の業務結果報告書等を詳細に検討し、業務内容の妥当性の検証や次回の設計額に反映させるべき事項の検討を実施すべきである。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
企画部	情報政策課	担当課	賃貸借	オフィスオートメーション機器等 賃貸借	随契 167 の 2①2 号	324,766,899	80
保健福祉部	高齢者支援課	担当課	委託	柏市シルバー事業業務委託	随契 167 の 2①2 号	560,070	88
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	柏市介護支援サポーター事業 委託	随契 167 の 2①2 号	3,254,000	91
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	介護予防センターいきいきプラス'介 護予防事業委託	随契 167 の 2①2 号	1,881,000	92
環境部	南部クリーン センター	担当課	委託	溶融飛灰固化物ドラム缶詰業 務委託	随契 167 の 2①5 号	16,800,000	109
環境部	南部クリーン センター	担当課	委託	柏市最終処分場内土壌除染作 業委託	随契 167 の 2①5 号	15,960,000	115

(5) 契約書締結

① 契約締結遅延について

【要改善事項】

契約書締結が遅延している案件が見受けられた。下記うち 3 案件は放射性物質の取り扱いに関する緊急、特殊な状況での契約締結であったが、そのような状況を考慮しても契約締結が遅延していると考えざるを得ないものである。

契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
環境部	北部クリーン センター	担当課	委託	北部クリーンセンター焼却灰一 時保管作業委託	随契 167 の 2①5 号	15,750,000	105
環境部	南部クリーン センター	担当課	委託	放射性物質に汚染された固化物 の一時保管作業委託(3本)	随契 167 の 2①5 号、2 号	68,281,515	111
環境部	南部クリーン センター	担当課	委託	(仮称)柏市溶融飛灰固化物一 時仮置場等設置工事	随契 167 の 2①5 号	31,762,500	113
土木部	道路維持 管理課	担当課	委託	平成 23 年度道路台帳電算補 正業務委託	随契 167 の 2①2 号	7,770,000	131

② 変更契約書の適時締結について

【要改善事項】

工事や委託契約で、作業内容が変更されたにも拘らず、契約書の変更が適時になされていない案件が散見された。

いずれの案件も水道や下水道の土木工事等に係る契約変更に係るものである。土木工事関係は、外見上、工事や修繕の内容が即座に判明せず、工事の進捗に応じて状況が明らかとなってくる場合が多い。したがって、工事内容の見直しに係る契約変更は、基本的には避けがたいものではある。

しかし、そうであっても、法的リスク等を考慮すると、契約に係る変更はできるだけタイムリーに処理すべきであり、下記の工事案件のような工期間際の契約変更は回避すべきであろう。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
土木部	下水道整備課	契約課	工事	大堀川左岸第2号-7雨水幹線工事(23-16工区)	制限付き一般競争入札	123,742,500	134
土木部	下水道整備課	契約課	工事	篠籠田貯留場増設工事	制限付き一般競争入札	68,109,300	135
土木部	下水道整備課	契約課	工事	利根運河第2排水区水路整備工事	制限付き一般競争入札	39,553,500	136
水道部	配水課	総務課	工事	配水管改良工事(23-18-0)	制限付き一般競争入札	65,205,000	143
水道部	配水課	総務課	委託	配水管改良工事に伴う設計委託(その2)	制限付き一般競争入札	7,145,775	147
水道部	配水課	総務課	委託	配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託	制限付き一般競争入札	20,265,000	148
水道部	配水課	総務課	工事	配水管改良工事(23-201-0)	制限付き一般競争入札	108,819,900	149
水道部	配水課	総務課	工事	配水管布設工事(23-111-0)	制限付き一般競争入札	57,141,000	150

③ 契約内容不備について

【要改善事項】

緊急発注により契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合、契約書に追認条項を入れる必要があるが、記載されていない案件が見受けられた。

トラブルの原因にもなるため、ルールに則して追認条項を挿入する必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
環境部	南部クリーンセンター	担当課	工事	(仮称)柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事	随契167の2①5号	31,762,500	113

④ 単価契約における契約書作成ルールの整備について

【要改善事項】

単価契約の単価の金額が50万円未満であることをもって請け書で済ませているが、契約時点で見込まれる総数に単価を乗じることで総価に換算すると総額が50万円以上となり、契約書が必要な金額となっていた案件が見受けられた。

契約書作成の要否に関するルールが規則上明確に規定されていないため職員が誤解したと推察されることから、契約事務の手引き等で解説を加えるなどルールを明確化すべきである。また、職員は契約手続きについて、その趣旨を含めて理解に努める必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
こども部	保育課	担当課	委託	職員細菌検査委託	随契167の2①2号	3,301,389 (単価契約)	98

⑤ 長期契約の委託料の見直し基準について

【意見】

長期契約で、委託料の見直しに関する基準に工夫が必要であったと思われる案件が見受けられた。

下記の長期契約は、北部クリーンセンターが平成 20 年 4 月から 14 年間、南部クリーンセンターが平成 17 年 4 月からの 20 年間の期間で締結されている。環境変化の激しい昨今の状況を鑑みるに、相当期間に亘る長期の契約はあまり望ましいものではないが、両契約とも種々の事情を踏まえ、その良否を慎重に判断したうえで将来のキャッシュ・フローを一定の水準に固定化すべく意思決定がなされたものと思料する。また、契約が長期間に亘るため、委託料の物価水準へのスライド等の措置が織り込まれている。

しかし、長期間に亘る契約という観点からは、ごみ処理量との関係を想定した、よりきめの細かい条件設定を行っても良かったのではないかと考える。

実際に南部クリーンセンターは東京電力の放射能問題で炉が複数回休止しており、当初の想定外の事態が生じている。

長期間に亘る契約にあっては、さまざまな付帯条件を付し、柔軟に対応できるよう図っておくことが望まれる。

なお、今後、当初の想定と大幅な乖離が生じるような事態が発生した場合には、現在の契約条項の範囲内での契約者間での協議を実施するか、それでも対応が困難な場合には契約変更による対応も一つの方策と考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額（円）	頁
環境部	北部クリーンセンター	担当課	委託	清掃工場長期責任委託事業	随契 167 の 2①2 号	11,392,500,000	107 108
環境部	南部クリーンセンター	担当課	委託	第二清掃工場運転管理委託	制限付き一般競争入札	17,776,500,000	118 119

(6) 再委託

① 再委託のモニタリング不備等について

【要改善事項】

委託先の再委託の状況が把握されていない案件が見受けられた。

委託先の利用する下請け業者等がどのような業者なのかを業務開始前に確認しておかなければ一定の制限を設け業者を選定する意味がなく、また、品質の確保や情報管理の観点等からもリスクを有することとなる。再委託の状況は適切に把握しておく必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額（円）	頁
保健福祉部	高齢者支援課	担当課	委託	柏市シルバー事業業務委託	随契 167 の 2①2 号	560,070	88
学校教育部	学校施設課	契約課	委託	市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託(その1)	指名競争入札	5,197,500	165
消防局	(消防局)総務課	契約課	委託	柏市消防庁舎管理業務委託	指名競争入札	113,125,950	174

(7) 検査・精算

① 検査内容の充実について

【要改善事項または意見】

検査内容の証跡が不十分である案件及び検査方法の見直しが必要と思われる案件が見受けられた。

検査内容の証跡が不十分なケースは、他の部署でも同様に存在すると思われる。市のルールとして、契約業者への支払いのため会計課への検査、検収資料の提出(検査書あるいは支払命令書での検収承認)が必須とされているが、その前提として実際の検査あるいは検査結果についての詳細な確認資料の作成及び保存がより重要な手続きとなる。

工事や委託業務の検査、確認結果や物品に係る検収結果については、その実施過程が分かるよう正式な資料として作成、保存しておくルールが必要と考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
企画部	情報政策課	契約課	委 託	各種行政事務電算委託	随契 167 の 2①2 号	874,125,000	78
こども部	こどもルーム担当室	担当課	物 品	こどもルーム開設備品及び消耗品(4本)	随契 167 の 2①5 号	920,587	95
こども部	保 育 課	担当課	委 託	職員細菌検査委託	随契 167 の 2①2 号	3,301,389 (単価契約)	98
経済産業部	農 政 課	担当課	委 託	柏市都市農業担い手支援委託	随契 167 の 2①2 号	26,888,471	123
学校教育部	学校企画室	契約課	物 品	体育用備品(その3)	指名競争入札	2,099,685	161
学校教育部	教育研究所	担当課	委 託	IT 教育支援アドバイザー事業委託	随契 167 の 2①2 号	12,085,000	173

② 検査内容の形骸化について

【意 見】

一定額以上の委託案件については課長が検査担当者となっている。しかし、実際には物理的、時間的な事情により他の職員が代行し、検査書に課長の押印を行っているケースが見受けられる。

これは、市のルールに従い検査書を作成しなければ、業者への支払いの要件が満たされないためである。実際の運用面では、ルールが形骸化しているように思われる。実態に即したルールにより実際の検査あるいは確認内容が明確となるよう、工夫を凝らす必要があるものと考えている。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
環境部	環境保全課	契約課	委 託	大気測定機器保守管理委託	制限付き一般競争見積り合わせ	5,953,500	99
都市部	公園管理課	契約課	委 託	柏西口第一公園他 254 箇所維持管理委託(計 4 本)	制限付き一般競争見積り合わせ	134,610,000	127

③ 委託先の適切なモニタリングについて

【要改善事項または意見】

作業終了後に委託業者より提出される業務実績報告等の検討が不十分と思われる案件が見受けられた。

除染処理を再度やり直したケース(南部クリーンセンター)もあるところから実施結果の検討を十分に行い、また、検討結果につき資料を整備しておくことが必要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	柏市地域生活支援センター業務委託	随契 167 の 2①2 号	20,000,000	90
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	柏市介護支援サポーター事業委託	随契 167 の 2①2 号	3,254,000	91
保健福祉部	福祉活動推進課	担当課	委託	介護予防センターいきいきプラザ ⁺ 介護予防事業委託	随契 167 の 2①2 号	1,881,000	92
環境部	南部クリーンセンター	担当課	委託	柏市最終処分場内土壌除染作業委託	随契 167 の 2①5 号	15,960,000	114
水道部	給水課	総務課	委託	マッピングシステムデータ更新業務委託(給水編)	随契 167 の 2①2 号	8,085,000	142
学校教育部	教育研究所	契約課	賃貸借	柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム賃貸借契約	指名競争入札	23,688,000	172

(8) 請求・支払

① 請求書日付未記入について

【要改善事項】

業者の請求書で発行日の記載を業者の社印及び社長印で訂正し、訂正後の日付を未記入としている案件が見受けられた。

市で入手する請求書には日付の記載を徹底することが必要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
学校教育部	学校給食センター	契約課	委託	柏市学校給食センター給食運搬委託	指名競争入札	66,250,800	170

② 支払方法の見直しについて

【意見】

当該契約に関する支払いが年度の早い時期に一括概算払いとなっている案件が見受けられた。

債権保全等の観点からは、人件費見合いで早期の支払いが必要と考えられる場合であっても、分割払いでの対応を検討してみることが望まれる。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
都市部	公園管理課	担当課	委託	増尾城址総合公園他 2 箇所管理業務委託	随契 167 の 2①3 号	16,759,698	128

③ 口座振替払依頼書未保管について

【要改善事項】

「口座振替払依頼書」が「口座振替依頼明細書綴」に綴じ込み保管されていない案件が見受けられた。

「口座振替払依頼書」は、「柏市公文書管理規則」において文書による5年間の保存が要求されているため、ルールに基づき、適切な文書の保存を行う必要がある。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
会計管理者	会計課	契約課	委託	公設市場設備管理等業務委託	随契167の2①6号	39,354,000	139

(9) リース関係

① リース契約の有利性検討について

【要改善事項】

下記の施設につき、リース契約による賃貸借と、自己の資金による直接購入や起債での資金調達による購入との比較考量を行った資料の提示がなかった。

通常、リース契約のほうが、他の取得方法と比べ、リース業者の手数料が付加される分、取得に係るコストが割高になるケースが多い。コスト面以外の要素も加味し、総合的な取得方法の判断がなされているものと推測されるが、意思決定に係る根拠はこれを明確にするために、資料として作成し、保管しておくことが必要である。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契約方法	金額(円)	頁
総務部	資産管理課	契約課	賃貸借	柏市役所仮設庁舎2(仮称)賃貸借	指名競争入札	123,165,000	74
こども部	こどもルーム担当室	契約課	賃貸借	柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等	随契167の2①6号	23,310,000	93
学校教育部	学校教育課	担当課	賃貸借	教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他)及び教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中37校)(5本)	随契167の2①1号	240,614,640	159
学校教育部	教育研究所	契約課	賃貸借	柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム賃貸借契約	指名競争入札	23,688,000	171

② リース資産の検収方法の見直しについて

【意見】

リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられておらず、所管の担当課に検査時に仕様書とチェックした資料が残されていない案件が見受けられた。

リース物件であっても市所有の土地に市のための個別仕様で建築され、また、リース期間満了時(10年後)には無償で市の所有に帰する契約の物件である。

したがって、実質的に取得資産に変わりはなく、リース開始前には仕様書どおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を

作成し保管しておくべきである。また、実質的な取得資産に関して正式に検査書を作成するよう、規則の見直しを含めて検討する必要があると考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
総務部	資産管理課	契約課	賃貸借	柏市役所仮設庁舎2(仮称)賃貸借	指名競争入札	123,165,000	75
こども部	こどもルーム担当室	契約課	賃貸借	柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等	随契 167 の 2①6 号	23,310,000	94

(10) その他

① 業務分掌の見直しについて

【意見】

同一課において、実際の在庫の管理と会計事務(在庫台帳管理含む)を執行していた。内部統制の観点から物品の取り扱いと台帳管理は分離することが重要である。業務分掌の見直しが必要と考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
水道部	総務課	総務課	物 品	量水器その1及びその2(2本)	制限付き一般競争入札	51,372,048	140

② 契約事務処理の実施部署について

【要改善事項】

保健福祉総務課では業者の選定をはじめとする契約事務を行っているが、病院事業に関しては地方公営企業法の適用は財務面のみであるため、契約事務に関しては本庁の他の部署と同様の取り扱いとすべきと考える。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
保健福祉部	保健福祉総務課	担当課	工 事	柏市立柏病院看護師宿舎屋上防水改修修繕	指名競争入札	1,995,000	87

③ 業者の減少に伴う将来の課題について

【意見】

市の下水道事業の整備の進捗に従い、し尿処理件数は年々減少傾向にある。市では業務を遂行できる設備や人員を有していないため、当該業務を安定的に継続するためには、民間処理業者へ依存せざるを得ない。今後、業務量の縮小に伴い業者の廃業が予想されるが、環境保全への重要性や公共性に鑑み、し尿処理が必要とされる限り当該業務を継続する必要がある、将来どのように対応を図るかにつき課題を有している。

執行部	執行課	契約担当課	区分	内 容	契 約 方 法	金額(円)	頁
環境部	環境サービス課	担当課	委 託	し尿収集運搬業務委託(旧沼南A地区、旧柏地区、2本)	随契 167 の 2①2 号	68,322,000	102

5. 各課別指摘事項

以下に契約事務手続きの主体が契約課となる案件(「契約課案件」として区分)と担当課となる案件(「担当課案件」として区分)に分け、各課別に監査において気付いた指摘事項を記載する。契約課案件は契約課により実施される制限付き一般競争入札、指名競争入札、価格交渉の可能な随意契約であり、担当課案件はそれ以外の案件である。

なお、当該区分は、契約事務手続きの違いによる区分であり、設計額の算定を含む施行伺い等の契約準備行為や契約の履行状況・履行結果の確認、支払処理のための一連の行為等は各担当課で実施されている。

また、各表中の記載にある設計額は通常同額で予定価格となるが、契約課案件については、担当課が積算した設計額を基に独自に算出するケースがある。

●資産管理課

(契約課案件)

① 柏市役所仮設庁舎 2(仮称) 賃貸借

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	榊内藤ハウス	指名競争入札	120,015,000 円 (10 年間分) 変更後 123,165,000 円
・賃借期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 24 年 4 月 1 日~平成 34 年 3 月 31 日 ・無 ・当初 199,993,500 円 変更 205,306,500 円 ・業者からの見積りを参考に算定	

上記仮設庁舎 2 の賃貸借案件は第一庁舎の老朽化による代替施設のひとつとして、市の敷地への仮設庁舎(現・分庁舎 2)の設計・施工を業者に行わせた上で、賃貸借契約(期間 10 年・その後は市へ無償譲渡)を締結するものである。第一庁舎の老朽化及び東日本大震災の被害により、急遽市有地への代替施設の整備を行ったものである。当該整備に係る支出については、債務負担行為として議会の予算承認を得ている。

【要改善事項】

上記庁舎の賃貸借は、形式的には賃貸借契約(市ではリース契約と称している。以下リース契約という)であるが、建築物の仕様等につき市が作成していることや建設計画地が市所有の土地であること、さらには、10 年間の賃貸借期間満了後は市へ無償譲渡されることなどから、実質的には市による取得と同様である。

一般的にリース契約による取引のほうが、直接自己資金はもとより借入資金で取得する場合であっても、リース業者の手数料が加味される分割高となる。

監査にあたり建築物の取得方法の意思決定の根拠として、年度予算に基づく取得や

起債等の資金調達による直接取得、今回のいわゆるリース取引とを比較考量した資料を求めたが、適切な資料の提示はなかった。

今回の建築物の構造が軽量鉄骨プレハブ造りであったことから起債になじみにくいという点や財政上の厳しさから長期的な支出の分散化を図りたかったことが当該意思決定の前提にあったようである。

しかし、予算化の観点からは形式的な違いがあるとしても、市の財政からみた場合、長期的に支出負担を抱えることは起債であろうとリースであろうと実質的には同様である。上記の理由のみで必ずしも説明しきれものではないと思われる。

どのようなメリット、デメリットを考慮し、リース契約による取得を決定したのか、明確な論拠づけの資料を残す必要がある。

【意見】

リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられていない。

担当課で仕様確認は行っているとの説明を受けたが、検査時に仕様書とチェックした資料が残されていない。

リース物件であっても市所有の土地に市のための個別仕様で建築され、また、リース期間満了時(10年後)には無償で市の所有に帰する契約の物件である。

したがって、実質的に取得資産に変わりはなく、リース開始前には仕様書どおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を作成し保管しておくべきである。また、このような実質的な取得資産に関して正式に検査書を作成するよう、規則の見直しも必要と考える。

② 第一庁舎解体及び跡地整備等工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	大豊建設㈱	制限付き一般競争入札	382,332,300 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・議会の議決日の翌日から平成 25 年 3 月 15 日 ・有 ・435,750,000 円 ・公共建築工事積算基準に基づく積算システム RIBC により算定	

当該契約案件は、築後 40 年を経過した第一庁舎の老朽化と平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生に伴う倒壊の危険性を考慮し、当該建物を解体し、跡地に来庁者用の駐車場の整備を行うものである。

【意見】

当該工事案件は制限付き一般競争入札により業者選定が実施されている。23 者とい

う多数の業者の応募があり、当該全業者の応札金額が事前公表されていた最低制限価格に張り付いたため、電子くじによる選定、落札となった。

結果としてではあるが、業者の応札金額がいずれも最低制限価格に張り付くようなケースにおいては、予定価格(設計額)の積算が妥当であったのか疑義が生じることとなる。

市では、業者への聞き取り等により、このような結果となったのは、積算額の問題ではなく、工事内容が業者の工事实績の獲得に貢献する魅力ある物件であったことが一番の要因とみている。

入札の結果をあらかじめ想定することは困難であり、結果についての是非は問えない。しかし、庁舎の解体工事のような経常的でない特別の事象に関しては、市に設計額の積算等に関してノウハウが蓄積されていないため、その積算は容易ではない。積算に係る各種資料により算定しても、市場価格に合致しているかは明確でない。

本契約案件のように金額的に多額で非経常的な取引に関する契約にあっては、他の事例等の情報入手に努め、入札方法を慎重に検討し、決定する必要がある。

なお、契約課では今後の対応として、このような案件に関しては最低制限価格を事後公表としたり、低入札価格調査を利用したりする方法で入札を実施することを検討している。

●防災安全課

(契約課案件)

① 耐震性井戸付貯水装置点検委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	浅野環境ソリューション(株)	制限付き一般競争見積り合わせ	7,749,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 ・有 ・7,812,000 円 ・業者の参考見積り及び千葉県の労務の基準価格を利用して算定	

柏市には柏中学校をはじめとして、17 箇所の耐震性井戸付貯水装置が設置されており、当該契約案件は、当該耐震性井戸付貯水装置についての故障発生の未然防止及び正常運転維持に必要となる点検業務に関する委託契約である。

上記の案件に関しては、制限付き一般競争見積り合わせが実施されているが、応募者は上記契約会社 1 者であり、この状況はここ 3 年間同様である。

【意見】

上述のように、一般競争見積り合わせの形態を採ってはいるものの、応募者が 1 者

の状態が一定期間継続している。

競争入札であれば、結果として応札者が 1 者であろうと制度の仕組みとして競争原理は働いている。しかし、複数年にわたり応札者が 1 者であり、また、過去の落札状況が公表され周知の事実であることを考慮すると、実質的には競争入札の効果が限定的となっている可能性もある。

応募者が 1 者しかない競争見積り合わせにおいては、予定価格の制限はあるものの、応募者の応札金額で落札される。また、設計額の算定においても、既存の施行業者の見積りを参考にその算定が行われれば、必ずしも基準値とはならない可能性がある。

一般競争見積り合わせにおいては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。

また、仮に参加者の拡大が図れず、応募者が一者しかない競争見積り合わせとなった場合は、むしろ見積り合わせを取りやめて随意契約に切替え、個別に価格交渉を行ったほうが合理的であると考えます。

●情報政策課

(契約課案件)

① 各種行政事務電算委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	株式会社ディー・エス・ケイ	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①②)	874,125,000 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		885,467,068 円	
・積算方法		業者より提出される事前参考見積りを基準に積算	

当該契約案件は、住民記録、税事務を中心とした各種行政事務(オンライン処理、タッチ処理及び OA 処理)を委託するものである。

過去 3 年間の落札率等の推移は以下のとおりである。

年度	契約方法	契約金額①	設計額	予定価格②	落札率 ①/②
平成 21 年度	随意契約(地方自治法施行令第167条の2①②)	843,675,000 円	854,095,000 円	844,200,000 円	99.94%
平成 22 年度	同上	881,475,000 円	892,684,242 円	882,000,000 円	99.94%
平成 23 年度	同上	874,125,000 円	885,467,068 円	874,650,000 円	99.94%

【意見】

当該契約は情報政策課が取り纏めを行っているものの、各部署で発生する個別の委託業務の集約である。各課で、株式会社ディー・エス・ケイより参考見積りを入手し、それを集計したものを基準に情報政策課が設計額を算出している。また、これに基づき契約課が価格交渉を行っている。

各課では株式会社ディー・エス・ケイとの全体的な業務量などが判明せず、参考見積りの時点では価格交渉の動機が働きづらい。一方、情報政策課では各課での委託業務の詳細まで把握できないといった事情がある。また、契約課では情報量の制約から交渉が進めづらい。結果的に、株式会社ディー・エス・ケイの参考見積りに近似した設計額となる傾向があるように思われる。

そこで、参考見積りの段階から情報政策課が各課の業務を精査し、取り纏めの上、契約課と密な連携をとり、株式会社ディー・エス・ケイと価格面での交渉を行うことが望まれる。

【意見】

年度末において各課は発注した委託業務に関して検査を実施し、検査書を直接会計課に提出している。しかし、取り纏め部署である情報政策課も当該年度の全体的な作業内容の確認及び次年度における検討材料として、各課の具体的な検査結果を認識しておくことは大変有益と考える。

【意見】

システムの使用にはPC等のOA機器の賃借、機器の保守、ソフトウェアの賃借の3つの契約が必要となる。市では、一体的な運用を図ることによる効率的な障害対応や(株)ディー・エス・ケイに委託しているデータ処理との連携のメリット等を考慮し、包括的な業務として契約を締結している。

反面、一者随意契約となり、競争原理が働かず、従来からの流れを踏襲しがちで、取引条件等が硬直的となりやすい。

現在の契約では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該費用が開発費の請求ではなく個々の委託料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。本来、開発費用の償却が終了すれば、その分委託料は下がるはずである。

開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の委託料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。

② 事務用ソフトライセンス購入

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	株式会社勉強堂	制限付き一般競争入札	9,756,600 円
・納品日		平成 24 年 3 月 16 日(納入期限)	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		9,901,500 円	
・積算方法		自部署による市場調査等により算定	

当該契約案件は、事務用パソコンのオフィスソフトライセンスを購入するものである。

【意見】

単なるソフト購入ではなく、オープンライセンス対応が必要な契約であるが、その設計額の算定に当たり、担当課ではインターネットによる価格調査は実施していたものの、オープンライセンス対応のできる量販店での価格調査は行っていなかった。担当者は量販店では対応していないとの認識で、調査を行っていなかった。

最近では特定のサービス対応が必要な物品でも、量販店等で比較的安価に販売している状況がある。設計額の算定においては、さまざまな情報を入手し比較考量することが重要であり、情報収集の間口を広げることが望まれる。

(担当課案件)

① 複合機賃貸借等 (11-1)

② 複合機賃貸借等 (11-2)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	㈱勉強堂	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	予定総額 ①9,613,440 円 ②8,929,260 円 プrint単価 ①0.57 円～4.64 円 ②1.18 円～8.25 円 (複数単価契約)
・貸借期間		・平成 23 年 5 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		①2.00 円～12.00 円	
・積算方法		②3.00 円～18.00 円	
		①31,584,168 円	
		②34,385,274 円	
		・過年度の実績により算定	

当該契約案件は、平成 23 年 3 月 31 日をもって賃貸借期間が終了する複合機のうち、①使用枚数が多い設置部署(月平均使用枚数 10,000 枚以上)のもの、及び②使用枚数が少ない設置部署(月平均使用枚数 10,000 枚未満)のものについて、5 年間の長期継続賃貸借契約を結ぶものである。

【意見】

本庁の複合機や PC に関しては、情報政策課で一括して発注を行っているが、学校関係や水道部関係については、それぞれ教育委員会や水道部で独自に行っている。

担当課は機種等の違いにより、まとまった単位にはならないため、まとめて発注する意義は希薄であるとしているが、金額的にはより多額となるため一定の規模のメリットは享受できるはずである。一度検討を行ってみることが望まれる。

③ オフィスオートメーション機器等賃貸借

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	㈱ディー・エス・ケイ	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	325,766,899 円
・賃借期間		・平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		・325,767,092 円	
・積算方法		・過年度の実績及び業者からの見積りにより算定	

当該契約案件は、オンライン処理及び OA 処理で使用する機器につき、情報政策課で一括して賃貸借契約を締結するものである。

市では、人材育成の長期化や人事の硬直化、施設の維持管理や開発経費の高騰等の問題を回避するため、システムのオンライン処理等に関して自己でサーバ等を所有、管理するのではなく、外部に委託する方式を採用している。このような観点から、市は㈱ディー・エス・ケイを第三セクター方式で設立し、業務を委託してきた。本案件は市のオンライン処理で使用するシステム・機器の賃貸借を当該会社から行うものである。

【意見】

当該案件の予定価格と契約金額はわずかの差(193 円)を有するが、概算計算書と業者の見積書の内訳はほぼ一致している。これは、予定価格そのものが業者の見積りに基づくことと、随意契約の見積り合わせの実施以前にお互いの交渉により相違する部分の調整をすでに図っているからである。しかし、その過程の痕跡は正式には残されていない。

詳細な積上げを要して算定される当該案件の予定価格と業者の見積価格とがはじめから一致しているのは不自然である。

業者との交渉の経過は記録に残しておくべきである。

【意見】

システムの使用には PC 等の OA 機器の賃借、機器の保守、ソフトウェアの賃借の 3 つの契約が必要となる。市では、一体的な運用を図ることによる効率的な障害対応や(株)ディー・エス・ケイに委託しているデータ処理との連携のメリット等を考慮し、包括的な業務として契約を締結している。

反面、一者随意契約となり、競争原理が働かず、従来からの流れを踏襲しがちで、取引条件等が硬直的となりやすい。

現在の賃借方式では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該開発費用が賃借料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。本来、開発費用の償却が終了すれば、その分賃借料は下がるはずである。

開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の賃借料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。

【意見】

OA 機器の賃借(リース)に関しては、前述のように、障害対応時の復旧等の効率性を考慮し、機器の保守やソフトウェアの賃借と一体的な運用を図り、システムの開発業者に一括発注を行っている。たしかに、PC 等の取り扱いに不慣れな職員が障害発生時に不具合の原因をシステムにあるのかハードそのものにあるのかを判断することは容易ではないことから、市の主張には合理性があるものと考ええる。

ただし、PC 機器そのものは、一般的に市販されている製品であり、不具合がシステム上の操作で簡単に復旧しない場合には、いったん他の代替 PC と入れ替え等を行い、PC の故障につきメーカー等の対応を依頼することが想定されるため、必ずしも保守業者とリース業者とを同一に考えなければならないというものでもないと考ええる。

実際、ソフトウェアが簡単なものであれば、市としてもシステム開発業者以外の業者も含め機器のリース先を検討する場合があると伺っている。

一者随意契約にこだわることなく、実施可能なケースであれば、契約方法の多様化をより積極的に図ることが望まれる。

●収納課

(担当課案件)

① 柏市納税促進センターの運営に関する業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱ヒューマンプラス	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	12,675,600円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日~平成24年3月31日 無 13,201,000円 ・業者からの参考見積り及び過去の実績数値等を利用し算定	

当該契約案件は、市税滞納の累積を防止するため、柏市納税促進センターを設置し、現年度のみ滞納者を中心に電話や文書による案内業務を委託するものである。

平成17年度に総務省の通知により滞納者に対する電話による自主納付の呼びかけ業務が民間委託可能と示されたため、民間業者が持つ高度なスキルと専門性を活用し、税収の増加を図るため、平成19年度より開始された委託業務である。

平成22年度にプロポーザル方式により上記契約業者を選定し、平成23年度はその回収実績と業務知識の習得に時間を要しないメリットを生かし、一者随意契約で当該業者を選定している。

【要改善事項】

一者随意契約の理由書には他の選択の余地があまりないように記載されている。

しかし、納税促進のためのコールセンターは平成19年度より開始されており、当初3年間は単年度ごとの派遣契約により、また、平成22年度は4者によるプロポーザル方式により業者選定が実施されているが、契約業者はいずれも㈱ヒューマンプラスである。したがって、回収実績に関しては同社による実績データしか存在しない。また、法務省より債権管理回収業の営業を許可された会社は比較的多く存在する。

したがって、一者随意契約にこだわることなく、原則的な競争入札によってもよいのではないかと考える。

なお、収納課より、平成25年度においては、競争入札に付することで現在準備中との説明を受けている。

【意見】

平成22年度のプロポーザル方式は6月に実施され、8月から業務が開始されている。4月から7月までの間については、業務が実施されておらず、空白期間となっている。

プロポーザル方式の実施には時間を要するため、業者選定の期間を早め、4月から業務開始となるよう取り計らうべきであったと考える。

なお、収納課より、平成 25 年度においては、競争入札による業者選定を実施し、4 月当初から業務を開始するよう準備中であるとの説明を受けている。

●資産税課

(契約課案件)

① 固定資産課税資料修正業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	国際航業(株)	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	24,885,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 5 月 31 日～平成 24 年 3 月 31 日 無 28,581,000 円 国土交通省が公表する技術者単価(基準日額)等を利用し算定	

当該契約案件は、柏市における固定資産税の課税客体の現況を適正かつ効率的に把握することを主目的として行う、任意座標及び道路線データにより作成された地番現況図や路線情報などの基礎資料の修正に関する業務を委託するものである。

【意見】

当該契約の一者随意契約理由書を確認したところ、その理由は以下の 2 点である。

- i) 相手方を変えることによる新たな作業や手間が必要となること
- ii) 不動作の時に迅速な対応が懸念されること

相手先である国際航業(株)は運用中のシステムの開発者であるため、当該システムに最も精通しているという市の主張には合理性がある。確かに、システムの保守業務そのものであれば、当該業務を効率的かつ効果的に実施することは、システム開発者でなければ困難であり、仕様書を見るに当該委託業務には、現地調査用図面作成、家屋異動判読、セットアップ等の修正情報の入力以外の業務も含まれている。しかし、その他の委託業務の内容を精査し、競争入札の適否について検討することも必要である。システムダウンの可能性が低い、単なる修正情報の入力作業等であるならば、システムの開発者に依存せずとも作業が可能となる場合もあるため、必ずしも一者随意契約にこだわらなくても良いかと考える。なお、市の担当者からは従来航空写真の撮影も委託業務に含んでいたが、これは別契約とした実績があるとの説明を受けている。

●地域支援課

(担当課案件)

① 柏市近隣センター管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(財)柏市都市振興公社	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	88,805,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成23年4月1日~平成24年3月31日 ・無 ・88,805,000円 ・上記取引先からの参考見積りにより算定	

当該契約案件は、柏市の近隣センターの管理(夜間・休日等の管理員の派遣及び労務管理)及び近隣センター使用料の徴収を委託するものであり、一者随意契約によるものである。

【要改善事項】

一者随意契約理由書を閲覧すると、当該公社と契約することにより、本市地域コミュニティ政策の一体的推進を図ることが可能となるため、市として政策的に同公社を活用していくこととしたい旨が記載されている。

しかし、実際の業務に従事する人員は延べ120人にも上り、当該公社がこの業務のために採用した人員が業務に携わっている。また、業務内容についても特別に特殊な知識、経験等を必要とするものではない。

自治法の定めでは、競争入札が原則であり、一定の条件に該当する場合のみ随意契約を認めている。本案件においては、特別に一者随意契約による理由はないものと考えられる。

なお、担当課では、平成24年度の契約において、別の業者へ業務の委託を行っている。

●市民文化会館

(契約課案件)

① 清掃・設備管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	タフカ㈱	指名競争入札	51,313,500円 長期継続契約(3年) 年17,104,500円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成23年4月1日~平成26年3月31日 ・無 ・51,313,500円 ・前年度の実績により算定	

当該契約案件は、柏市民文化会館の清掃業務、機械設備運転操作及び保守点検業務、電気設備運転操作及び保守点検業務を委託するものである。施設管理業務への効率性を考慮し、3年間の長期継続契約となっている。

【意見】

当該案件は指名競争入札で実施されており、入札参加者は17者となっている。予定価格を事前公表せずに実施したが、1者を除き、16者の提示金額が予定価格を上回ってしまった。

なお、前回に当たる3年前の平成20年度業者選定時には、制限付き一般競争見積り合わせを実施し、予定価格を事前に公表して10者の参加者があったが、いずれも予定価格の範囲内で金額提示がなされている。

年度	契約方法	予定価格	平均応札金額	落札金額
平成20年度	制限付き一般競争入札	65,160,000円	61,486,666円	48,870,000円
平成23年度	指名競争入札	48,870,000円	67,710,178円	48,870,000円

(注)1. 上記金額は消費税抜きの金額である。

2. 平均応札金額には、落札額は含まれていない。

平成20年度の入札において落札者の提示金額が一番低かったため、落札となったが、平成23年度の入札において、当該金額を予定価格とし、事前公表を行わない方式を採用したため、上記のような開きが出たものと思われる。

平成20年度の状態を考慮すれば、平成23年度の入札においては予定価格の事前公表を実施すべきであったと考える。

昨今は予定価格は事前公表から事後公表にシフトするよう国からの指導もあると伺っているが、予定価格を大幅に変更する等、従前と比べ大きな状況の変化が生じる場合には予定価格の事前公表も一法ではないかと考える。上記の金額の開きを考えると、事前公表しても結果に変わりがないことも想定できるが、業者に従前との相違を知らしめることにより、少しでも競争性の確保は図るべきと考える。

●市民課

(契約課案件)

① 戸籍届書等入力業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱日立製作所	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	11,329,920円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日～平成24年3月31日 無 11,543,700円 過去の実績に基づき業務内容を加味して算定	

当該契約案件の業務は主に年間約 17,000 件の戸籍届書(約 30 種類)の入力を行い、それに付随した入力業務(①身分事項の移記②戸籍の訂正、更正、追加の届出の入力③戸籍附票の作成④届書及び添付書類の謄本の作成⑤人口動態調査票に係る入力⑥送付分の届書に伴う事務帳票の出力業務⑦送達葉書の入力⑧火葬許可書の入力等)も併せて行うものである。

契約の経緯として、戸籍システムへの入力については、機器操作の技術を必要とすることや業務の品質(スピード・正確性・生産性)の確保が重要となる。また、法改正や機器のバージョンアップを実施した際の対応も必要とされる。さらに戸籍に関する民法・戸籍法の専門的な知識や文字に対応する認識も要求される。

本市の戸籍システムが日立製を使用しており、当該業者の作業員が豊富な経験に基づいて業務を処理し、入力ミスも極めて少ないところから、当該業者と継続的に一者随意契約を行っている。

【意見】

戸籍システムへの入力業務は、(株)日立製作所の機種を使用していることから平成 14 年度以降は継続して同社へ委託している。施行伺書や契約書を閲覧したところ、過去 3 年間(平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度)に亘り、設計額、契約金額とも同一金額となっていた。また、随意契約結果報告書においても同社の提示した 1 回目、2 回目の見積金額は過去 3 年とも全く同額となっていた。市の設計金額が変わっていないことから、全く同じ経緯で契約金額が決定されている。毎年度、同じ契約作業が繰り返され、業務内容の見直しや取引条件の交渉の跡はうかがえない。

一者随意契約においては、競争原理が働かず、取引が硬直的となるおそれがある。状況に応じて取引内容の見直しや交渉を行う必要があると思われる。

【意見】

当該一者随意契約はシステム開発業者を利用することの利便性は確かにあると思われるが、業務そのものは単に入力作業であるところから、市の一者随意契約にこだわる理由も、突き詰めると作業員個人の資質によるところが大きい。

したがって、必ず一者随意契約でなくてはならないわけではないと考える。状況に応じて競争入札も検討してみることが望まれる。

●保健福祉総務課 医療公社担当

(担当課案件)

① 柏市立柏病院看護師宿舎屋上防水改修修繕

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	(有)谷中工業	指名競争入札	1,995,000 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 11 月 16 日~平成 23 年 12 月 28 日 ・有 ・2,100,000 円 ・業者の参考見積りにより算定	

当該契約案件は、柏市立柏病院内の看護師宿舎の屋上防水が台風により剥がれ落ちたため、雨漏り防止の観点から修繕工事を実施したものである。

【要改善事項】

当該案件は工事金額が 130 万円以上となるが、契約課での取り扱い案件とならず、担当課で業者の選定をはじめとする契約事務を行っている。

しかし、病院事業に関しては地方公営企業法の適用は財務面のみであり、管理者の権限は市長となる。

したがって、契約事務に関しては、本庁の他の部署と同様の取り扱いとすべきと考える。

●高齢者支援課

(担当課案件)

① 柏市シルバー事業業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	560,070 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 10 月 24 日~平成 24 年 3 月 31 日 有 560,070 円 上記取引先からの見積書を利用して算定	

市は、社会福祉法人 柏市社会福祉協議会(以下「市社協」とする)及び柏市老人クラブ連合会との共催により柏市シルバー作品展を毎年開催している。当該契約案件は、シルバー作品展の会場許可申請に関する事、会場設営、作品展の設営、搬出、会場撤去に関する事、参加賞の購入・交付に関する事、作品展の周知、作品募集、出品目録の作成等の業務を委託するものである。

【要改善事項】

市によれば市社協は会場設営及び撤収業務について人材派遣会社に労働者派遣契約を締結して派遣を受けており、また、受付業務等について老人クラブ連合会に対して再委託しているが、市社協から市に対して契約書の写しや届け出等が提出されておらず、市は委託費や派遣料金の実績について関知していない。

委託先に対するモニタリングが不十分であり、モニタリングを充分に行う必要がある。

【意見】

当契約は、市社協との一者随意契約である。市は、設計額の積算にあたり、市社協から見積書を入手して概算計算書を作成している。当該見積書及び概算計算書を閲覧したところ、両者の項目及び金額並びに内訳の記載は全く同一である。市社協から入手した見積書の内容について十分な検討を行わないまま契約を締結している。

委託金額の妥当性について検討を行う必要がある。

② 配食サービス事業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	64,420,000 円 高齢者支援課分 51,535,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 ・有 ・64,420,000 円(うち、高齢者支援課分 51,535,000 円) ・上記取引先からの参考見積りにより算定	

当該契約案件は、低栄養になりがちな独居高齢者等に対して、夕食を配達する業務である。当該業務は、高齢者の特性を理解できるケースワーク業務が必要であり、栄養面や衛生面に対するチェックを行うための資格を有する者の配置が必要となる。また、このほか民生委員との連携を踏まえた安否確認等は、地域社協特有のものであるところから、平成 8 年から継続して一者随意契約により契約を締結している。

【要改善事項】

当該委託業務の見積書を閲覧すると、委託金額の 85%相当分を配食サービス業者に再委託しており、嘱託、臨時の職員、栄養管理士の報酬を含めると 92%に上ることとなる。再委託割合が高いことがうかがえる。また、現在ではこの種のサービスは民間業者でも実施している。

地方自治法の定めでは、競争入札が原則であり、一定の条件に該当する場合のみ随意契約を認めている。一者随意契約による契約方式にこだわる理由はないものと考えられる。

なお、担当課では、当該見地から、平成 24 年度の契約においてはプロポーザル方式による業者選定を実施している。

●福祉活動推進課

(担当課案件)

- ① 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (柏北部地域(北部 1))
- ② 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (北柏地域(北部 2))
- ③ 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (柏西口地域(中央 1))
- ④ 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (柏東口地域(中央 2))
- ⑤ 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (柏南部地域(南部 1))
- ⑥ 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (光ヶ丘地域(南部 2))
- ⑦ 平成 23 年度地域包括支援センター業務委託 (沼南地域(沼南))

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
① 委託	社会福祉法人真和会	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	29,332,000 円
②	財団法人柏市医療公社		29,805,000 円
③	社会福祉法人豊珠会		36,786,000 円
④	社会福祉法人生活クラブ		34,072,000 円
⑤	医療法人社団昌擁会		30,252,000 円
⑥	医療法人社団よつば会		25,005,000 円
⑦	社会福祉法人柏市社会福祉協議会		33,100,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 有 ①29,382,000 円 ②29,855,000 円 ③36,836,000 円 ④38,808,000 円 ⑤30,302,000 円 ⑥25,055,000 円 ⑦33,150,000 円 上記取引先から資料を徴求して費目ごとに算定	

地域包括支援センターは、平成 18 年介護保険法改正により設置が義務化された高齢者を支援する総合相談機関であり、市内を 7 つの日常生活圏域に区分し、1ヶ所ずつセンターを設置している。当該契約案件は各センターにおける業務を委託するものである。

【要改善事項】

当契約はいずれも毎年一者随意契約となっている。業者選定にあたり市は平成17年当時に柏市から在宅介護支援センター業務を受託していた事業者17者に対して、ヒアリングおよび評価を実施し、7ヶ所の委託先を選定した。

業者選定方法に関して次のような問題があると考えます。第一に、非公募で、選定対象が当時の取引先17者に限定されている。新規事業者の参入が考慮されていない点で公平性に欠ける。第二に、一旦業者の選定が行われた後は当該業者との契約を每期継続するのみで他業者との競争による業者選定手続は実施されていない。確かに対象業務は担当圏域における関係機関とのネットワーク構築が重要であるが、業務を依頼できる業者が複数存在する中で同一者と長年に亘り一者随意契約を締結することは避けるべきである。第三に、担当課はプロポーザル方式を採用したことを理由として施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)を適用して契約手続を担当課で実施しているが、上記のような特定の者に対するヒアリングおよび評価手続は本来のプロポーザルによる選定とは異なるものである。

公平性及び競争性並びに透明性を考慮した業者選定を行う必要があると考えます。

⑧ 柏市地域生活支援センター業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	社会福祉法人 生活クラブ	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	20,000,000円
・委託期間		平成23年4月1日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		20,000,000円	
・積算方法		過去の実績により算定	

福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談・権利擁護を行い、地域住民の福祉向上を図ることを目的として設置された地域生活支援センターにおける各業務を委託するものである。当該契約案件は、プロポーザル方式による選考を行ったうえでの随意契約である。

【要改善事項】

取引先から業務終了後に実績報告書の提出を受けている。しかし、実績報告書には当業務の実施体制、職員の配置等に関する記述はなく、他に実施体制等の実績報告書類はない。また、委託料の精算に当たっては人件費等の内容について検証すべきところ、検証作業が省略されている。

プロポーザル方式を採用した理由の一つに事業者の実施体制の重視があり、仕様書にも実施体制等に関する仕様が記載されていることから、実績報告書にも実施体制等

に関する記述がなされるべきである。また、検査は仕様に即して目的が達成されたことを確認する必要がある。

⑨ 柏市介護支援サポーター事業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	3,254,000円
・委託期間		平成23年4月1日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		3,254,000円	
・積算方法		上記取引先からの参考見積書を利用して算定	

65歳以上の高齢者が、老人福祉施設や地域のサロン等でのボランティアを通じて社会参加・地域貢献を行い、自らの健康づくり・生きがいがづくりや介護予防を促進していく事業(介護支援サポーター事業)を平成22年度から実施している。当該契約案件は、サポーターの養成や各種手続き等の事業運営を委託するものである。

【要改善事項】

当該契約は、社会福祉法人 柏市社会福祉協議会(以下「市社協」とする)との一者随意契約である。

設計額の積算にあたり、市社協から見積書を入手して概算計算書を作成している。当該見積書及び概算計算書を閲覧したところ、その内容は総額の金額表示しかなく非常に大まかなものであった。市社協から入手した見積書の内容について十分に検討されないまま契約が締結されている。

契約前に委託料の妥当性について検討を行う必要がある。

【要改善事項】

委託先である市社協から業務終了後に業務実績報告と業務収支報告の提出を受けて、委託料を精算している。これに関し、報告内容についての検証は行っていない。例えば、業務収支決算書の人件費等の内容について検証すべきところ、検証作業が省略されて委託料の精算が行われている。

精算にあたって委託料の妥当性について検討を行う必要がある。

【要改善事項】

市によれば、市社協は地域でのボランティア活動における人材育成等に多大な経験があることや、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持ち、独自の介護予防事業等の実施経験を持つこと等を理由に市社協と随意契約を行っている(施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合))。

確かに、市が主張する地域での活動経験、公共性、独自の介護予防事業等の実施経験という要件を満たす業者を市社協以外に見つけることは困難である。しかし、当業務の内容は、仕様書によれば「柏市介護支援サポーター事業実施要領」に基づき、介護支援サポーター事業の説明会の開催、同事業の普及啓発活動、サポーター登録を受けた者に対する研修、サポーター登録者からの書類の受け取り・取り纏め等を行うことであり、経験や公共性、専門性が特段求められる業務ではないと見受けられる。市社協以外に当業務が実施可能な業者が存在しないと解釈するのは困難である。

一者随意契約とする合理性が乏しく、業者選定方法を見直す必要がある。

⑩ 介護予防センターいきいきプラザ介護予防事業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1,881,000円
・委託期間		平成23年4月1日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		1,886,000円	
・積算方法		上記取引先からの参考見積書を利用して算定	

地域への介護予防の普及及び介護予防に資する地域活動支援等の事業を市の介護予防センターいきいきプラザにおいて効果的に地域展開することを目的として、業務委託している。

【要改善事項】

当契約は、社会福祉法人 柏市社会福祉協議会(以下「市社協」とする。)との一者随意契約である。

市は、設計額の積算にあたり、市社協から見積書を入手して概算計算書を作成している。当該見積書を閲覧したところ、その内容は総額の金額表示しかなく非常に大まかなものである。市社協から入手した見積書の内容について十分に検討されないまま契約が締結されている。

契約前に委託料の妥当性について検討を行う必要がある。

【要改善事項】

委託先である市社協から業務終了後に業務実績報告と業務収支報告の提出を受けて、委託料を精算している。これに関し、報告内容についての検証は行っていない。例えば、業務収支決算書の人件費等の内容について検証すべきところ、検証作業が省略されて委託料の精算が行われている。

精算にあたって委託料の妥当性について検討を行う必要がある。

【要改善事項】

市によれば、市社協は地域の課題に柔軟かつ積極的に対応できることや、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性があり、信用・経験を有すること等を理由に市社協と随意契約している(施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合))。

確かに、市が主張する公共性、信用・経験という要件を満たす業者を市社協以外に見つけることは困難である。しかし、当業務の内容は、仕様書によれば、パンフレットの作成・配布、広報事業、研修事業等を行うことであり、公共性や経験が特段求められる業務ではないと見受けられる。市社協以外に当業務が実施可能な業者が存在しないと解釈するのは困難である。

一者随意契約とする合理性が乏しく、業者選定方法を見直す必要がある。

●こどもルーム担当室

(契約課案件)

① 柏市立風早北部小こどもルーム第二保育室賃貸借等

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	㈱内藤ハウス	随意契約(施行令第167条の2第1項第6号)	23,310,000円 (10年間分)
・施工期間(仕様書) ・賃借期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年10月26日(契約日翌日)～平成24年2月29日 平成24年3月1日～平成34年2月28日 (10年リース) N/A(賃貸借のため) 23,396,928円 業者からの参考見積りにより算定	

当該契約案件は、沼南庁舎バス乗継場隣に建設した風早北部小こどもルーム(学童保育所)の第二保育室を10年間の賃借により契約したものである。

沼南町湖南特定土地区画整理事業(将来人口3,900人・区画戸数1,300戸)に伴い、風早北部小学校の児童数の増加が見込まれ、利用児童数が既設ルームの収容人員を超過することが予想されたため、待機児童の発生を防ぐため、増床増設して収容人員を増やす必要があった。予算上は平成23年度当初予算に風早北部小第二保育室の賃借料として10年リースの初年度分が計上されている。

【要改善事項】

市の説明によれば、当該案件は平成23年度予算策定段階において物件所有と賃貸借(以下「リース」という)取引との得失を財政課と協議した上で債務負担行為により10年間の賃貸借取引として予算化したものである。

ただし、上記協議の内容を記した資料は残されておらず、意思決定の過程が明らかでない。

物件の取得にあたっては、物件価格の積算に加えて資金調達コスト面での検討も必要であり、直接取得や起債等による取得、あるいはリース契約とのコストを比較検討した上で契約を行うべきである。一般的にリース契約は銀行金利より高いノンバンク金利(手数料)が付加されるため、コスト面では割高になる。

また、起債による取得もリース契約による分割払いも将来に対する財政的な負担という意味では実質的に同じであり、同一期で契約した他のこどもルームの施設と合わせ、一定の金額で長期分割の公債発行とすることも選択のひとつではなかったかと考える。

リース取引にはその後のメンテナンス等に関する利点もあり、金額的側面のみでは一概に判断できないが、負担額が増加する点には十分留意し、今後は適切な意思決定がなされた事実を資料として残すべきである。

【要改善事項】

市の説明では概算計算書の設計総額の算定資料として、事前に業者から参考見積りを取り寄せ(平成23年4月19日付け 大和リース(株) 見積金額 29,295千円)、技術職の点検を受けた上で設計総額 23,396千円を決定しているとのことであるが、業者の参考見積りから概算計算へ至る根拠資料は保管されていない。

正式な書類として保存しておくようルール化しておくことが必要と考える。

【意見】

リース取引の場合には、市の物件としての所有権がないため、検査書の作成は義務付けられていない。

営繕管理課で仕様確認は行っているとの説明を受けたが、検査時に仕様書とチェックした資料がこどもルーム担当室には残されていない。

リース物件であっても市所有の土地に市のための個別仕様で建築され、また、リース期間満了時(10年後)には無償で市の所有に帰する契約の物件である。

したがって、実質的に取得資産に変わりはなく、リース開始前には仕様書どおりの物件かどうか検査し、通常の取得物件同様、所管部署である担当課において検査書を作成し保管しておくべきである。また、このような実質的な取得資産に関して正式に検査書を作成するよう、規則の見直しも必要と考える。

(担当課案件)

- ① こどもルーム開設備品(その1)
- ② こどもルーム開設備品(その2)
- ③ こどもルーム開設消耗品(その1)
- ④ こどもルーム開設消耗品(その2)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
①	物品	随意契約(施行令第167条の2 第1項第5号)	332,031円
②	広文堂金庫事務機(株)		256,126円
③	(株)加藤商店		210,630円
④	(株)加藤商店		121,800円
<ul style="list-style-type: none"> ・納品日(仕様書) ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法 		<ul style="list-style-type: none"> ① ③ (柏五小) 平成24年3月9日 (風早北部小第二) 平成24年3月12日 ② (柏六小) 平成24年3月5日 (柏四小第二は、なし) ④ (柏四小第二)(柏六小)平成24年3月5日 無 ① 332,850円 ② 261,240円 ③ 214,200円 ④ 121,800円 過年度見積り実績や最新の商品カタログを参考に算定 	

本件は、児童数の増加に伴い収容人員を増やし待機児童の発生を防ぐため、新たに4か所(柏五小こどもルーム第一・第三保育室、風早北部小こどもルーム、柏六小こどもルーム及び柏四小こどもルーム第二保育室)の保育室の開設にあたって必要な事務机、事務椅子、ロッカー食器棚、ホワイトボード、書庫、キャビネット等の備品類、及び壁掛け月間予定表、タオル掛け、折りたたみ座卓テーブル等の消耗品類といった物品の一式購入契約である。

【要改善事項】

当該物品の納品時に検品が実施されたか否かを確認できる書類が保管されていない。これは、納品時に業者より入手される納品書は市の規則では保管義務がないことによるものである。物品の購入時は、検査書の作成義務もないため、仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証するすべがない。

担当課において納品時に立ち会っているならば、検品した旨の書類を保管しておくべきである。納品時に業者より入手される納品書に担当課立会人の検品日及び立会人名の記載をして保管しておくことも一案と思われる。

【要改善事項】

本契約案件では、備品消耗品購入に当たって、極力多くの柏市の業者に経済的便益を分け与えたいとの配慮から、件名を4件に分けて契約関係の諸手続きが行われている。

当該各案件は平成24年2月28日の見積り合わせで一度不調となっており、時間的制約から施行令第167条の2第1項第5号の緊急時での要件に合致するものとして、不調時に一番低い金額を提示した業者と同日に再度見積り合わせを実施し、随意契約(請け書の入手)を締結しているものである。

しかし、4か所のこどもルームは当年度に建築に着手し、当初より完成時期が判明しているものである。したがって十分余裕を持って対応ができるはずであり、時間的にひっ迫することに疑問が生じる。

また、当該4案件を合計すると設計額(予定価格)は93万円となる。80万円超の物件取得に関しては、契約課案件として競争入札にかけるべきものであり、分割することにも疑問を感じる。

基本的なルールにのっとり、一括で競争入札に付すべきであったと考える。

●保育課

(契約課案件)

① 柏市立保育園幼児体育指導業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱総合体育研究所千葉	指名競争入札	1,848,000円
・委託期間		平成23年4月26日～平成24年2月23日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		1,848,000円	
・積算方法		過去の実績により算定	

当該業務は、子どもの身体発達に合わせて適切な体育指導を行うことを目的として、柏市立保育園22園で年8回、3歳から5歳児を対象に体育指導を各回2時間ずつ委託している(3歳児30分間、4歳児40分間、5歳児50分間、合計2時間)。

市によれば、専門家の指導を受けることで、運動の楽しさやルールの学習、運動に対する意欲の向上が見込まれるほか、保育士も体育用具の安全な使い方、補助の仕方を学ぶことなどを期待して業者に委託している。

【意見】

当業務は従来から指名競争入札により業者を選定しており、入札結果は以下のとおりである。

(単位：円、税抜)

業者名	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
㈱総合体育研究所千葉	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000
A 社	1,798,000	1,810,000	1,840,000	1,890,000	1,840,000
B 社	1,840,000	1,810,000	1,840,000	1,840,000	1,840,000
C 社	1,880,000	1,850,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000
D 社	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000
E 社	1,910,000	1,847,000	1,911,000	1,900,000	1,900,000
予定価格	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000	1,760,000
落札率(%)	100	100	100	100	100

(市資料より作成)

過去 5 年間の予定価格及び契約金額並びに落札業者はいずれも同一である。指名業者はいずれも 6 者であり顔ぶれは毎年同じである。また、入札参加者の応札金額は硬直的であり、落札者以外は全て予定価格を上回っており失格となっている。競争入札の原理は働いているとはいうものの、毎年度、1 者を除き予定価格をクリアしていない状況の繰り返しには疑問を感じる。

予定価格がすでに取引金額としての下限となっていることも十分考えられる。しかし、長期間にあっては経済環境の変化による価格の変動も考えられるところから、契約金額等が一定期間硬直的なケースにあっては、原因を調査するとともに、業者の選定方法等につき検討してることが望まれる。

(担当課案件)

① 職員細菌検査委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱江東微生物研究所 東京支所	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	予定総額 3,301,389 円 単価契約 204.75 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		単価 204.75 円、推定設計額 3,301,389 円	
・積算方法		前期実績や業者から参考見積りにより算定	

当該契約案件は、柏市立保育園 23 園における給食調理及びクラスでの食事介助をするにあたり、食中毒菌の検査を必要とするため、対象職員の細菌検査を委託するものである。厚生労働省による大量調理施設衛生管理マニュアルにおいて、調理従事者等の細菌検査が義務付けられている。当契約は、一検体当たりの単価契約である。

【要改善事項】

当該委託契約については、平成 22 年度までは業務委託契約書を使用していたものの、23 年度については契約書の作成を省略して、業者から「請け書」の提出を受けるのみの形式を採った。

平成 23 年度の契約については、上記のとおり契約課案件ではなく担当課案件となり、保育課は柏市財務規則第 144 条第 1 項第 2 号(契約書作成の省略)「工事の請負の契約以外の契約で、その契約金額が 50 万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続を必要としない契約を締結するとき」により当契約の単価の金額が 50 万円未満であることをもって請け書で済ませている。(請け書で可の取扱いは 50 万円未満 5 万円以上の場合である(同条第 2 項。))しかし、契約時点で見込まれる検体の件数を単価に乗じることによって総価に換算すると総額が 3,301,389 円と 50 万円以上となり、契約書が必要な金額となっていた。

契約書作成の要否に関するルールが明確でないために職員が誤解したと推察されることから、契約事務の手引き等で解説を加えるなど、ルールを明確化すべきである。また、職員は契約手続きについてその趣旨を含めて理解に努める必要がある。

【要改善事項】

委託料の支出手続は、委託業者から検査願届及び請求書の提出を受けることにより実施されている。

これに関し、業者の履行状況について検査が充分でなく、検査を実施した証跡も残っていない。単価契約の場合には、一定の条件のもと検査書等を省略することができることとされている(柏市財務規則第 154 条ただし書き)が、検査を実施し、検査の証跡を残しておく必要がある。

また、業者から提出を受けた請求書の内容のチェックが行われていない。例えば、検査結果報告書の検体数と請求書の数量とが一致していることの確認が必要であるが、行われていない。委託の給付完了確認及び請求内容のチェックを実施する必要がある。

●環境保全課

(契約課案件)

① 大気測定機器保守管理委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(財)千葉県環境財団	制限付き一般競争見積り合わせ	5,953,500 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		6,134,600 円	
・積算方法		過去の実績を参考に算定	

当該契約案件は、柏市内における大気測定局(7か所)及び測定局に設置された測定機器の保守点検、測定データの収集と修正、測定局内外の保守管理及び清掃、臨時保守点検、測定機器から排出される廃液の処理に係るものである。

なお、大気汚染防止法に基づき、大気測定が義務付けられていることから、当該委託は今後も毎年度発生する性格のものである。

【要改善事項】

平成23年度を含む過去3年間の契約内容を確認したところ、積算方法の確認の過程で、過去の2年間(平成21年度・平成22年度)について、測定局が8局から7局へ減少しているにもかかわらず、設計額を前年と同額で算定していることが判明した。

設計額は契約相手を決定する際の重要な指標となるものであることから、その設計に当たっては、慎重に検討する必要がある。

なお、直接の監査対象年度である平成23年度の設計額については、状況の変化を反映し、設計額の算定を行っていることを確認している。

【意見】

委託業者の業務遂行状況を確認した結果を示す書類として「検査書」が作成され、検査者として課長の押印が行われている。

しかし、実際の運用面においては、課長が現場で確認を行っているわけではなく、他の職員が検査を行っている。

上記のような状況は、検査の運用ルールからは外れており、本来の意図からすれば、半ば形骸化していると思われる。

「検査書」については実態が反映できるよう、運用方法の再検討の必要があると考える。

●廃棄物政策課

(担当課案件)

① 資源回収等業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	柏市再生資源事業協業組合	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	621,000,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成23年4月1日~平成24年3月31日 ・無 ・624,036,853円 ・千葉県積算基準や調査した種々な市場価格、業者の実績数値等を利用し算定	

当該契約案件は、各家庭からごみの集積所に排出された資源品(古紙、金属、空き缶、古布、空きビン、ペットボトル)につき、回収して柏市リサイクルプラザへ搬入を行い、選別、圧縮梱包作業を行うとともに、施設の維持管理を委託するものである。

当該契約者は、平成 14 年度の業務委託開始時から請負実績のある業者であり、柏市には 2 者しか存在しない中小企業庁(経済産業局)が証明する官公需適格組合として当該規模の契約内容を責任をもって履行できる業者であるとされ、一者随意契約で契約が締結されている。

【意見】

一者随意契約であるため、競争原理が働かず、従来からの流れを踏襲しがちで、取引条件等が硬直的となりやすい。

設計額の積算に関しては、取引先の委託業務の履行状況を十分に検討して算定することが必要と考える。市の委託実施計算書(概算計算書)の内容を閲覧すると、前述したように種々の市場価格や業者の回収データ等を利用し算定がなされているが、回収業務に係る最も重要な計算ファクターである回収車両台数が市(35 台)と業者(36 台)とで異なっており、回収状況の情報把握が必ずしもタイムリーに活かされていないようにも伺える。

一者随意契約を余儀なくされる場合にあつては、他との比較が困難であり、取引金額の合理性を確保するためには、業務の履行内容を詳細に検討すること等が必要となる。

② 一般廃棄物(容器包装プラスチック類)処理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	柏市廃棄物処理業協業組合	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	292,158,000 円
・委託期間		・平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		・292,399,752 円	
・積算方法		・千葉県積算基準や調査した種々な市場価格、業者の実績数値等を利用し算定	

当該契約案件は、容器包装プラスチック類に関して、柏市及び収集運搬業者が搬入したものを選別、圧縮、梱包、保管等の中間処理を行った後に、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し資源化を行うための委託業務である。また、そのほか資源品(アルミ)の保管及び買い取り業者への引き渡しの業務も委託している。

当該契約者は、容器包装リサイクル法に基づき国が指定する選別圧縮保管施設を有しており、平成 13 年度の業務委託時から実績のある業者であり、柏市には 2 者しか存

在しない中小企業庁(経済産業局)が証明する官公需適格組合として当該規模の契約内容を責任をもって履行できる業者であるとされ、一者随意契約で契約が締結されている。

【意見】

一者随意契約であるため、競争原理が働かず、従来からの流れを踏襲しがちで、取引条件等が硬直的となりやすい。

設計額の積算に関しては、取引先の委託業務の履行状況を十分に検討して算定することが必要と考える。担当課作成の委託実施計算書(概算計算書)の内容を閲覧すると、上述したように種々の市場価格や業者の回収データ等を利用し算定がなされているが、業者の見積額の積算根拠資料を入手していない。積算根拠資料がないと見積額の積上げ計算がどのようになされたかが把握できない。担当課は見積り合わせ時に内訳明細書を手入しているが、見積額の積上げ計算が把握できないものであり、今後の見積り合わせ時には積算根拠の分かる資料をもって内訳明細書とし、これを入手すべきである。

一者随意契約を余儀なくされる場合にあつては、他との比較が困難であり、取引金額の合理性を確保するためには、業務の履行内容を詳細に検討すること等が必要となる。そのためには、業者の見積内容を詳細に検討し、市の設計額の算定の参考とすべきである。

●環境サービス課

(担当課案件)

- ① し尿収集運搬業務委託 (旧沼南A地区)
- ② し尿収集運搬業務委託 (旧柏地区)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	① (有)近藤清掃社	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	①14,172,000円
	② 柏市環境サービス協業組合		②54,150,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日~平成24年3月31日 無 ①14,188,037円 ②54,161,638円 ・中小企業庁の財務指標や調査した種々な市場価格、業者の実績数値等を利用し算定	

当該契約案件は、一般家庭や公共事業等による仮設トイレ等のし尿の収集運搬業務である。市職員の退職者の不補充等に伴い、旧沼南地区に関しては昭和51年度より、

柏地区に関しては平成 20 年度より、収集・運搬業務について民間業者への委託を行っているものである。

し尿の収集及びその処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により市の義務として適正な業務の履行が求められている。

市が下水道を整備することに伴い、し尿に係る業務処理量は年々減少傾向にある。

一般家庭におけるし尿収集に係るデータは以下のとおりである。

柏地区

	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)
平成 19 年度	1,767	4,308	3,324
平成 20 年度	1,674	4,037	3,192
平成 21 年度	1,614	3,863	2,834
平成 22 年度	1,526	3,625	2,624
平成 23 年度	1,449	3,441	2,440

沼南地区(A、B、C地区合計)

	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)
平成 19 年度	967	2,562	2,399
平成 20 年度	893	2,346	2,347
平成 21 年度	873	2,272	2,174
平成 22 年度	852	2,197	2,066
平成 23 年度	826	2,103	2,009

市では今後さらなる業務処理量の減少を見込んでいるが、どのように減少しようとし尿処理が必要である限り、当該業務は継続する必要がある。また、環境保全の重要性や一般廃棄物処理の公共性に鑑み、他に委託する場合も、業者には厳格な要件が求められている。

このような前提において、市では従来から安定的に業務を実施している上記契約業者に一者随意契約により業務を委託してきている。

【意見】

ここ 3 年間の委託料をみると、業務量は減少してきているが、ほぼ同様な金額で推移している。市で業務を遂行できる設備や人員を有していないため、当該業務を安定的に継続するためには、業務量の縮小による業者の廃業を防止せざるを得ない。そのため、金額的にも当該業者の適正な処理をさまたげない配慮が必要とされている。

このような見地には、一定の合理性はあると考える。ただし、市の下水道の整備によりいずれは民間の業者も業種転換等により僅少となっていく。今後そのような事態に対処していくため、早い段階から計画を立てて取り組む必要がある。たとえば、近隣の自治体等との連携をとり共同で対処する仕組みを構築する等、種々の方法を検討していくことが望まれる。

●北部クリーンセンター

(契約課案件)

① 新水処理施設保守点検業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	神鋼環境メンテナンス㈱	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	11,760,000円
・委託期間		平成23年6月29日～平成23年10月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		11,767,350円	
・積算方法		過去の実績により算定	

当該契約案件は、柏市最終処分場に併設されている布施新水処理施設及び関連施設(雨水調整池及びモニタリング井戸)の総合運転管理及び保守点検業務を委託するものである。新水処理施設とは、最終処分場に浸透した浸出水を浄化し場外に排出する施設であり、委託の対象となる業務は、①機器類の運転及び維持管理、②計測機器類の校正、③各槽の清掃、④機器交換及び分解修理、⑤維持管理上必要な消耗品の補充等である。

【意見】

市は、当水処理施設の保守管理には技術力を必要とし、施設全体の熟知度が高くなければならないこと、及び中長期的なメンテナンス計画を作成する必要性等により、施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)に該当するものとして、従来から施設の建設工事業者またはその子会社との一者随意契約を採用してきている。

当業務は、施設の長期的維持管理計画に基づく業務であり、また、施設建設当時から当業務が発生することは予想されていたものである。

これに関し、市の一者随意契約の理由書によれば、施設建設当時において、当業務をはじめとする関連業務についても、建設工事業者(または工事業者が属する企業グループ)と契約を締結する可能性が高かったと予想される。

また、市は当業務の受託者に対して、機器類の交換時期、分解修理等の年次計画について15年単位で作成することを求めており、この点からも、建設工事業者以外の業者に対して関連業務の委託を行わせることは想定していない。

施設の建築に関して建設工事業者が選定されるとそれに関連する管理業務等の委託業者等についても自動的に決定する可能性が高い(一者随意契約の方法を採らざるを得ない)のが実情であるが、当施設の建設工事業者の選定にあたりこのような実情を考慮して選定を行っているわけではない。

施設の建設工事業者の選定にあたっては、施設のライフサイクルにおける維持管理のためのランニングコストも含めた形で業者選定を実施し、競争性を確保する工夫が必要である。

(担当課案件)

① 北部クリーンセンター焼却灰一時保管作業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱かしわEサービス	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	15,750,000円
・委託期間		平成23年6月29日～平成23年10月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		15,823,500円	
・積算方法		上記取引先からの参考資料により算定	

東京電力福島第一原子力発電所事故後に北部クリーンセンターの焼却灰から国の埋立基準値である8,000ベクレル/kg超の放射性セシウムが検出された。基準を超えた焼却灰は国の通達により通常の埋立処分が不可能となり、本センター内に一時保管されることとなった。当該契約案件は、焼却灰をフレコンバッグに充填し本センター建屋及び倉庫内に一時保管することを委託したものである。なお、緊急時対応により当該契約は担当課案件とされた。

当業務の委託期間は上記のとおり平成23年6月29日から10月31日までであるが、契約日は平成23年10月26日であり、北部クリーンセンターから委託業者に対して契約前の緊急発注(いわゆる先行発注。以下「先行発注」という)を行っている。事務手続の流れを時系列で示すと以下のとおりとなる。

- 6月29日 北部クリーンセンターから委託業者に対する文書「北部クリーンセンターの焼却灰の場内一時保管の当面の取扱いについて」発出
- 10月17日 委託施行伺起票
- 10月24日 見積書入手
- 10月26日 業務委託契約書締結

業務委託契約書作成にあたり、担当課である北部クリーンセンターは、契約課に相談のうえで契約書に追認条項を設けた(「第36条 この契約の締結日までに乙(受託者)が甲(委託者)のために行った行為のうち業務に相当するものは、この契約に基づき行った業務とみなす。」。)。なお、市「契約事務の手引き」によれば、やむを得ない理由で、契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合は、契約書に追認条項を入れることとされている。

【要改善事項】

緊急時対応により先行発注の方法を採らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要している。業務開始から契約未締結の状態が4ヶ月近く継続した。契約書には、紛争の予防、契約内容の相互確認、トラブル発生時の証拠といった意義があるが、業務開始日から長期に亘って法的リスクを負っていた。

契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。

【意見】

上記6月29日付の委託業者に対する文書は、金額、期間等の記載は一切なく、北部クリーンセンター所長名で業者に対して対応を依頼するものとなっている。

市には先行発注の際に用いる発注書の統一的な様式が存在しないと見受けられるため、担当部署または担当者によって、先行発注の方法が異なる可能性がある。

先行発注は法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。

【意見】

設計額の積算にあたり、市ではのちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して算定した。市によれば、当時は当該業務の積算に関するノウハウがなく、緊急時のため業者からの参考資料の内容について検討することは困難であった。例えば、手作業が多く、また、場所、運搬、時間的な制限等、個別性が強いいため、工数及び単価の見積りが困難であったという。しかしながら、ほぼ同時期に南部クリーンセンターにおいて同様の業務が発生しており、単価比較や内容分析等により業者提示金額の検討を実施することは可能であったと考えられる。

契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。

② 柏市清掃工場長期責任委託事業(注)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱かしわEサービス	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	11,392,500,000円 (債務負担行為による長期継続契約14年間) 年813,750,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成20年4月1日～平成34年3月31日(14年間) 無 12,700,000,000円(14年間) 市直営時代の実績及び専門業者の見積り等を参考に算定	

(注) 件名の「清掃工場」は北部クリーンセンターの別称であり、第一清掃工場とも呼ばれている。

当該契約案件は、柏市清掃工場における焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、船戸水処理施設について包括的かつ長期的な運転管理委託を行うものである。当該委託開始前は、市が直営で実施していたが、現業職員不補充の方針を採ったことにより直営が困難となり、民間に委託することで業者の創意工夫によるコスト低減や管理運営の効率化が期待されたことから、長期責任委託方式により委託することとした。

長期責任委託とは、民間事業者に長期的に運営維持管理業務を委託する方式であり、性能発注(民間の創意工夫を活用)、包括委託(全体最適化を図ることによる業務効率化の実現)、長期間委託(複数年度化による業務改善によるコスト削減、サービスの質の向上)といった特徴がある。

柏市清掃工場は平成3年4月に稼働し、平成22年度に稼働後20年の更新時期を控えていたが、莫大な更新費用が見込まれたことから、必要な修繕を行うことで約10年間稼働期間を延長し平成32年度まで存続稼働することとした(平成17年3月「柏市一般廃棄物処理基本計画」)。

事業期間として、外部機関によるアドバイザーや他市の先行事例を考慮して15年を目安に検討された(実際には平成20年度から14年間の委託契約となった)。

なお、委託期間ごとのメリット及びデメリットについては、116頁の表のとおりである。

当該長期委託事業について、平成19年度一般会計予算に平成33年度までの債務負担行為(13,160,000,000円)を設定し、議会決定している。

業者選定にあたり、プロポーザル方式を採用し、審査委員会による審査において資格参加者3者のうち荏原エンジニアリングサービス(株)が優先交渉権者に選定された。

荏原エンジニアリングサービス(株)との基本契約書に基づき、同社が全額出資による特別目的会社(SPC)を設立し、当委託の契約相手は当該SPCとなっている。SPC組成により、他事による倒産の回避や地元雇用の促進等が図られている。

委託費は固定費及び変動費から構成され、契約金額は、固定費10,539,724,650円、変動費852,775,350円、合計11,392,500,000円(税込)である。変動費は原単価1,015.208750円/tにごみ処理量実績を乗じることで算定される。なお、計画処理量は60,000t/年であり、固定費及び変動費原単価は計画処理量を前提に決定されている。

固定費の主な構成要素は次のとおりである。

- ・電気料金(基本料金)
- ・日常点検、定期点検、部品等の調達及び補修工事
- ・修繕工事
- ・保険料等、その他固定的な経費

また、変動費の主な構成要素は次のとおりである。

- ・電気料金(従量料金)、及び都市ガス・水道料等
- ・副資材費等、その他変動的な経費

当該委託が長期契約であることを考慮して、社会経済状況の変化に応じた固定費及び変動費原単価の見直しが契約上規定されている。当該見直しは毎年10月に実施することとされ、見直し後の固定費及び変動費は翌年4月から適用される。見直しに係る評価指標(インデックス)は、消費者物価指数と定められ、変動率の許容範囲は±3.0%の設定である。すなわち、変動率が±3.0%を超過した場合に見直しの対象とするものである。

委託開始後の各年度におけるごみ処理量と委託費の計画及び実績は以下のとおりである。

柏市清掃工場ごみ処理量の推移

	平成20年度	21年度	22年度	23年度
計画(A)	60,000 t	60,000 t	60,000 t	60,000 t
実績(B)	50,303 t	51,616 t	49,927 t	59,898 t
B/A	83.8%	86.0%	83.2%	99.8%

委託費の推移

		平成20年度	21年度	22年度	23年度
計画(a)	変動費	60,913 千円	60,913 千円	60,913 千円	60,913 千円
	固定費	752,837 千円	752,837 千円	752,837 千円	752,837 千円
	計	813,750 千円	813,750 千円	813,750 千円	813,750 千円
実績(b)	変動費	51,068 千円	52,401 千円	50,686 千円	60,809 千円
	固定費	752,837 千円	752,837 千円	752,837 千円	752,837 千円
	計	803,905 千円	805,238 千円	803,523 千円	803,646 千円
b/a	変動費	83.8%	86.0%	83.2%	99.8%
	固定費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	98.9%	99.0%	98.7%	98.8%

(市資料に基づき作成)

【意見】

当契約は特に長期間に及ぶものであり、その締結にあたり様々な要因・リスクを想定して意思決定されたものと思料するが、やはり14年間という長期においてはごみ処理量などの不確定要素は大きい。市では契約を固定化することによる弊害を極力回避すべく、契約上、委託費の見直し条項を補完的に設けている。

これに関し、まず、採用する評価指標(インデックス)の問題がある。当契約における見直しの評価指標は消費者物価指数のみであるが、委託費の構成要素の価格変動が消費者物価指数に必ずしも反映されているわけではない。例えば、委託費の構成要素のうち人件費については賃金指数の方が適切であろう。消費者物価指数以外にも賃金指数や企業物価指数(企業間で取引される商品の価格を反映した物価指数)等の評価指

標も利用して、経済状況の変化をよりの確に委託費の見直しに反映可能な条件を設定するのが適切であったと考える。

次に見直しに係る評価指標の変動率許容範囲±3.0%は、契約金額規模に比して幅が大きく、見直し後の委託費の適用は過去に遡及せず次年度からとなるため、デフレが続く経済環境下では委託者が必要以上の委託費を支払う結果をもたらす。リスク回避手段としては変動率許容範囲をより小さく設定し、委託費の見直しの機会を多く設けるべきであったと考える。

当契約は委託費全体に占める固定費の割合が 9 割以上を占め、社会経済状況の変化による委託費の見直し条項は極めて重要である。長期契約においては、状況変化に応じた柔軟な見直しが可能となるように委託費の見直しに関する契約内容を慎重に設計すべきであったと思われる。

【意見】

ごみ処理量の実績値は、委託開始から直近の平成 23 年度まで計画値 60,000t/年を下回って推移しており、委託開始直後の平成 20 年度時点で既に大幅な乖離が生じている。固定費が計画処理量を前提に見積られている関係上、ごみ処理量の実績が計画を下回ることで、固定費が割高になる可能性がある。また、変動費原単価に対する影響もあると考えられる。ごみ処理量計画値 60,000t/年(14 年間一定)の根拠について疑問を感じる。

ごみ処理量について見積りと大幅な乖離が生じた場合には、事業契約書第 39 条第 1 項(委託費の見直し)及び別紙 10(委託費)3 委託費の見直し(2)並びに同契約書第 39 条第 3 項に基づき、委託費を適時・適切に見直すことが考えられる。

また、今後の状況に応じてではあるが、抜本的な変更を必要とするような事態となった場合には、契約者間の協議により、契約内容の変更を図ることも方策の一つと考える。

●南部クリーンセンター

(担当課案件)

① 溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	東京ニュークリア・サービス㈱	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)	16,800,000 円
・委託期間		平成 23 年 9 月 26 日～平成 23 年 11 月 22 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		18,433,695 円	
・積算方法		上記取引先からの参考資料により算定	

当業務は、柏市最終処分場に運搬された溶融飛灰固化物のうち、国の埋立基準値である放射性セシウム濃度 8,000 ベクレル/kg を超える指定廃棄物約 25 トンを密閉容器へ詰め込み、仮置場へ搬出するものである。東京電力福島第一原子力発電所事故後に南部クリーンセンターから柏市最終処分場に運搬した溶融飛灰固化物(約 25 トン)について国の埋立基準値(8,000 ベクレル/kg)超であることが判明したため、国の方針に則り、これを密閉容器(200 リットルドラム缶)へ詰め込み、仮置場へ搬出することとした。当該業務を業者に委託したものである。なお、緊急時対応により当契約は担当課案件とされた。

【要改善事項】

当契約は一者随意契約である。委託施行伺に添付されている一者随意契約理由書によれば「十分な実績と放射線作業員及び作業技術並びに放射線測定や機器類が必要でこれらすべてを賄える事業者を調査したところ」当該業者が対応可能であったとされている。

これに関して、当該業務が対応可能な業者の調査を実施した過程が書類で残されていない。緊急時対応とはいえ、どのような方法で調査を実施したのか、また、実際に対応可能な事業者が一者のみだったのか、さらに、当該業者が最も適切と判断した理由について明らかにされていない状況の中で契約が締結されている。

なお、監査時点で放射能除染業者は複数存在することが確認されており、当契約締結時において必ずしも当該取引先のみが対応可能であったわけではないと推測される。当該業者との随意契約の合理性について明らかにしておくべきであったと考える。

【要改善事項】

仕様書及び契約書において、搬出の対象となる土壌(対象区域)が特定されていない。仕様書または契約書等において、対象土壌(対象区域)等の特定等、業務の内容について明らかにされなければ、業者と市との間で認識の相違が発生する可能性があり、トラブルの原因にもなりかねない。

業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきである。

【意見】

設計額は、のちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算されている。市によれば、当時は当該業務の積算に関するノウハウがなく、緊急時のため業者からの参考資料の内容について検討することは困難であった。例えば、手作業が多く、また、場所、運搬、時間的な制限等、個別性が強いため、工数及び単価の見積りが困難であったという。要するに業者提示金額の妥当性が検討されていなかった。

しかしながら、前述のとおり、当該業務が実施可能な業者は必ずしも当該取引先に

限定されるわけではないと推測され、参考見積りを他の業者から取得して比較考量することが可能であったと史料する。

契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。

② 放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託（その1）（注）

③ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託（その2）

④ 放射性物質に汚染された固化灰の一時保管作業委託（その3）

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	日立造船㈱	その1: 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	33,938,100円
		その2: 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	26,531,615円
		その3: 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	7,811,800円
・委託期間		その1: 平成23年7月20日～平成23年10月31日 その2: 平成23年11月1日～平成24年1月31日 その3: 平成24年3月26日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		その1: 33,938,100円 その2: 27,928,015円 その3: 7,811,800円	
・積算方法		上記取引先からの参考資料により算定	

(注) 実際の件名(業務委託の名称)は「放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託」であるが、当報告書における説明の便宜上「(その1)」を付している。

当契約は、南部クリーンセンターで発生するごみの焼却灰(熔融飛灰固化物)から、国の埋立基準値である8,000ベクレル/kg超の放射性セシウムが検出されたため、熔融飛灰固化物をドラム缶に封入し施設内で一時保管を行うとともに、作業前後の汚染検査を実施する必要が生じたため、業者に委託したものである。なお、緊急時対応により当契約は担当課案件とされた。

②放射性物質に汚染された固化物の一時保管作業委託(その1)の委託期間は上記のとおり平成23年7月20日から平成23年10月31日までであるが、契約日は平成23年10月26日であり、南部クリーンセンターから委託業者に対して契約前の緊急発注(いわゆる先行発注。以下「先行発注」と記載)を行っている。時系列で示すと以下のとおりである。

7月19日 南部クリーンセンターから委託業者に対する文書「南部クリーンセンターの焼却灰場内一時保管作業の着手依頼について」発出

10月17日 委託施行伺起票
10月24日 見積書入手
10月26日 業務委託契約書締結

業務委託契約書作成にあたり、担当課である南部クリーンセンターは、契約課に相談のうえで契約書に追認条項を設けた(「第36条 この契約の締結日までに乙(受託者)が甲(委託者)のために行った行為のうち業務に相当するものは、この契約に基づき行った業務とみなす。」。)。なお、市の「契約事務の手引き」によれば、やむを得ない理由で、契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合は、契約書に追認条項を入れることとされている。

【要改善事項】

緊急時対応により先行発注の方法を採らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要している。業務開始から契約未締結の状態が3ヶ月以上継続した。契約書には、紛争の予防、契約内容の相互確認、トラブル発生時の証拠といった意義があるが、業務開始日から長期に亘って法的リスクを負っていた。

契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。

【意見】

上記7月19日付の委託業者に対する文書は、作業に要する費用については別途協議とされ、期間の記載は一切なく、南部クリーンセンター所長名で業者に対して対応を依頼するものとなっている。

市には先行発注の際に用いる発注書の統一的な様式が存在しないと見受けられるため、担当部署または担当者によって、先行発注の方法が異なる可能性がある。

先行発注の法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。

【意見】

設計額の積算にあたり、のちに一者随意契約を行うこととなる業者から参考資料を入手して積算した。市によれば、当初は当該業務の積算に関するノウハウがなく、緊急時のため業者からの参考資料の内容について検討することは困難であった。しかしながら、ほぼ同時期に北部クリーンセンターにおいて同様の業務が発生しており、単価比較や内容分析等により業者提示金額の検討を実施することは可能であったと考えられる。

契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。

また、事前の検討が極めて困難でその実施が不可能であれば、業務実施中及び業務終了後において、工数及び単価等の積算の結果を検証することは重要な手続となるはずであるが、検証は実施されていない。類似の業務委託が平成 23 年度において断続的に 3 回実施されており(その 1、その 2 及びその 3)、また、24 年度においても同様の業務委託が発生しており、いずれも同一の業者に委託している。したがって、積算の事後検証を実施する重要性は高かったと料する。

各契約の契約金額等は以下のとおりである。

	その 1	その 2	その 3
契約金額(税込)(A)	33,938,100 円	26,531,615 円	7,811,800 円
ドラム缶本数 (B)	約 460 本	約 600 本	約 100 本
単価 (C=A/B)	73,778 円	44,219 円	78,118 円

ドラム缶 1 本当たりの委託料単価に各契約で大きな乖離が生じているが、その原因分析が実施されていない。市は「その 1」の随意契約の理由を施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(緊急の必要により競争入札に付することができない場合)としており、「その 2」以降の随意契約の理由を同条項第 2 号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)としている。すなわち「その 2」以降は同一の業者と契約することを前提としており、「その 2」以降の委託施行伺を起票する段階においては「その 1」等の実績を検証したうえで積算の事前検証を行うことで「その 2」以降の積算の妥当性について一定の担保が図れたのではないかと推察される。なお、業者からの見積書には、運搬作業費用、材料費、仮設費等の内訳が示されており、費目別に見積額及び見積内容を過去の実績と比較することにより委託料単価の変動の原因を調査することが可能と料する。

事前の積算の検討が極めて困難でそれが省略されている契約については、積算の事後検証を充分に行う必要がある。また、同様の委託が過去に発生していた場合には、積算にあたり過去の実績の検証結果を参考にすることにより、業者の見積額及び見積内容の妥当性を吟味することを検討されたい。

⑤ (仮称) 柏市溶融飛灰固化物一時仮置場等設置工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	西武建設(株)	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)	25,903,500 円 (変更後)31,762,500 円
・工期		当初:平成 23 年 9 月 26 日～平成 23 年 11 月 30 日 変更:平成 23 年 9 月 26 日～平成 24 年 3 月 20 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		当初:26,439,000 円 変更後:31,942,050 円	
・積算方法		千葉県積算基準により積算ソフト ADPEC を利用して算定	

当工事は、柏市最終処分場に運搬された溶融飛灰固化物のうち、国の埋立基準値である 8,000 ベクレル/kg 以上の指定廃棄物を柏市最終処分場内に一時保管するために、仮置場等を設置するものである。なお、緊急時対応により当契約は担当課案件とされた。

当契約の委託期間(当初)は前記のとおり平成 23 年 9 月 26 日から平成 23 年 11 月 30 日までであるが、契約日は平成 23 年 10 月 31 日であり、南部クリーンセンターから委託業者に対していわゆる先行発注を行っている。時系列で示すと以下のとおりである。

9 月 21 日 市長から工事業者に対する文書「着手依頼について」発出

10 月 21 日 委託施行伺起票

10 月 28 日 見積書入手

10 月 31 日 業務委託契約書締結

【要改善事項】

やむを得ない理由で、契約の締結日以前に工期が始まってしまった場合は、契約書に追認条項を入れることとされている(「契約事務の手引き」及び P.111 参照)。

これに関し当契約の業務委託契約書には追認条項が挿入されていない。

市のルール of 逸脱であるとともにトラブルの原因にもなるため、ルールに則して追認条項を挿入する必要がある。

【要改善事項】

緊急時対応により先行発注の方法を採らざるを得なかった状況については理解できるものの、委託業務開始日から施行伺起票日及び契約日までに長期間を要し、業務開始から契約未締結の状態が 1 ヶ月以上継続した。契約書には、紛争の予防、契約内容の相互確認、トラブル発生時の証拠といった意義があるが、業務開始日から長期に亘って法的リスクを負っていた。

契約書は速やかに作成し、業者と締結する必要がある。

【要改善事項】

当契約は一者随意契約である。委託施行伺に添付されている随意契約理由書によれば「放射性物質を扱う特殊な作業であることはもとより、緊急性を有していることから、実績があり、緊急に対応できる事業者を調査したところ」当該業者が対応可能であったとされている。

これに関して、当該工事が対応可能な業者の調査を実施した過程が書類で残されていない。緊急時対応とはいえ、どのような方法で調査を実施したのか、また、実際に対応可能な事業者が一者のみだったのか、さらに、当該業者が最も適切と判断した理由について明らかにされていない状況の中で契約が締結されている。

当該業者との随意契約の合理性について明らかにしておくべきであったと考える。

【意見】

前記 9 月 21 日付の工事業者に対する文書は、工期等についての記載があるものの詳細事項については打合せの上取り決めることとされ、市長名で業者に対して対応を依頼するものとなっている。

市には先行発注の際に用いる発注書の統一的な様式が存在しないと見受けられるため、担当部署または担当者によって、先行発注の方法が異なる可能性がある。

先行発注の法的リスクが高いことからリスク軽減のために、統一的な様式を整備することが望ましい。

⑥ 柏市最終処分場内土壌除染作業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	東京ニュークリア・サービス㈱	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	15,960,000 円
・委託期間		平成 24 年 1 月 19 日～平成 24 年 2 月 29 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		17,902,395 円	
・積算方法		業者からの参考資料により算定	

柏市最終処分場に運搬された溶融飛灰固化物のうち、国の埋立基準値である放射性セシウム濃度 8,000 ベクレル/kg 以上の指定廃棄物約 25 トンについて撤去し、一時保管場所での保管のための作業(上記「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」における作業)を終了した後に、撤去後の土壌に 8,000 ベクレル/kg 以上の放射性セシウムの検出が確認されたため、当該土壌(約 35 m³)を撤去し、ドラム缶に詰め込み、最終処分場内で一時保管を行う必要が生じた。当該業務を上記業者に委託した。なお、緊急時対応により当契約は担当課案件とされた。

【要改善事項】

仕様書及び契約書等において、撤去の対象となる最終処分場内の土壌(対象区域)が特定されていない。これでは、業者と市との間で認識の相違が発生する可能性があり、トラブルの原因にもなりかねない。

業務の具体的な内容を仕様書または契約書等において特定すべきである。

【意見】

当業務は、最終処分場に運搬された溶融飛灰固化物のうち指定廃棄物約 25 トンの撤去を終了した後に、撤去後の土壌に 8,000 ベクレル/kg 以上の放射性セシウムの存在が

確認されたため、当該土壌(約 35 m³)を撤去する必要性が生じたことに伴うものである。そこで上記「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」(履行期間：平成 23 年 9 月 26 日～11 月 22 日)を履行した業者に対して業務を委託した。市資料によれば、当業務において撤去の対象となる土壌の範囲は、「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」において撤去の対象となった土壌の一部区域内である。要するに、一旦掘削・撤去した後の土壌からその後間もなく放射性物質が確認されたために、再度土壌の撤去が必要となる事態が生じている。

これに関して、「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」の履行過程または検査過程において、放射線量の高さを認識できていれば、当業務は発生しなかったのではないかという疑問がある。市担当者によれば、放射性物質は地形の下方に移動する性質があるため、他の土壌から浸透した可能性もある。しかし「①溶融飛灰固化物ドラム缶詰業務委託」終了時の土壌の放射線量の測定結果が残されていないために、当該業務終了時に除染が必要な土壌がまだ存在していたのではないかという疑念が残ってしまう。

住民の健康に重大な影響を与える可能性がある放射性物質を扱う特殊な作業の履行状況のモニタリング及び履行確認は慎重に行う必要がある。

【意見】

設計額は、のちに一者随意契約することとなる業者から参考資料を入手して積算されている。市によれば、当時は当該業務の積算に関するノウハウがなく、緊急時のため業者からの参考資料の内容について検討することは困難であった。要するに業者提示金額の妥当性が検討されなかった。

しかしながら、当該業務が実施可能な業者は複数存在すると思われ、参考見積りを他の業者から取得して比較考量することが可能であったと考える。

契約金額の妥当性の検討を省略すべきでなく、適切に実施する必要がある。

⑦ 第二清掃工場運転管理委託(注)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	柏環境テクノロジー(株)	制限付き一般競争入札	17,776,500,000 円 (債務負担行為による長期継続契約 20 年間) 年 811,393,507 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 17 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日(20 年間) 有 21,480,000,000 円(20 年間) 意向確認調査の参考見積りに基づき算定	

(注) 第二清掃工場は南部クリーンセンターの別称である。

当該委託は、柏市第二清掃工場における焼却施設の包括的かつ長期的な運転管理を委託するものである。民間に委託することで業者の創意工夫によるコスト低減や管理運営の効率化が期待されたことから、長期責任委託方式により委託することとした。

長期責任委託とは、民間事業者に長期的に運営維持管理業務を委託する方式であり、性能発注(民間の創意工夫を活用)、包括委託(全体最適化を図ることによる業務効率化の実現)、長期間委託(複数年度化による業務改善によるコスト削減、サービスの質の向上)といった特徴がある。

事業期間として、単年度委託、中期間委託(10年間)、長期間委託(20年以上)の3パターンを想定し、検討の結果、長期間委託(20年間)に5年間の延長オプションを設定するスキームを選択した。理由として、市の一般廃棄物処理基本計画において清掃工場の更新を20年としており、工場のライフサイクル(有効稼働期間)に合わせ、市の財政状況からできるだけ長期の契約とすることで長期的な視野に立った維持管理、人員教育による業務の効率化によるコスト削減を図ることとした。

委託期間ごとのメリット・デメリットは以下のとおりである。

	メリット	デメリット
単年度契約	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の見直しが容易である。 ・透明性、競争性が確保される。 ・社会動向に対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目線に立ったメンテナンスがされにくい。 ・発注事務作業などが毎年発生する。 ・運営事業者が変わることにより、事業の継続性が担保されにくい。 ・補修・更新工事などの資産管理は市が実施するため、トラブル発生時の責任の所在が不明確になる。
中期間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の見直しが容易である。 ・透明性、競争性が確保される。 ・社会動向に対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目線に立ったメンテナンスがされにくい。 ・後半事業者を選定する事務手続が必要となる。 ・運営事業者が変わることにより、事業の継続性が担保されにくい。 ・補修・更新工事などは事業者が実施するものの、前後半にて運営事業者が変わる可能性がある。この場合、本来、前半の運営事業者が実施すべき基幹改良が後回しにされて後半の維持管理が高止まりする可能性がある。
長期間委託	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目線での維持管理・補修工事を実施することができる。 ・発注事務作業が軽減される。 ・事業期間に亘り一事業者が事業を実施するため、事業の継続性が担保される。 ・基幹改良工事も含め、運営事業者に委託でき、リスク分担が明瞭化される。ただし、後回しにされて後半の維持管理が高止まりする可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期固定契約を締結するため、事業者を見直しにくくなる。 ・社会動向に対応しにくい。

(市資料より)

当該長期委託事業について、平成 16 年度一般会計予算に平成 36 年度までの債務負担行為(21,480,000,000 円)を設定し、議会決定している。

業者選定にあたり、制限付き一般競争入札を実施し、技術提案書及び事業計画書の審査を経た 4 者による入札の結果、日立造船㈱が落札した。

基本協定書に基づき、日立造船㈱が全額出資による特別目的会社(SPC)を設立し、当該委託の契約相手は当該 SPC となっている。SPC 組成により、他事による倒産の回避や地元雇用の促進等が図られている。

委託費は固定費及び変動費から構成され、当初契約金額は、固定費 16,063,430,675 円、変動費 1,713,069,325 円、合計 17,776,500,000 円(税込)であった。変動費は原単価 1,918.35 円/t にごみ処理量実績を乗じることで算定される。なお、固定費及び変動費原単価は計画処理量を前提に決定されている。

固定費の主な構成要素は次のとおりである。

- ・電気料金(基本料金)
- ・人件費
- ・修繕費
- ・保険料等
- ・清掃管理、エレベータの維持管理
- ・植栽管理、警備業務
- ・建屋部分の維持管理、その他固定的な経費

また、変動費の主な構成要素は次のとおりである。

- ・電気料金(従量料金)、及び都市ガス・水道料等
- ・副資材費等、その他変動的な経費

当該委託が長期契約であることを考慮して、社会経済状況の変化に応じた固定費及び変動費原単価の見直しが契約上規定されている。当該見直しは毎年 10 月に実施することとされ、見直し後の固定費及び変動費は翌年 4 月から適用される。見直しに係る評価指標(インデックス)は、消費者物価指数及び賃金指数(千葉県毎月勤労統計調査地方調査)と定められ、変動率の許容範囲は±3.0%の設定である。すなわち、変動率が±3.0%を超過した場合に見直しの対象とするものである。

平成 21 年 10 月の見直しにより、賃金指数が基準値比マイナス 4.27%となり、平成 22 年 4 月 1 日付で委託費の見直しが実施され、見直し後の委託費総額は固定費 15,922,486,634 円、変動費 1,713,069,325 円、合計 17,635,555,959 円(税込)となった。

委託開始後の各年度におけるごみ処理量と委託費の計画及び実績は以下のとおりである。

柏市第二清掃工場ごみ処理量の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
計画 (A)	43,902 t	44,057 t	44,180 t	44,313 t	44,421 t	44,535 t	45,129 t
実績 (B)	40,489 t	43,353 t	43,588 t	42,387 t	39,988 t	39,430 t	29,516 t
B/A	92.2%	98.4%	98.7%	95.7%	90.0%	88.5%	65.4%

委託費の推移

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
計 画 (a)	変動費	84,239	84,538	84,773	85,029	85,236	85,454	86,594
	固定費	625,087	625,163	719,048	701,021	800,356	715,721	724,799
	計	709,327	709,700	803,821	786,049	885,592	801,175	811,393
実 績 (b)	変動費	77,692	83,185	83,637	81,333	76,730	75,659	56,636
	固定費	625,087	625,163	719,048	701,021	800,356	715,721	724,799
	計	702,779	708,348	802,686	782,353	877,086	791,381	781,435
b/a	変動費	92.2%	98.4%	98.7%	95.7%	90.0%	88.5%	65.4%
	固定費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	計	99.1%	99.8%	99.9%	99.5%	99.0%	98.8%	96.3%

(注)平成22年度及び23年度は契約変更後の金額である。

(市資料に基づき作成)

【意見】

当契約は特に長期間に及ぶものであり、その締結にあたり様々な要因・リスクを想定して意思決定されたものと思料するが、やはり20年間という長期においてごみ処理量などの不確定要素は大きい。市では契約を固定化することによる弊害を極力回避すべく、契約上、委託費の見直し条項を補完的に設けている。

これに関し次の点が問題と考える。第一に、採用する評価指標(インデックス)の問題がある。当契約における見直しの評価指標は消費者物価指数及び賃金指数の2つであるが、委託費の構成要素の価格変動が2つの指標に必ずしも反映されているわけではない。例えば、委託費の構成要素のうち修繕費や点検費用等は企業物価指数(企業間で取引される商品の価格を反映した物価指数)の方がより合理的と思われる。消費者物価指数・賃金指数以外の評価指標も利用して経済状況の変化をよりの確に委託費の見直しに反映可能な条件を設定するのが適切であったと考える。

第二に、賃金指数として、千葉県毎月勤労統計調査地方調査「第4-2表 実質賃金指数」を採用しているが、むしろ名目賃金指数を採用すべきである。実質賃金指数は物価変動の影響が排除されており、実質賃金指数による委託費の見直しでは、賃金水準と物価水準がともに下落基調にある現下の経済情勢においては適切な指標とはいえない。

第三に、見直しに係る評価指標の変動率許容範囲 $\pm 3.0\%$ は、契約金額規模に比して幅が大きく、見直し後の委託費の適用は過去に遡及せず次年度からとなるため、デフレが続く経済環境下では委託者が必要以上の委託費を支払う結果をもたらす。リスク回避手段としては変動率許容範囲をより小さく設定し、委託費の見直しの機会を多く

設けるべきであったと考える。

なお、平成 21 年 10 月の見直しにより、賃金指数が基準値比マイナス 4.27%となり、固定費のうちの人件費部分のみが見直しの対象となり、減少額は 140,944,041 円、固定費の減少率は 0.88%、変動費も含めた委託費合計に対する減少率は 0.79%となっている。

平成 21 年 10 月見直しによる委託費総額(20 年間)への影響

	見直し前	見直し後	減少額	減少率
固定費	16,063,430,675 円	15,922,486,634 円	140,944,041 円	0.88%
変動費	1,713,069,325 円	1,713,069,325 円	0 円	—
合計	17,776,500,000 円	17,635,555,959 円	140,944,041 円	0.79%

当契約は委託費全体に占める固定費の割合が 9 割以上を占め、社会経済状況の変化による委託費の見直し条項は極めて重要である。長期契約においては、状況変化に応じた柔軟な見直しが可能となるように委託費の見直しに関する契約内容を慎重に設計すべきであったと思われる。

【意見】

廃棄物減量化や資源化の取組みにより、ごみ処理量の実績が計画を下回って推移しており、変動費も同じ推移を辿っているものの、固定費が計画処理量を前提に見積られている関係上、ごみ処理量の実績が計画を下回ることで、固定費が割高になる可能性がある。また、変動費原単価に対する影響もあると考えられる。加えて、東日本大震災後の放射能問題に伴い平成 23 年度以降のごみ処理量は計画値を大幅に下回るなど市のごみ処理体系において大きな変化が生じている。

ごみ処理量について見積りと大幅な乖離が生じた場合には、事業契約書第 36 条(委託費の見直し)第 1 項及び別紙 6(委託費)3.委託費の見直し(2)並びに同契約書第 36 条第 3 項に基づき、委託費を適時・適切に見直すことが考えられる。

また、今後の状況に応じてではあるが、抜本的な変更を必要とするような事態となった場合には、契約者間の協議により、契約内容の変更を図ることも方策の一つと考える。

●放射線対策室

(担当課案件)

- ① 放射線量測定機器購入
- ② 放射線量測定機器購入（庁内緊急配備）
- ③ 放射線量測定機器購入（市民貸し出し追加配備）
- ④ 放射線量測定機器購入（学校、保育園、幼稚園への配備）

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	㈱勉強堂	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	① 18,073,125 円 ② 6,024,375 円 ③ 18,073,125 円 ④ 18,073,125 円
・契約日		① 平成 23 年 10 月 19 日 ② 平成 23 年 10 月 27 日 ③ 平成 23 年 11 月 4 日 ④ 平成 23 年 11 月 10 日	
・納入日		① 平成 23 年 10 月 25 日 ② 平成 23 年 11 月 21 日 ③ 平成 23 年 11 月 30 日 ④ 平成 23 年 12 月 20 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・数量		① 150 台 ② 50 台 ③ 150 台 ④ 150 台	
・設計額		① 18,073,125 円 ② 6,024,375 円 ③ 18,073,125 円 ④ 18,073,125 円	
・積算方法		契約予定業者への聞き取りにより算定	

東京電力福島第一原発事故による放射能問題で市民の不安が高まっていた中で、不安を払拭するための対策として、空間放射線量のきめ細かい測定を緊急に行う必要があった。測定機器の種類により測定値の精度にばらつきが生じる事に加え、安価な機器による測定結果がインターネット上に流布されている状況があったことなどから、信頼性の高い測定機器を市民に提供する必要があったため、エネルギー補償型のシンチレーション式空間放射線量測定機器を購入した。上記①～④により調達した放射能測定機はいずれも同一の機器である。

市は当放射能測定機を平成 23 年度において同一の業者から 1 台あたり 120,487 円(税込)にて合計 512 台調達した。512 台のうちの 500 台分について上記①～④の契約により調達している。なお、緊急時対応によりいずれの契約についても担当課案件とされた。

【意見】

①～④のいずれについても一者随意契約の方法を採っている。平成23年8月に上記と同種の機器を12台購入しており、この納入業者選定のために実施した指名競争入札の結果を参考にした上で上記①～④の納入業者を選定した。具体的には、8月に指名業者を8社選定した上で、競争入札を実施し、落札した業者から12台を調達しており、当該納入業者と①～④の契約を締結した。なお、1台当たり購入価額も8月の調達時と同額である。

確かに、放射能問題の広がりとともに測定機器の社会的需要が高まり、一定数量を緊急に確保することが懸念された中で、契約業者は必要台数を納入可能であり、指名入札時に落札した業者であったため、同業者を随意契約で選定したという市の主張には一定の合理性が認められる。

しかし、①～④の契約により、同一業者から同一価格で調達したことに関して検討の余地があったと考える。すなわち、合計500台を60,243,750円で調達しており、8月調達時の12台と明らかに規模が異なる。再度入札や見積り合わせを実施することで、調達価格が抑えられた可能性がある。多量の測定機器を緊急に納入できる業者からの調達を優先したが、調達価格の妥当性について検討する余地があったと思料する。

なお、市によれば、多量の測定機器について業者からレンタルまたはリースにより調達することも検討したが、当測定機器をレンタルまたはリースとして取り扱う業者は見つからず、また、放射性セシウムの半減期が長期になること等を考慮してレンタルまたはリース等よりも有利と判断した上で購入に至っている。

●農政課

(担当課案件)

① 柏市都市農業担い手支援委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱道の駅しょうなん	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	26,888,471円
・委託期間		平成23年4月8日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		30,123,677円	
・積算方法		業者からの参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、独立就農や生産法人等への就労を目指す新規就農希望者を雇用し、農業支援コーディネーターが策定する農作業や販売支援などの実践プログラムを通して、生産から販売までのノウハウを修得させ、農村コミュニティの生活面でのサポート等を行う事業を委託するものである。

【要改善事項】

概算計算書を閲覧したところ、「プログラム開発費」(一式)、「プログラム運用費」(12ヶ月分)、「コミュニケーション・コーディネート費」(12ヶ月分)といった、根拠資料が文書として残されていない項目が含まれていた。

契約締結した価格が適正であるかどうかは重要な点である。このため、予定価格の積算見積りが適切に行われていることが必要である。

積算見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を保管しておくべきである。

なお、本契約は実費精算であり、実際に、概算計算書、契約金額及び実費精算の精算金額の主要な内訳は以下の通り実費精算金額が積算金額を大きく下回っていた。

内訳項目	概算計算書(円)	契約金額(円)	実費精算金額(円)
人件費(注)1	16,713,216	16,713,216	15,145,572
運営費(注)2	9,210,000	9,940,000	10,837,089
事務経費	2,766,000	1,959,784	905,810
消費税	1,434,461	1,430,650	上記に含む
合計	30,123,677	30,043,650	26,888,471

(市資料に基づき作成)

(注)1. 雇用する新規就農希望者の人件費

2. 主として再委託先業者(一般社団法人サステナビリティ・エンパワーメント)への外注費

【要改善事項】

一者随意契約理由書上、本契約の契約業者として、地域農業を熟知し、生産者や関連事業者と強いパイプを持っており、生産の場である圃場に近接していること、新規就農希望者を受け入れるための拠点を持っていることといった要件を備えていることが望ましいとし、これを充たす業者は、柏市農業の振興と活性化を目的に平成13年に設置された柏市都市農業センター(道の駅)の指定管理者である株式会社道の駅しょうなん(以下「道の駅しょうなん」という)以外にないと判断して一者随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)による契約が締結されている。

しかし、雇用した6名の失業者の研修プログラムの開発や運用、コミュニケーション・コーディネートは再委託先業者が実施しており、実費精算金額26,888,471円のうち、10,616,614円(39.5%)はこれにかかる外注費である。また、実費精算額のうち、人件費15,145,572円(56.3%)は新規就農希望者雇用に伴うものである。実際に道の駅しょうなんに生じた業務及びコストは事務経費等1,126,285円(4.2%)にすぎない。

これを勘案すると、道の駅しょうなんに固執せずとも、他の業者に委託することもできたのではないかと推察される。

【意見】

業者の業務遂行に関し、例えば農政課担当者と道の駅しょうなんの所長とで業者の報告書等の内容確認を実施しており、また、日々の活動については定期的にモニタリングしてチェックしている。しかし、検査実施内容や結果についての報告の証跡は残されておらず、検査書に担当者の記名押印が残されているのみである。

実際に業務の提供を受けたことを立証できるよう、検査内容や結果に関する証拠を文書により作成・保管することが望まれる。

(担当課案件)

① 農産物安全安心対策事業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	株式会社アトックス 技術開発センター	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	8,070,048円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年10月3日～平成24年3月30日 無 8,138,326円 業者からの参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内で生産される農産物の放射性物質濃度を検査し、流通品(商品)としての安全性を確保するため、また、千葉県が行うモニタリング検査のスクリーニング検査としての位置づけから、柏市農産物のサンプリングに伴う、資料整理・日程調整・採取・洗浄・記録等を行う業務及び検査検体の作成・検査・検査報告書の作成業務を委託するものである。

平成23年4月4日付の事務連絡「農畜水産物等の放射性物質検査について」(厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課)の別紙において、放射性物質検査はゲルマニウム半導体検出器による検査が基本とされた。原子力発電所保守管理・放射性物質関連業務を行う企業で、放射性物質検査にゲルマニウム半導体検出器を保有し、かつ柏市内に拠点(技術開発センター)を有する企業は、本案件の契約業者のみであるため、一者随意契約の方法により業務委託を実施している。

【要改善事項】

概算計算書を閲覧したところ、諸経費の積算について、見積もられた人件費の一部である「検査員賃金積算額」の40%とされているものの、その根拠が残されていなかった。

作業の委託に関する経費の積算について、市として明確な算定基準が無く、経費概算の慣行に従い人件費の40%を乗じて算定したものであるが、このような見積りに関してはその算定根拠を明確にし、資料として残しておくことが必要である。。

●公設市場

(契約課案件)

① 公設市場設備管理等業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱西原環境	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	39,354,000円
・委託期間		平成23年4月1日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		41,485,500円	
・積算方法		前年度実績を基に算定	

当該契約案件は公設市場内に専門技術者を常駐配備し、柏市公設総合地方卸売市場の業務運営に支障をきたさないようにするための電気設備、廃水処理設備及び給排水処理設備等の管理に係る業務委託である。また、勤務時間外の緊急時において、市場の業務運営に支障をきたさないよう対応することも委託の目的に含まれている。

なお、市は公設市場について、設備の老朽化による再整備の必要性が認められたことから、市場移転整備を基本とした検討を実施してきた。しかし、計画を進めていく過程で、景気低迷による地価の下落や国からの交付金受領可能性に関する不透明性の増大、さらに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の放射性物質の流出事故等の影響もあり、市場移転整備の実行が困難となったことから、現有設備の耐震改修や老朽化対策を行うとする方向へ方針転換を行っている。このため、当該委託については、今後も毎年度発生する性格のものである。

また、専門性の高い以下の業務については再委託を行っている。

- ・電気設備 定期点検
- ・発泡スチロール処理機脱臭機の活性炭交換
- ・受水槽・高架水槽の定期清掃
- ・水質検査(井水、市水)
- ・飲料水ろ過装置の活性炭交換
- ・消防設備 定期点検
- ・汚泥引抜清掃

【要改善事項】

当該契約案件は施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付すことが不利と認められる場合)に基づく一者随意契約により行われている。その理由として、平成22年度にプロポーザル方式により取引先を選定していること、また、平成22年度における取引先の業務遂行状況が良好であったことが挙げられている。

しかし、委託業務の内容からは現在の取引先でなければ業務の履行が不可能となるものとは考えられず、上記理由をもって、一者随意契約とすることは適切でないと考えられる。本来であれば、競争入札やプロポーザル方式により取り扱うべき案件であったと考える。

【意見】

過年度における委託業者選定に当たり、平成 20 年度及び平成 21 年度は制限付き一般競争見積り合わせを、平成 22 年度はプロポーザル方式を採用していた。しかし、平成 20 年度及び平成 21 年度は契約直前での応札業者による契約辞退が行われ、また、平成 22 年度はプロポーザル方式による指名対象として選定した 12 者のうち、10 者が辞退、1 者が失格となり、実際にプロポーザルを行った業者は現取引先 1 者のみであったという事情があった。

上記の経緯から、当該施設に関する管理委託業務は 1 社に委託してきている。しかし、取引先に不測の事態が生じ、業務遂行が困難になるといった事態が発生した場合、公設市場の設備管理が適切に行われず、市場の運営に支障をきたす可能性がある。

このようなリスクを軽減するために、例えば、金額の見直しも含めて、競争見積り合わせへの参加業者を増やすような施策の検討を行う必要があると考える。

なお、平成 25 年度の契約においては、プロポーザル方式による業者選定を考えていると担当課より説明を受けている。

●都市計画課

(契約課案件)

① 電算システム機器賃貸借等契約

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	国際航業(株)	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(及び 6 号))	3,667,608 円
・賃借期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 24 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日 無 3,734,640 円 業者からの参考見積りや過去の実績等により算定	

当該契約案件は、窓口都市計画情報案内システム関連機器の賃貸借及び保守管理に関するものである。

【意見】

当該契約の一者随意契約理由書を確認したところ、主な理由は以下のとおりである。

《保守管理に関する理由》

データとシステムに精通しているため、確実かつ効率的な作業の実施が可能

《機器のリースに関する理由》

不具合の原因等の切り分けの判断等、対応が二者にわたり、復旧に時間を要する。

相手先である国際航業(株)は当該システムの開発者であるため、データとシステムに最も精通しており、効率的かつ効果的な保守作業を実施することが出来るという市の主張には合理性がある。一方、機器のリース契約についてはシステム及びソフトウェアの開発元(国際航業(株))が推奨した以下の製品を「製品指定理由書」をもとに指定し、リースしている。

項 目	名 称	数 量
パソコン本体	DELL OptiPlex 780	1 台
タッチモニタ	タッチパネルシステムズ社 19.0 型 LCD タッチモニタ(ET1928L)	1 台
カラーレーザプリンタ	リコー社 I PSiO SP C820	1 台
課金装置	リコー社 コインラック 1001	1 式
レシートプリンタ	EPSON 社 レシートプリンタ TM-T884	1 式

(「製品指定理由書」より)

上記、製品内容を見るに、一般的に市販されている製品であり、特に当該システム専用機器ではない。また、実際に不具合があった場合、製品の不具合は各メーカーに対応を依頼することになるため、時間的な復旧に影響はないものとする。従って、機器のリース業者とソフトウェアの保守業者を同一とすることが必ずしも必須とは言えず、当該契約は保守契約と機器のリース契約に区分し、後者については、契約方法を再検討することが望ましい。

●公園管理課

(契約課案件)

- ① 柏西口第一公園他 67 箇所維持管理委託
- ② 永楽台近隣公園他 68 箇所維持管理委託
- ③ 柏ビレジ近隣公園他 48 箇所維持管理委託
- ④ 伊勢原ふるさと公園他 68 箇所維持管理委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
①	委託 株芳松園	制限付き一般競争見積合わせ	23,835,000 円
②	株染谷園芸		29,820,000 円
③	豊四季造園土木株		34,650,000 円
④	田中園緑化土木株		46,305,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 有 ①25,368,000 円 ②31,416,000 円 ③36,540,000 円 ④49,644,000 円 千葉県積算基準により積算ソフト ADPEC を利用して算定	

柏市には市全体で 635 箇所の公園があり、これらは 10 ブロックに区分され、管理が行われている。維持管理委託業務の内容は、公園の清掃、除草、樹木管理、遊具点検管理、害虫駆除等である。

上記の委託業者は、制限付一般競争見積り合わせで決定されているが、監査対象期である平成 23 年度を含む直近 3 年間の契約者をみると、年度によってばらつきがあってもおかしくないが、每期同一の者が落札者となっている。

また、柏市の全ブロックのうち 1 か所を除く 9 ブロックにおいてこの傾向は同様である。

【意見】

このような状況が生じる原因等を十分に検討し、業者選定や見積合わせの方法等に工夫を凝らすなど、対応が必要と考える。

【意見】

上述のように柏市には市全体で 635 箇所の公園があり、これらは 10 ブロックに区分され、管理が行われている。これら 10 ブロックの業務委託につきそれぞれ検査書が作成され、3 月 30 日あるいは 3 月 31 日付で課長による検査が実施されていることとなっているが、対象となる場所が極めて多数にのぼり、実際には同日での検査は物理的に困難である。

実際にはその時々で市の職員が見回りをしたり、修繕等が発生した時点でその状況や作業内容を確認したりしているため、常時継続的な確認あるいは検査が実施されている。

したがって、市の検査書はこのような委託業務の検査書として実態に適合しておらず、形骸化しているものとする。実態に即した様式により、実際の検査あるいは確認内容が明確となるよう工夫を凝らす必要があるものとする。

(担当課案件)

① 増尾城址総合公園他 2 箇所管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(社)柏市シルバー人材センター	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)	16,759,698 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 ・無 ・16,759,698 円 ・上記取引先が定める単価を利用し算定	

当該契約案件は、増尾城址総合公園、中原ふれあい防災公園、手賀の丘公園について、公園内の清掃及び除草、低木剪定、トイレ掃除、管理事務所・駐車場の管理・パークビュー広場の受付、じゃぶじゃぶ池の監視及び清掃等の業務に関する委託である。

【意見】

当該契約に関する支払いは、年度分の年年初一括概算払いとなっている。当該契約に係る業者の主たるコストが人件費で構成されていることからこのような支払方法となっていると思われるが、人件費の支払いであれば、1ヶ月分の支払いで賄えるのではないかと考える。

担保や保証を設定しているわけではないため、債権保全等の観点からは分割払いを検討してみることが望まれる。

●道路維持管理課

(契約課案件(①②)、担当課案件(③))

① 柏駅昇降機管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)日立ビルシステム	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	17,650,080 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日 無 17,701,950 円 前年度の業者提出見積書を基に算定	

② 豊四季駅自由通路管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	東武ビルマネジメント㈱	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	6,216,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日～平成24年3月31日 有 6,219,780円 前年度の業者提出見積書を基に算定	

③ 小柳町上空通路延伸部分等管理委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱コンパス	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	15,107,400円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日～平成24年3月31日 有 15,109,920円 前年度の業者提出見積書を基に算定	

当該3つの委託は、対象となる所在地こそ異なるものの、駅近郊にある昇降機(エレベーター、エスカレーター)の保守業務及び清掃業務を委託している点で共通している。異なるのは、豊四季駅自由通路管理業務委託及び小柳町上空通路延伸部分等管理委託については、前述の2つの業務に加え、監視業務を委託している点である。

なお、小柳町上空通路延伸部分は市の所有ではなく企業所有となっているが、柏駅への通路として利用されているため、柏駅及び柏駅に近接する商業施設の利用者が良く利用する施設であり、高い共用性が認められることから、当該施設の管理業務の委託が行われている。

柏駅昇降機管理業務委託に関しては、㈱日立ビルシステムが、豊四季駅自由通路管理業務委託に関しては、東武ビルマネジメント㈱が、平成23年度を含む過去3年間、一者随意契約による取引先として選定されている。

また、小柳町上空通路延伸部分等管理委託業務契約が一者随意契約として扱われているのは、取引先が延伸部分及びこれに隣接する建物の所有者であり、近接する商業施設の管理と合わせて当該施設の管理を行える唯一可能な業者であることによる。

【意見】

柏駅昇降機管理業務委託及び豊四季駅自由通路管理業務委託はともに施行令第167条の2第1項第2号に基づく一者随意契約(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)により行われているが、その理由が3者で矛盾している。

具体的には、3者の委託業務には昇降機の保守業務という同様の委託業務が含まれているが、「柏駅昇降機管理業務委託」に関しては、「メーカー系列業者に委託することで迅速な対応が可能となる」「メーカー系列業者は信用があり、信頼性の高いサービスを受けることが可能となる」としてメーカー系列業者を選定しているのに対し、「豊四季駅自由通路管理業務委託」に関しては、「鉄道グループ会社に委託することで一体的な業務遂行を行える」として、メーカー系列業者以外を選定している。さらに「小柳町上空通路延伸部分等管理委託」に関しては、不動産の所有者に業務を委託している。

このため、3者を比較すると、業者選定に関して、実際には一者随意契約が絶対というわけではなく、選択の幅が残っているように思われる。

業者選定に関して、一者随意契約ありきとしてではなく、再度検討してみる必要があると考える。

【意見】

上記3つの委託業務には対象となる台数の違いはあるが、昇降機の保守業務が共通している。しかし、当該業務の1台当たりの単価にはかなりの差(概算計算書上、エスカレーター(2基)フルメンテナンス単価に倍以上の開きのあるものがある)が生じている。

このような差が生じている原因に関し、担当課にヒアリングを実施したが、その理由につき十分な理解がなされていなかった。

現在のコストが委託業務に見合った適切な金額か否かについて、契約内容を詳細に把握した上で検討を行う必要があると考える。

(契約課④)

④ 平成23年度道路台帳電算補正業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	国際航業株	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	7,770,000円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成24年2月1日～平成24年3月30日 無 8,925,000円 上記取引先から入手した事前見積書及び作業予定工数に基づき算定	

当該契約案件は柏市が導入している道路管理システムへ道路台帳整備に係る補正分のデータ修正を反映させる業務に係るものである。

当該システムは国際航業株がソフトウェアを開発し、また、システムの構築も行っている。

したがって、システムの開発業者にデータメンテナンスを依頼したほうが、効率的であるとの観点から、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により、当該業務を毎年委託している。

【要改善事項】

「業務委託契約書」上、当該業務の委託期間は平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 30 日までとなっているが、契約書に記載されている契約締結日は平成 24 年 3 月 23 日となっており、実際に契約が締結される前に業務が行われるという、いわゆる先行発注の状況にある。

本来、契約の締結は委託業務開始前に行われるべきものである。例外的に、緊急対応案件として正式な契約締結前に業務が開始される可能性はあると考えられるが、当該業務については、その業務内容から緊急対応案件とは考えにくい。

緊急時での対応が必要とされる案件以外の先行発注は現に慎むべきである。

【要改善事項】

諸事情により先行発注を行う場合には、当該事実について課内における承認の記録を残すべきであるが、現状、先行発注の承認に係る書類は残されていない。

先行発注の承認に係る書類を適切に作成し、保存すべきである。

(契約課(⑤)、担当課(⑥))

⑤ 柏駅西口昇降機監視業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)高島屋サービス ビルメンテナンス本部	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	4,573,800 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		4,599,000 円	
・積算方法		前年度の業者提出見積書を参考に算定	

⑥ 柏駅東口昇降機監視業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)そごう・西武 そごう柏店	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	4,473,000 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		4,485,600 円	
・積算方法		前年度の業者提出見積書を参考に算定	

当該 2 つの契約案件は柏駅東口及び柏駅西口の昇降機の運転状況の監視と事故等に対する安全対策業務に係るものである。

委託に当たり、当該施設の性格及びその設置場所の関係から、運行時間中の常時モニタリング及び突発的な故障等発生時の速やかな安全対策の遂行という条件が必要となるが、当該 2 つの取引先はこの条件を満たしているとして、随意契約を締結している。

なお、市は 2 つの委託業務ともに、前年度以前においても、同じ取引先とほぼ同額の委託業務契約を締結している。

【意見】

現在、柏駅の昇降機監視業務を東口は㈱そごう・西武のそごう柏店に、西口は㈱高島屋に委託している。両者とも監視室が現場に極めて近い場所に位置しており、業務委託先としての選定は合理的と思われる。

ただし、柏駅の西口・東口は線路を挟んで極めて近い場所にあり、東口・西口を分けて昇降機監視業務委託を行った場合でも、運転状況の監視と安全対策の遂行という業務の目的は達成可能ではないかとの疑問が生じる。

東口・西口を分けて当該業務委託を行う必要性につき検討を行う余地があると考えられる。

●交通施設課

(担当課案件)

① 柏市自転車保管所運営等業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	都市環境整備㈱	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)	8,925,000 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		8,946,000 円	
・積算方法		過去の契約実績を基に 23 年度の業務内容を反映して算定	

当該契約案件は自転車等放置禁止区域(市内駅周辺 12 ヶ所)の自転車の撤去及び保管所(1 ヶ所)での保管・返還業務について業者に委託しているものである。なお、撤去業務と保管業務を切り分けるよりも一体の業務として委託する方が業者の作業効率が良く、コスト的にも有利になるという判断により従来から一体の業務として委託している。

【意見】

当委託について従来から指名競争見積り合わせにより業者を選定してきた。

平成 23 年度については、見積り合わせを 2 回実施したがいずれの業者も予定価格内の金額でなかったため不調となった。最低価格の提示者との減価交渉を実施したものの、予定価格との折り合いがつかず、設計金額を増額して対応を図ることとした。業者選定にあたり、再度見積り合わせを実施する必要性を認めながらも、翌年度初めから業務を開始しなければならない緊急性や、最低価格の提示者であること及び過年度の実績を考慮して、平成 22 年度に契約した業者と一者随意契約の方法を採るに至った。

見積り合わせが不調となった背景として、平成 22 年度までは保管所を 2 か所で運営していたが 23 年度は保管所を 1 か所に減少させることとなり、23 年度の設計額を大幅に見直した結果、業者の提示額と乖離が生じたものと思料される。

市によれば、過年度においては不調となることはなかったので平成 23 年度分についても従来通りのスケジュールで業者選定を実施した。ところが、上記のとおり不調に終わり、この結果、業務開始まで時間が限られる事態となったために止む無く一者随意契約とせざるを得なくなった。

見積り合わせを早期に実施していれば不調後に再度見積り合わせを実施することができ、一者随意契約は回避されていたと考えられる。

このように設計の前提が従前と変わり設計額及び予定価格を大幅に変更するような場合に関しては、不調のリスクが高まることから、担当課が契約課に早い段階で情報提供する等の連携を図り、不調のリスクを考慮したスケジュールを設定し、注意して契約手続を進める必要がある。

●下水道整備課

(契約課案件)

① 大堀川左岸第 2 号-7 雨水幹線工事(23-16 工区)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	日進建設株式会社	制限付き一般競争入札	当初:119,070,000 円 追加: 4,672,500 円 合計:123,742,500 円 なお、当該契約は低入札価格調査基準額を下回っているため、低入札価格調査会で検討している。
・工期		自:平成 23 年 12 月 5 日 至:平成 24 年 3 月 16 日(契約時) 平成 24 年 9 月 14 日(最終)	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		当初:170,950,500 円 追加:6,783,000 円 合計:177,733,500 円	

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
・積算方法		(下水道工事) 社団法人日本下水道協会発行の下水道設計標準歩掛表に基づき算定 (舗装工、仮設工、地盤改良工 他) 千葉県積算基準に基づき算定	

当該契約案件は、柏北部中央地区区画整理事業の進捗に伴い、関連の地区外雨水管整備を実施するためのものである。

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.10.12	H23.12.2	H23.12.5	H24.3.16	119,070,000	—	—
第1回 変更契約	H24.3.9	H24.3.15	—	H24.3.31	—	—	近隣住民との合意形成による工期延長
第2回 変更契約	H24.3.26	H24.3.30	—	H24.7.31	—	—	試掘調査の結果、立抗位置や推進ルートを選定検討による工期延長
第3回 変更契約	H24.7.23	H24.7.31	—	H24.9.14	4,672,500	H24.8.29	施工手順変更及び舗装面積増

【要改善事項】

上記工事においては、当初工期末日、第1回変更契約工期末日、第2回変更契約工期末日の前日もしくは当日にそれぞれ次の変更契約が締結されている。また、当初の工期を延長し、最終的に平成24年9月14日とする最終契約が平成24年7月31日に締結されているが、工事に係る打合簿によれば平成24年5月25日には施工手順変更が、同年7月4日には舗装面積増が決定されている。

設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

② 篠籠田貯留場増設工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	株式会社吉岡丸昭開発 工事	制限付き一般競争入札	当初:64,749,300円 追加: 3,360,000円 合計:68,109,300円
・工期		自:平成23年11月14日 至:平成24年3月16日(契約時) 平成24年7月13日(最終)	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		当初:78,004,500円 追加: 4,053,000円 合計:82,057,500円	
・積算方法		(下水道工事) 社団法人日本下水道協会発行の下水道設計標準歩掛表(平成23年度版)に従い算定 (舗装工、仮設工、地盤改良工 他) 千葉県積算基準に基づき算定	

当該契約案件は、下水道法施行令の改正により、平成25年度までに合流式下水道緊急改善対策が必要となり、当該対策の改善メニューのひとつとして、篠籠田貯留場に500 m³程度の貯留槽を増設する工事に関するものである。

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.9.22	H23.11.11	H23.11.14	H24.3.16	64,749,300	—	—
第1回 変更契約	H24.3.8	H24.3.15	—	H24.3.31	—	—	試掘調査による工期延長
第2回 変更契約	H24.3.26	H24.3.30	—	H24.6.30	—	—	試掘調査の結果、不明管の移設復旧による工期延長
第3回 変更契約	H24.6.6	H24.6.19	—	—	3,360,000	—	矢板打込み工法変更、防食工、場内配管の減少による増額
第4回 変更契約	H24.6.21	H24.6.27	—	H24.7.13	—	H24.7.10	雨天による(防食工)工期延長

【要改善事項】

上記工事においては、当初工期末日、第1回変更契約工期末日のそれぞれ前日に次の変更契約が締結されている。また、当初の工期を延長し、最終的に平成24年7月13日とする最終契約が平成24年6月27日に締結されているが、工事に係る打合簿によれば平成23年12月9日に場内配管の減少が、平成24年2月2日には工法変更が、同年5月21日には防食工の追加工事が決定されている。

設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

③ 利根運河第2排水区水路整備工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	入吉吉田工業㈱	制限付き一般競争入札	当初:36,424,500円 追加: 3,129,000円 合計:39,553,500円
・工期		自:平成23年9月9日 至:平成23年12月16日(契約時) 平成24年2月10日(最終)	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		当初:43,995,000円 追加:3,906,000円 合計:47,901,000円	
・積算方法		(下水道工事) 社団法人日本下水道協会発行の下水道設計標準歩掛表(平成23年度版)に従い算定 (舗装工、仮設工、地盤改良工 他) 千葉県積算基準に基づき算定	

旧十余二処理場跡地売却に伴い、一部残地となる水路用地に雨水管を早期に整備するための工事である。

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.7.27	H23.9.8	H23.9.9	H23.12.16	36,424,500	—	—
第1回 変更契約	H23.12.1	H23.12.9	—	H24.1.31	—	—	電柱移設と抜柱工事の遅れによる工期延長
第2回 変更契約	H24.1.23	H24.1.31	—	H24.2.10	3,129,000	H24.2.6	埋戻土の変更による減額、工事用道路面積増・山留方式変更による増額

【要改善事項】

上記工事においては、第1回変更契約工期末日に次の変更契約が締結されている。また、当初の工期を延長し、最終的に平成24年2月10日とする最終契約が平成24年1月31日に締結されているが、工事に係る打合簿によれば平成23年11月28日には施工手順変更が決定されている。

設計内容の変更に伴う工期及び契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

④ 柏第 11 処理分区外汚水枝線実施設計委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)エヌ・エス・シー・エン エンジニアリング	制限付き一般競争入札	4,929,750 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 12 月 14 日～平成 24 年 5 月 31 日 無 9,660,000 円 社団法人日本下水道協会発行の下水道設計標準歩掛表(平成 23 年度版)を基に算定	

平成 24 年度に施工する柏市南部地域の下水道整備の実施設計である。

【要改善事項】

委託施行伺において、財政課合議がなされていない。

合議手続きの欠落が承認の効力には影響を与えないものと考えられるが、専決権者以外の者で当該内容について何らかの関係を有し、決裁内容に意見を表明すべき者に同意を求める趣旨で実施されるものである。柏市財務規則別表第二 3 契約の備考 4 において、「工事等施行伺等に関する事務について、各部長、教育長及び副市長が専決するものにあつては、財政課合議とする。」となっている。

従って、当該趣旨を勘案して財政課合議を必ず実施することが望まれる。

(担当課案件)

① 平成 23 年度公共汚水柵設置位置調査委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	柏市管工事協同組合	随意契約 (施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(及び第 6 号))	予定総額 3,444,000 円 1 通当たり 7,140 円 (単価契約)
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・契約締結日の翌日～平成 24 年 3 月 30 日 ・有 ・3,444,000 円 ・業者の見積りを参考にして算定	

柏市では公共下水道の普及を推進しているが、当該契約案件は、個人住宅の排水設備を公共下水道管に接続するための汚水柵の設置工事に先立ち、汚水柵の円滑な設置を目指して、設置位置等を調査し、あるいはアドヴァイスするための委託業務である。

【要改善事項】

当該契約は、「汚水柵への接続等の工事に関する技能又は知識を有する者であること、位置調査時の市民の要望等を把握することにより汚水柵への接続等の工事を円滑

に実施できること等から」施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号の規定により、「市内の指定配水設備工事業者の多数が加盟している」上記契約者と一者随意契約を締結している。

しかし、上記理由や調査内容をうかがう限り、必ずしも一者随意契約にこだわるほどの障害はないように思われる。競争入札のような原則的な取り扱いにすべきと考える。

なお、下水道整備課より、平成 25 年度においては競争原理が働くよう、見積合わせを実施することを検討しているとの説明を受けている。

●下水道維持管理課

(契約課案件)

① H23 大堀川右岸第 7 号-1 雨水幹線改築工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	日進建設㈱	制限付き一般競争入札 (変更契約あり) 仕様変更による工期及び請負金額の変更	当初:58,380,000 円 追加:9,880,500 円
・工期		当初:平成 23 年 11 月 14 日～平成 24 年 3 月 16 日 変更:平成 23 年 11 月 14 日～平成 24 年 3 月 30 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		当初:60,238,500 円 追加:9,891,000 円	
・積算方法		千葉県積算基準により積算ソフト ADPEC を利用して算定	

当該工事は、大堀川右岸第 7 号-1 の雨水幹線の下水道管を、老朽化のため、複合管(自立タイプ)により更生させるための工事である。老朽化した既設管の内部にそれより内径の小さな新しい管(更生管)を設け、既設管との隙間に充てん材を注入することにより固定化するものである。

当該変更契約は、既設管の断面形状と延長に差異が生じたところから必要となったものである。

【要改善事項】

上記契約変更が生じた原因は、現場において実際の断面形状を確認することなく、工事仕様書を台帳(図面)に基づき作成したが、実際に断面を確認した結果、当該台帳記載のデータが現状と異なっていたことによるものである。

この結果、工事仕様が実態と異なり、契約金額の上積みと工期の延長が生じたこととなった。

追加契約した金額については、当初の落札率以内の金額で契約しているが、最終的な仕様による設計総額(70,444,500 円)で入札を実施していれば、異なる落札率となり、金額が増加する分、契約金額も減少する可能性が考えられた。また、当該追加契約に係る予想外の資金手当ての問題も生じることとなる。

工事仕様の作成に当たっては、十分な調査を実施することにより、このような人的ミスによる仕様誤り、工事契約の変更は避けなければならない。

●会計課

(契約課案件)

① 公設市場設備管理等業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱西原環境	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	39,354,000 円

【要改善事項】

今回、支出検証を実施する作業の一環として、「口座振込依頼明細書綴」に綴じ込まれている金融機関への「口座振替払依頼書」を資料として確認した。

しかし、検証の過程で、検証対象としたサンプルが含まれる「支払日：平成23年11月24日」の「口座振替払依頼書」が「口座振込依頼明細書綴」に綴じ込み保管されていないことが判明した。

「口座振替明細書綴」は、下記「柏市公文書管理規則」第20条に定めのある下記「文書管理表」において、文書による5年間の保存が要求されている。

ルールに基づき、適切な文書の保存を行う必要がある。

なお、上記検証対象サンプルに係る支出については、システムに保管されている電子上の元データに基づき検証を行い、適切に支出に係る事務の執行が行われていることを確認した。

(文書管理表)

第20条 文書管理者は、その所管事務に係る文書事務を適正に執行するため、別に定めるところにより、簿冊等の名称その他別に定める事項を記載した文書管理表を電磁的記録又は文書により調製するものとする。この場合において、情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当すると認められる情報が当該簿冊等の名称の全部又は一部に記載されているときは、当該名称の全部又は一部を簡略化して記載することができる。

2 統轄文書管理者は、前項に規定する文書管理表を取りまとめ、一般の閲覧に供するものとする。

(柏市公文書管理規則より抜粋)

分掌事務	簿冊等の名称	保存期間	記録媒体
1 収入及び支払いに関すること。	13 口座振替依頼明細書綴	5	用紙

(市の資料(文書管理表(会計課))より抜粋)

●水道部総務課

(総務課案件)

① 量水器その1(平成23年度第2、3、4四半期分)

② 平成23年度量水器その2(平成24年度第1四半期分)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	愛知時計電機(株)	制限付き一般競争入札	①37,625,112円 ②13,746,936円
・納入期限		・①平成23年12月26日 ②平成24年3月23日	
・再委託(下請負)の有無		・N/A	
・設計額		・①49,114,884円 ②20,241,312円	
・積算方法		・業者の参考見積りを利用し算定	

【意見】

量水器等の貯蔵品については、職務分掌上、総務課に管理権限があり、購入に係る担当部署は総務課となっている。

しかし、実際の量水器の据え付けや購入数の決定は給水課が行っており、総務課で管理する理由は希薄と思われる。

総務課の職務は、契約事務(競争入札業務)、財務事務、会計事務(在庫台帳管理含む)、人事、庶務と多岐にわたり、内部統制の観点から物品の取り扱いと台帳管理は分離することが望ましい。総務課における貯蔵品の取り扱いについては、台帳管理のみにとどめるべきと考える。

③ 電算業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)ディー・エス・ケイ	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	8,767,500円
・委託期間		・平成23年4月1日~平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		・有	
・設計額		・8,804,454円	
・積算方法		・過年度の実績及び業者からの見積りにより算定	

当該契約案件は、財務会計、水道料金、電子入札及び水需要家データ作成他電算処理に係る業務(オンライン処理、バッチ処理及びOA処理)を委託するものである。

水道部では、市の本庁と同様、システムのオンライン処理等に関して市が第三セクター方式で設立したシステム会社の(株)ディー・エス・ケイに委託する方式を採用している。

【意見】

システムの使用にはPC等のOA機器の賃借、機器の保守、ソフトウェアの賃借の3つの契約が必要となる。市では、一体的な運用を図ることによる効率的な障害対応や(株)ディー・エス・ケイに委託しているデータ処理との連携のメリット等を考慮し、包括的な業務として契約を締結している。

反面、一者随意契約となり、競争原理が働かず、従来からの流れを踏襲しがちで、取引条件等が硬直的となりやすい。

現在の契約方式では、新たなソフトウェア等を開発しても、当該開発費用が委託料に含まれてしまうため、当該開発費用等の内容が明らかにならず、その償却が終了しているか否か定かでない。本来、開発費用の償却が終了すれば、その分委託料は下がるはずである。

開発ソフトの内容等の明細を入手し、現在の委託料にどのように反映されているのか十分に把握することが必要である。

●水道部給水課

(総務課案件)

① マッピングシステムデータ更新業務委託(給水編)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	国際航業(株)	随意契約(施行令第167条の2第1項第2号)	8,085,000円
・委託期間		・平成23年5月17日～平成24年3月23日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		・8,158,500円	
・積算方法		・上記取引先の参考見積りを利用して算定	

上記マッピングシステム(柏市水道施設管理地理情報システム)は、給水装置の維持管理と窓口業務における正確な情報提供を行うために、平成15年度に導入されたものである。

当該システムは国際航業(株)がソフトウェア開発及びシステム構築を行い、その著作権を有している

したがって、当該システムの開発業者でなければデータメンテナンスがなし得ず、また、そのほうが効率的であるとの観点から、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約により、給水装置データの既存データの更新を毎年同社に依頼している。

【要改善事項】

市は上記マッピングデータの入力に関する作業結果について、業務完了報告書及び業務目的物引渡申出書を入手しているのみで、入力結果の具体的な検証は実施していない。

更新結果がデータで渡され、更新箇所が極めて膨大な量に亘るところから、すべてを検証することは困難である。

しかし、作業結果の検証は適正な役務提供を受けたことを証明する当然の業務であり、また、内部牽制の観点からもその実施が不可欠である。

すべての確認は無理だとしても、サンプリングによる抜き取り確認や、あるいは更新結果につき業者に報告書を提出してもらおう等、何らかの手段を講ずるべきである。

【意見】

上記マッピングデータの更新作業の委託は、上記マッピングシステムの存在を前提とした業務であり、必然的にシステムの開発業者一者に依存せざるを得ない。

このような場合、一般的に競争原理が働かず、契約金額が硬直的となるおそれが存在する。また、設計額についても、同社の見積りを参考に算定されているため、必ずしも規範となる価格というわけでもない。

このような一者随意契約にあつては、可能な限り他の比較情報等を入手し、相対的に取引価格の検証を図るべきと考える。

たとえば、マッピングデータの入力業務は他の自治体等でも実施されているはずなので、自治体間での情報交換により地図データ入力に関する市場の相場のようなものが分かるのではないかと考える。また、業務内容を詳細に検討し、個々の作業内容の見積りが不合理でないことを確認すべきである。

●水道部配水課

(総務課案件)

① 配水管改良工事 (23-18-0)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	㈱日暮設備工業	制限付き一般競争入札 (変更契約あり) 工法変更による工期及び請負金額の変更	当初:61,320,000 円 追加: 3,885,000 円
・工期		・当初:平成 23 年 6 月 23 日～平成 23 年 12 月 16 日 変更:平成 23 年 6 月 23 日～平成 24 年 2 月 29 日	
・再委託(下請負)の有無		・有	
・設計額		・当初 62,370,000 円 ・追加 3,922,828 円	
・積算方法		・建築物価、千葉県積算資料等を利用し、積算ソフト ADPEC で算定	

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.5.26	H23.6.22	H23.6.23	H23.12.16	61,320,000		
第 1 回 変更契約	H23.12.7	H23.12.13		H24.2.29	-		想定外の埋設物による人 力作業の増加。
第 2 回 変更契約	H24.2.20	H24.2.27			3,885,000	H24.2.28	上記理由による金額変 更。

柏市柏一丁目 1 番から柏四丁目 8 番まで、旧配水管の撤去及び新設管への更新を行う配水管改良工事である。一部施行箇所において、他者の占有埋設物等により機械掘削が困難となり人力掘削による施行方法へ変更したこと及び一部区間において埋設位置を変更したため、工期及び契約金額の変更を行っている。

【要改善事項】

配水管工事にあっては、配水管が埋設物であるところから、工事(掘削)を実施してみなければその詳細が判明せず、必ずしも当初想定した工法、スケジュール通りに行くとは限らない。したがって、工事の状況に応じて、多々契約変更が生じることとなる。

しかし、工事内容の変更が生じる場合、可能な限り適時に契約変更を行うことが必要である。

当該工事においては、当初の工期が平成 23 年 12 月 16 日であったところ、同年 12 月 13 日に 75 日延長の工期変更(平成 24 年 2 月 29 日まで)契約を締結し、平成 24 年 2 月 27 日に契約金額の変更を実施している。また、完成検査願届けは平成 24 年 2 月 28 日に提出されているところから、工事金額の変更契約を締結する時点でほぼ工事は完了したことがうかがえる。さらに工事業者との工事打合せの協議書を閲覧すると、平成 24 年 2 月 9 日には変更した工法での工事が実施されていたことが明らかとなっている。

上記の観点から、工事内容の変更に伴う契約変更の実施が極めて遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

② 配水管等漏水事故現地確認業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	柏市管工事協同組合	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	13,419,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 ・無 ・13,650,000 円 ・千葉県の積算単価等を利用して算定	

当該契約案件は、柏市の水道事業給水区域の全域に亘って、配水及び給水管並びに付属施設等からの漏水事故の現地確認、濁り水現場の確認及び危険防止機材の設置を行うものである。

従前はすべて市の職員により市自ら行っていたが、職員数の減少に伴い、市の営業時間外に関しては民間業者に委託することとしている。

24 時間体制で突発的な漏水事故に緊急対応を迫られるため、1 業者では対応が困難なところから、柏市の業者が加盟する管工事協同組合と一者随意契約を結んでいる。

【要改善事項】

当該業務委託に関する積算金額は、基本的に担当者の従事時間に単価を乗じた金額にその他の必要経費を加味して算定している。

積算根拠を閲覧すると経費の算定に共通仮設費が含まれているが、業務の性格上、工事そのものではないため、共通仮設費の想定には疑問を感じる。また、待機時間における管工事組合自体の業務割合と当該委託業務への使用時間割合とを 2 : 8 で想定しているが、その根拠は明確でない。

さらに平成 23 年度に積算方法を変更しているが、前年度、前々年度の積算方式においては、市の積算上の想定人数と実際の従事者の人数が異なっている。

したがって、従来から当該業務に関する設計額の積算が必ずしも合理的に算定されているとはいえず、十分な検討が必要と考える。

【要改善事項】

管工事協同組合は柏市の上下水道、管工事業を営む 51 社によって運営される組合であるが、自社修理センターで職員を抱え、24 時間体制で柏市の給水事故等に対応可能な体制を有する組織体である。その意味では、契約先として合理的な業者であると考ええる。

ただし、自治法の定めでは、競争入札が原則であり、一定の条件に該当する場合のみ随意契約を認めている。漏水修理は特殊な工事とは考えられず、また、市の契約理由において 24 時間体制で業務処理にあたらねばならないため 1 業者では対応が困難とされているが、当該組合自身が職員を抱え業務を実施しているところから、基本的には他の業者と同様であり、契約方法として必ずしも一者随意契約にこだわる必要はないものとする。

なお、水道部では、当該見地から、平成 24 年度の契約においては当業務委託案件につき制限付き一般競争入札を実施している。

【意見】

上記委託業務に関して、業者の見積額の根拠資料が入手されていない。

業者の見積根拠資料は、その内容等を検討することにより市の設計額の積算に有用な情報を提供するものであるところから、見積額の根拠資料の入手は必ず行うことが必要である。

③ 配水管等漏水修理工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	柏市管工事協同組合	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)	1,186,967 円 単価契約 58,380,000 円 (上記の金額は各単価の合計額)
・施行期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 ・無 ・1,258,278 円(単価契約、各単価の合計額) ・水道部での調査額及び千葉県積算単価等を利用して算定	

柏市の水道事業給水区域の全域に亘って、配水管等の漏水修理を行うものである。従前はすべて市の職員により市自ら行っていたが、職員数の減少に伴い、その業務の大半を民間業者に委託することとしている。

漏水修理は 24 時間体制で突発的な漏水事故に緊急対応を迫られるため、1 業者では

対応が困難なところから、柏市の業者が加盟する管工事協同組合と一者随意契約を結んでいる。

平成 8 年 4 月から漏水工事の施行に関する協定書を管工事協同組合と締結し、それ以降施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号適用の一者随意契約案件として同社と継続して契約締結している。

【要改善事項】

自治法の定めでは、競争入札が原則であり、一定の条件に該当する場合のみ随意契約を認めている。漏水修理は特殊な工事とは考えられず、一者随意契約にこだわる必要はないものとする。

なお、水道部では、当該見地から、平成 24 年度の契約においては制限付き一般競争入札を実施している。

④ 配水管改良工事に伴う設計委託（その 2）

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	白井企画(株)	制限付き一般競争入札 (変更契約あり) 設計業務内容の変更	7,145,775 円
・委託期間		・当初:平成 23 年 8 月 18 日～平成 23 年 11 月 30 日 変更:平成 23 年 8 月 18 日～平成 24 年 1 月 20 日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		・10,993,500 円	
・積算方法		・建築物価、厚生労働省、千葉県の積算資料等を利用し、積算ソフト ADPEC で算定	

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.7.19	H23.8.17	H23.8.18	H23.11.30	7,145,775		
第 1 回 変更契約	H23.11.25	H23.11.29		H24.1.20		H24.1.20	ガス事業者等との協議に基づく仕様変更による。

当該契約案件は、柏市加賀三丁目 16 番から同 27 番他 2 箇所における配水管改良工事のための設計委託である。当初予定した推進工法による設計が、併設されているガス管等の取り扱いをめぐり採用できない結果となったこと等により、設計業務の内容に変更が生じ、契約変更による委託期間の延長が生じた。

【要改善事項】

上記委託業務においては、当初の委託業務期限が平成 23 年 11 月 30 日であったところ、同年 11 月 29 日に 51 日延長の委託期間(平成 24 年 1 月 20 日まで)の変更契約を実施している。

委託業者との打合せ協議書を閲覧すると、平成 23 年 9 月 14 日には工事内容の修正を余儀なくされることがほぼ判明しており、設計内容の変更に伴う期間延長の契約変更の実施が遅延していると言わざるを得ない。今後は適時の対応を図る必要がある。

⑤ 配水区域変更に伴う配水管洗浄作業業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)東京設計事務所 東葛飾事務所	制限付き一般競争入札 契約変更あり	当初:18,375,000 円 追加: 1,890,000 円
・委託期間		・当初:平成 23 年 7 月 14 日～平成 24 年 3 月 26 日 変更:平成 23 年 7 月 14 日～平成 24 年 4 月 13 日	
・再委託(下請負)の有無		・無	
・設計額		・当初 18,375,000 円 ・追加 1,890,000 円	
・積算方法		・建築物価、厚生労働省、千葉県の積算資料等を利用し、積算ソフト ADPEC で算定	

当該委託業務の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.6.13	H23.7.13	H23.7.14	H24.3.26	18,375,000		
第 1 回 変更契約	H24.3.16	H24.3.22		H24.4.13			濁水発生及び収束作業の発生による。
第 2 回 変更契約	H24.3.29	H24.4.9			1,890,000	H24.4.11	上記理由による金額変更。

当該契約案件は、配水区域変更に伴う赤水発生が予想される区域及び幹線を対象とし、配水設備や消火栓から管内水を強制的に排出して、配水管内面の清掃を行い、配水区域変更による濁水を解消するものである。当該業務は平成 19 年度から実施し、あと 2 年で市内の全域の清掃が完了する予定である。

当該業務においては、配水区域変更作業中に、濁水が発生し、濁水の収束に時間を要したため、工期の延長と契約金額の増額が生じている。

【要改善事項】

上記委託業務においては、当初の委託業務期限を延長し、平成 24 年 4 月 13 日としているが、同年 4 月 9 日に契約金額の変更契約を締結し、工事検査願が 4 月 11 日に提出されている。また、協議書や工程表では、平成 24 年 3 月 7 日に金額変更の原因となった濁水が発生し、3 月 15 日には収束作業が完了している。

設計内容の変更に伴う契約金額の変更続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

【意見】

当該案件は制限付き一般競争入札ではあるが、ここ 4 年ほどの入札状況をみると、応募者が 1 者となっている。

競争入札であれば、結果として応札者が 1 者であろうと制度の仕組みとして競争原理は働いている。しかし、複数年にわたり応札者が 1 者であり、また、過去の落札状況が公表され周知の事実であることを考慮すると、実質的には競争入札の効果が限定的となっている可能性もある。

応募者が 1 者しかない競争見積り合わせにおいては、予定価格の制限はあるものの、応募者の応札金額で落札される。また、設計額の算定においても、既存の施行業者の見積りを参考にその算定が行われれば、必ずしも基準値とはならない可能性がある。

一般競争見積り合わせにおいては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。

また、仮に参加者の拡大が図れず、応募者が一者しかない競争見積り合わせとなった場合は、むしろ見積り合わせを取りやめて随意契約に切替え、個別に価格交渉を行ったほうが合理的であると考える。

⑥ 配水管改良工事 (23-201-0)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	榊湯浅建設	制限付き一般競争入札 契約変更あり	当初:105,501,900 円 追加: 3,318,000 円
・工期		・当初:平成 23 年 6 月 16 日～平成 24 年 2 月 14 日 変更:平成 23 年 6 月 16 日～平成 24 年 4 月 13 日	
・再委託(下請負)の有無		・有	
・設計額		・当初 123,270,000 円 追加 3,325,017 円	
・積算方法		・建築物価、厚生労働省、千葉県の積算資料等を利用し、積算ソフト ADPEC で算定	

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.5.11	H23.6.15	H23.6.16	H24.2.14	105,501,900		
第1回 変更契約	H24.2.9	H24.2.13		H24.4.13			既設管撤去に支障となる汚水管の移設復旧工事の追加による。
第2回 変更契約	H24.4.4	H24.4.10			3,318,000	H24.4.12	上記理由による金額変更。

柏市南増尾四丁目9番から同三丁目20番まで、旧配水管の撤去及び新設管への更新を行う配水管改良工事である。既設管路との取り合いにより配水管敷設位置を変更し、既設管撤去に支障となる汚水管の移設復旧工事を追加したことにより、工期及び契約金額の変更を行っている。

【要改善事項】

上記工事においては、当初の工期を延長し、平成24年4月13日としているが、同年4月10日に契約金額の変更契約を締結し、工事検査願が4月12日に提出されている。また、協議書や工程表によれば、金額変更の原因となった追加工事は、平成24年1月6日に打合せがまとまり、同月16日から19日に工事が実施されている。

設計内容の変更に伴う契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ず、今後は適時の対応を図る必要がある。

【意見】

上記の案件については制限付き一般競争入札が実施されているが、参加者17者のうち15者が最低制限価格で応札している。

このような状況にあつては、何らかの事情あるいは要因に基づき最低制限価格での多数の応札となっていると考えるが、市ではこのような状況の原因調査は実施していない。

発注金額の規模のメリットによるものか、業者の実績づくりに必要なものか、あるいは設計額の見積りにぶれが生じているのか等々、その要因を調査検討し、次の入札に当たっての参考情報とすべきである。

⑦ 配水管布設工事 (23-111-0)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	㈱公友住機	制限付き一般競争入札(総合評価落札方式) 契約変更あり	当初:56,700,000円 追加: 441,000円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・当初:平成23年12月15日～平成24年2月29日 変更:平成23年12月15日～平成24年5月31日 ・有 ・当初 58,380,000円 ・追加 611,869円 ・建築物価、厚生労働省、千葉県の積算資料等を利用し、積算ソフト ADPEC で算定	

当該工事の変更推移は以下のとおりである。

	伺日	契約日	工期		請負金額 (税込、円)	検査願届 受理日	主な変更理由
			自	至			
当初契約	H23.11.7	H23.12.14	H23.12.15	H24.2.29	56,700,000		
第1回 変更契約	H24.2.6	H24.2.9		H24.5.31			水管橋の資材調達及び製作に時間を要したための工期変更
第2回 変更契約	H24.5.22	H24.5.29			441,000	H24.5.30	既設配水管の占用位置が事前調査と異なっていたことによる工事内容の変更に伴う金額変更。

当該契約案件は、柏市松葉町二丁目20番から宿連寺364番地までの配水管の布設工事であり、第五水源地から市立柏病院までの専用配水管の耐震化がなされていなかったため、耐震性能のある配水管に更新するものである。

予想に反して水管橋の資材調達及び製作に日数を要したことと既設配水管の占用位置が事前調査と異なっていたことにより、工期及び工事内容が変更となり、工期及び契約金額の変更を行っている。

【要改善事項】

上記工事の協議書によれば、金額変更の原因となった追加工事は、平成24年4月10日に作業指示がなされているにもかかわらず、同年5月29日に契約金額の変更契約を締結し、工事検査願が5月30日に提出されている。

5月30日には工事が完了していることが伺え、設計内容の変更に伴う契約金額の変更手続きが遅延していると言わざるを得ない。今後は適時の対応を図る必要がある。

●水道部浄水課

(総務課案件)

① 次亜塩素滅菌設備修理

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	日立プラント建設サービス㈱	制限付き一般競争入札	9,284,100 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 24 年 1 月 26 日～平成 24 年 3 月 23 日 ・有 ・10,731,000 円 ・業者の参考見積り及び千葉県の労務の基準価格を利用して算定	

柏市には 6 か所の水源地があり、各水源地にそれぞれ配水ポンプが設置されている。当該契約案件は、このうちの第一、第三、第四、第五、第六水源地の次亜塩素滅菌設備の修理および次亜塩素注入設備の点検に係るものである。当該業務は毎年実施されている。

上記の案件に関しては、制限付き一般競争入札が実施されているが、応募者は上記契約会社 1 者であり、この状況はここ 5 年間同様である。これは、柏市の水源地の装置の多くが日立製作所製であることと関連しているようである。

【意見】

上述のように、一般競争入札の形態を採ってはいるものの、応募者が 1 者の状態が一定期間継続している。

競争入札であれば、結果として応札者が 1 者であろうと制度の仕組みとして競争原理は働いている。しかし、複数年にわたり応札者が 1 者であり、また、過去の落札状況が公表され周知の事実であることを考慮すると、実質的には競争入札の効果が限定的となっている可能性もある。

応募者が 1 者しかない競争入札においては、予定価格の制限はあるものの、応募者の応札金額で落札される。また、設計額の算定においても、既存の施行業者の見積りを参考にその算定が行われれば、必ずしも基準値とはならない可能性がある。

一般競争入札においては、一定の参加者、応札者の確保が重要であり、参加者の拡大を図るべきである。

また、仮に参加者の拡大が図れず、応募者が 1 者しかいない競争入札となった場合は、むしろ入札を取りやめて随意契約に切替え、個別に価格交渉を行ったほうが合理的であると考ええる。

② 配水ポンプ及び電気計装設備等更新工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	昱株	制限付き一般競争入札	160,650,000 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 9 月 1 日～平成 24 年 3 月 23 日 ・有 ・170,940,000 円 ・業者の参考見積及び過去の実績を利用して算定	

柏市には 6 か所の水源地があり、各水源地にそれぞれ配水ポンプが設置され、その数は総計 32 台となる。上記の契約案件は昭和 52 年に設置された第五水源地の 5 号配水ポンプや同水源地の計装盤、直流電源盤等に関わる更新工事に関するものである。

上記の案件に関しては、制限付き一般競争入札が実施されているが、平成 23 年度の応募者は上記契約会社 1 者であった。これは、柏市の水源地の装置が日立製作所製であり、上記契約者が日立製品に係る指定業者であることと関連しているようである。

【意見】

平成 21 年度の入札においては入札参加者が 2 者、平成 22 年度の入札では参加者が 3 者であったが、平成 23 年度は 1 者となっている。また、平成 24 年度においても 1 者であった。

前述の①次亜塩素酸減菌設備修理の項でも記載したが、入札参加者が 1 者となる状態が継続するのは望ましいことではない。たとえば指名競争入札を利用するなど、一定の入札参加者が確保されるよう留意する必要があると考える。

③ 施設運転管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	昱株	制限付き一般競争見積り合わせ	199,500,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 ・有 ・210,840,000 円 ・業者の参考見積り及び千葉県の労務の基準価格を利用して算定	

上記の契約は、柏市における 24 時間配水のための全水源地設備と付帯機器すべての運転操作・監視等に係る業務、自家用電気工作物の保安管理業務並びに水源地施設設備の保守点検業務の委託に係るものである。

上記の案件に関しては、制限付き一般競争見積り合わせが実施されているが、応募者は 2 者であり、ここ 5 年間の競争見積り合わせの応募状況は、以下のとおりである。

年 度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
見積り合わせ応募者	7 者	7 者	3 者	2 者	2 者
落札金額	115,500 千円	127,680 千円	179,550 千円	183,750 千円	199,500 千円

いずれの年度も同一者もしくは同一グループが契約しており、次第に見積り合わせの意義が低下してきている。

近年、委託業務に係る責任の明確化や業務の効率化を目指して、施設に関する委託業務内容の集約を図っており、当該施設運転管理業務の内容が拡大し、契約金額も増加してきているが、これも応募の敷居が高くなる一因の可能性はある。

市としては平成 24 年向けの業者選定においては、業者の幅を広げるため、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を対象年度とするプロポーザル方式で応募者を募ったが、2 者しか応募せず、当初期待した業者応募数の増加は得られなかった。

【意 見】

前述したとおり柏市の水源地の設備のほとんどが日立製の機器であるため、基本的に、当該施設管理の作業においては日立製作所の代理店である業者が有利と感じる向きがあるかもしれない。

また、委託業務内容の一元化により、業務内容が拡大したことにより応募がしづらく、応募者の活性化には繋がっていない状況も考えられる。

しかし、数年前まで見積り合わせの参加者が複数者存在していたわけであるから、施行可能な業者の情報等の入手に努め、参加者の拡大に注力するべきと思われる。場合によっては、再度業務内容の分割化による組替えも含め、見直しを図ることが必要と思われる。

●スポーツ課

(契約課案件)

① 富勢運動場管理棟復旧工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	立川ハウス工業㈱	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号) 契約変更あり	12,075,000 円 (追加)504,000 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 5 月 18 日 無 当初:12,075,000 円 追加: 504,000 円 公共建築工事積算基準に基づく千葉県の複合単価 建設物価や業者見積りに基づき算定	

当該工事は東日本大震災により富勢運動場管理棟が損傷を受けたため、これを復旧するものである。

当該変更契約は、1階内装壁・天井材を全て撤去したところ、柱の柱脚部も損傷していることが判明したため、必要となったものである。

【要改善事項】

当該契約の一方随意契約理由書を確認したところ、相手方が一者になる理由は以下の2点である。

- ①「上記製造業者製のユニットハウス」であること
- ②「他業者が建物構造物に手を加えた場合、建物自体に起因する倒壊等重大な事故の責任の所在が不明確になる恐れがある」こと

当該ユニットハウスについて、素材や工法等にメーカー間に共通性がない固有のもので、他社の施工が困難である技術的な要因の有無を市担当者に質問したところ、特に特別な技術を用いている複雑な構造ではないとの回答を得た。

また他業者が手を加えた場合の責任の所在については、復旧工事そのものが特殊な技術や複雑な工程等により既存の設備と密接不可分であり、重大な事故の責任の所在が不明確となる可能性が高いかどうかを質問したところ、一般的な復旧工事であるとの回答を得た。

従って、当該一方随意契約理由書からは当該復旧工事は施行令第167条の2第1項第2号に定めている理由には該当しないと考えられる。

なお当該復旧工事前の調査業務も、同一業者に委託している。委託理由を市の担当者に質問したところ、製造業者が最も適切に調査を実施できるから、との回答を得ている。

しかし、当該ユニットハウスの素材や工法等に特殊性がなく、一般的であれば、別業者の実施も当然検討すべきであると考えられる。現状は事前調査業務も復旧工事も追加工事も全て同一業者に委託しており、積算方法も業者見積りであることから、比較考量の点で客観性に問題が残る。

(担当課案件)

① 酒井根運動広場工作物等撤去工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	松金建設㈱	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)	2,415,000 円
・工期 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 4 月 27 日～平成 23 年 5 月 27 日 ・無 ・2,476,499 円 ・業者からの参考見積りを利用し算定	

当該運動広場は、公共スポーツ施設が未整備である酒井根地域に運動施設を整備するため、昭和 54 年に土地の所有者と使用賃貸借契約を締結し、地域の身近な運動広場として整備したものである。

平成 22 年 12 月に土地所有者より土地返還の申し出を受け、平成 23 年 3 月末で賃借期間の満了により当該運動広場を閉鎖した。

本契約案件は契約金額が 130 万円以上の工事であるため、本来、契約課で入札にかける必要があったが、4 月末(実際には 5 月となった)までに原状復帰工事の完了を希望する地権者の意向から、時間的余裕がなく、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(緊急の必要により競争入札に付すことができない場合)に該当するものとし、担当課であるスポーツ課により随意契約による見積り合わせの実施、落札者への工事発注がなされている。

【要改善事項】

上記案件は平成 23 年 4 月 18 日に起票された工事施行伺により 5 号随意契約での申請がなされており、一見 5 号随意契約の要件に該当しているように思われる。しかし、地権者からの土地返還の申し出が平成 22 年 12 月 24 日であり、また、報告書によれば、当該地権者と市との協議により、実質的に土地返還及び原状復帰の方向が明確となったのは、平成 23 年 1 月 11 日とされている。また、賃貸借契約書に原状復帰の条項が明確に定められており、当該 1 月の時点で原状復帰工事の必要性はほぼ確定していたものと思われる。

当該運動広場の閉鎖に伴い、予期せぬ申し出であったため、工事予算の確保や運動広場の利用者等関係者への状況説明等、付随する対応行為は多々生じたであろうが、契約に関しては契約課による競争入札が時間的に可能であったと思われる。本件は工事施行伺の起案遅れと判断せざるを得ず、状況に応じたタイムリーな対応を図るべきであったと考える。

② 利根サイクリング道路除草業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	日進建設㈱	随意契約(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)	1,680,000 円
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		・平成 23 年 6 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日 ・無 ・1,726,200 円 ・業者見積りに基づき算定	

柏市利根サイクリング道路(利根川水系利根川右岸堤防)は、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から占用許可を受け使用しているサイクリング道路であり、許可条件として占用箇所の除草(除草、集積)が義務付けられている。

国土交通省所管の堤防除草作業は、国土交通省関東地方整備局(以下、国土交通省)の各出張所別に除草業者と契約がなされており、平成 23 年度の堤防除草業務は上記取引先が委託を受けて当該業務を行っている。

市は、堤防敷地内にある上記サイクリング道路としての占用部分(10,980 m²)の除草を国土交通省と同じ業者と随意契約を締結し施行してもらうことで、人件費や芝刈り機等の経費の節減や効率性が期待できるとしている。

【意見】

上記サイクリング道路は利根川水系利根川右岸堤防上に設置されており、同堤防の一部である。また、占用許可の条件である占用箇所の除草の範囲は、サイクリング道路の両側 1m 部分であり、堤防の除草範囲と渾然一体となっている。したがって、国土交通省の委託業者に同時に除草作業を実施してもらうのは効率的であり、理にかなっていると思われる。また、スポーツ課は他の業者から参考見積りも入手しており、見積書上の金額は契約業者が同業他社より廉価である。

ただし、市は市単独で業者と随意契約での交渉を行っているが、国土交通省と同じ業者を利用するのであれば、国土交通省と連携して契約交渉を行うことが望まれる。国土交通省は競争入札により業者を選定しているとの説明を受けたが、市と業者の契約は一者随意契約であり、契約金額に係る比較情報を有していない。最終的な契約は国土交通省と別個のものになるとしても、可能であれば、契約交渉上は一体として連携が図れないか検討することが望まれる。また、一体交渉等が困難であるとした場合であっても、国土交通省の契約金額(面積当たりの単価)等の情報を入手し、参考数値として一者随意契約の見積り合わせに利用すべきと考える。

●学校教育課

(契約課案件)

① 折りたたみ椅子

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	広文堂金庫事務機 (株)	制限付き一般競争入札	4,950,582 円
・納品日		前期分:平成 24 年 2 月 29 日 後期分:平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		5,614,140 円	
・積算方法		過去の実績及び業者参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、柏市立の各小中学校の体育館用の折りたたみ椅子の購入契約である。毎年度各小中学校における必要数量の調査結果に基づき、全学校分を一括して購入している。

【要改善事項】

概算計算書の根拠となる単価データ等の根拠資料(過去の業者依頼時の数量と金額データ及び参考見積書)が保管されていなかった。

物品購入契約において、締結した価格が適正であるかどうかは重要な点である。このため、予定価格の積算見積りが適切に行われていることが必要である。

積算見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。

② 学校警備業務委託 (その 7)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	セコム (株)	制限付き一般競争見積り合わせ	1,260,000 円(5 年間)
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		3,652,215 円 (5 年間)	
・積算方法		平成 22 年度の予算額を据え置き	

当該契約案件は、柏市立柏中学校の建物及びこれに付帯する物件について、火災・盗難・侵入等の事故の発生を防止し、財産の保全を図るため、学校警備業務を委託するものである。

【要改善事項】

設計額の積算見積りに関して、平成 22 年度の予算額を用いて概算計算書が作成されており、その内訳項目となる機器取付費や月額料金が積算により算定されていなかった。

契約においては、締結した価格が適正であるかどうかは重要な点である。このため、予定価格の積算見積りが適切に行われていることが必要である。

適切に積算による見積りを実施すべきである。

【意見】

本契約において、予定価格 3,651.9 千円で制限付き一般競争見積り合わせの方法により業者を決定しているが、契約金額は 1,260 千円(落札率 34.5%)であり、予定価格と契約額とが大きく乖離しており、落札率も著しく低い。

本案件では、本契約の概算計算書に関する詳細な根拠資料が残されておらず、具体的な設計方法は不明となっているものの、本契約の設計額が高額であったかの印象を受ける。

なお、平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日における前回学校警備業務委託契約(取引先は総合警備保障㈱)においても、落札率 56.5%と低い水準となっていた。

また、本契約に関する制限付き一般競争見積り合わせの参加者は、決定者を含め 3 者であるが、他の 2 社の見積金額はそれぞれ税込みで 2,560 千円(予定価格比 70.1%)、3,350 千円(予定価格比 91.7%)と、決定者に比して極端に低い価格水準にはない。

以上の点について、原因を調査し、設計額の算定に問題が無いか、あるいは他の要因があるのか検討しておくことが必要と考える。

(担当課案件)

- ① 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏一小他)
- ② 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏二小他)
- ③ 教育用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(柏三小他)
- ④ 教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中 18 校)
- ⑤ 教職員用パーソナルコンピュータ賃貸借契約(小・中 19 校)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
① 賃貸借	㈱イシエ	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	61,752,600 円
② 賃貸借	㈱イシエ	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	66,553,200 円
③ 賃貸借	㈱勉強堂	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	66,936,240 円
④ 賃貸借	㈱イシエ	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	24,204,600 円

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
⑤ 賃貸借	榊勉強堂	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	21,168,000円
・賃借期間		①平成20年11月1日～平成24年10月31日 ②平成21年10月1日～平成25年9月30日 ③平成22年10月1日～平成26年9月30日 ④平成20年8月1日～平成24年7月31日 ⑤平成21年6月1日～平成25年5月31日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		①月額5,244,750円(年額62,937,000円) ②月額5,662,650円(年額67,951,800円) ③月額5,757,150円(年額69,085,800円) ④月額2,082,150円(年額24,985,800円) ⑤月額1,785,000円(年額21,420,000円)	
・積算方法		業者参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、市立小学校で利用する教育用のパソコンに関する賃貸借契約(保守を含む)及び市立小学校及び中学校で利用する教職員用のパソコンに関する賃貸借契約(保守を含む)である。

【要改善事項】

当該賃貸借契約は保守込みのリース契約であり、過去の他校の保守業務の実績から、機器を購入して保守を別途委託するよりも有利と判断し、リース契約締結に至ったものであるが、当該意思決定に際しての判断資料は残されていなかった。

リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュ・フローを比較検討して、購入するかリースするか意思決定が行われる必要があり、この証跡を文書で残す必要がある。

なお、市ではパーソナル・コンピュータのリースに関して、リース期間は4年を前提としており、本契約についても、取引先と4年間のリース期間を前提に契約している。

契約書上の取り決めはないが、当該4年間経過後、1年間はこの4年間と同水準の金額での再リース契約を締結することを想定しており、実質的には5年間の賃貸借契約となる予定である。さらにその後は再リースを行うかどうか検討する予定である。

しかしながら、概算計算書においては、当初の4年間のリース期間に係る積算のみが実施されており、実質的なリース期間(5年間)の総額ベースでのコストは勘案されていない。

契約の導入時点における購入とリース契約とのキャッシュ・フローに関する比較に際しては、こういった再リース契約まで含めて勘案するべきである。

【要改善事項】

本契約の積算に関する根拠資料の状況は以下の通りであった。

契約番号	①	②	③	④	⑤
根拠資料名	小学校(10校)教育用コンピュータシステム賃貸借契約について(伺書)	小学校(11校)教育用パーソナルコンピュータ概算額内訳(別紙)	概算計算書(月額)	小中学校(18校)教職員用コンピュータシステム賃貸借契約について(伺書)	小中学校(19校)教職員用コンピュータシステム賃貸借契約について(伺書)
積算項目の内訳()内の台数は仕様書に記載された台数)	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード(647台)・周辺機器等一式 ●ソフトウェア ●校内 LAN 	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン教室用明細(児童用ハード(418台)、教室用ハード(11台)、周辺機器、ネットワーク関連、ソフトウェア関連) ●校内 LAN 機器明細(普通教室用ハード(179台)、特別教室用ハード(22台)、特別支援学級用ハード(13台)、ソフト関連、各教室調整費、補充用ハード(5台)及びソフト) 	<ul style="list-style-type: none"> ●パソコン教室用機器(児童用ハードウェア(440台)、教師用ハードウェア(11台)、周辺機器、ネットワーク関連機器、ソフトウェア) ●校内 LAN 用機器(普通教室用ハードウェア(213台)、特別教室用ハードウェア(22台)、特別支援学級用ハードウェア(18台)、ソフトウェア、補充用ハード(5台)及びソフト) ●設置・調整・廃棄経費(搬入・設定・撤去、保守料金、その他経費) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード(546台) ●ソフトウェア ●調整関係 	<ul style="list-style-type: none"> ●ハード(465台) ●ソフトウェア ●調整関係

①②③と④⑤はそれぞれ同一内容の契約を学校グループ単位で別個に締結したものである。同一内容の契約に係る積算であるにも関わらず、積算根拠として保管されている資料も、積算項目の内訳も異なっており、特に①④⑤は極めて粗い。また、積算根拠となった参考見積書等は保管されていなかった。

契約締結した価格が適正であるかどうかは重要な点である。このため、予定価格の積算見積りが適切に行われていることが必要である。

適切に積算見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。

【意見】

①②③と④⑤はそれぞれ同一内容の契約を学校グループ単位で別個に締結したものである。

導入時期の違いがあるため一概に契約を統合することは難しいと思われるが、例えば、④⑤はセキュリティ上の措置が高いものの、スペック自体は庁内のものと同等のパーソナルコンピュータの賃貸借契約であるため、市の窓口を一本化して庁内のものと一括で契約することで、より有利な条件で契約できないかを検討することが望まれる。

●学校企画室

(契約課案件)

① 体育用備品 (その3)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	(株)スポーツシーブイ	指名競争入札	2,099,685 円
・納品日	平成 24 年 3 月 28 日		
・再委託(下請負)の有無	無		
・設計額	2,122,417 円		
・積算方法	業者参考見積りに基づき算定		

当該契約案件は、平成 24 年 4 月開校の柏の葉小学校の体育用の消耗品及び備品購入契約である。柏の葉小学校開校に備え、教育委員会の指導課にて相談の上、学習プログラム上必要と想定される備品を抽出して購入したものである。

【意見】

市のルールとしては、物品の購入時には検査書の作成義務がなく、当該物品の納品時に検収が実施されたか否かを確認できる書類の作成・保管や、納品書の保管は任意である。このため、正式な手続きとして仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証するすべがない。

学校企画室では、当該物品の検査は学校企画室の担当者が現地に赴き現物を確認の上検収を行っていた。また、当該検収書類及び納品書は任意に保管されていた。

しかし、全庁的なルールではないため、検収方法や書類保管状況について全ての担当者が認識しているわけではなく、個人の裁量に委ねられている状況にある。

仕様書どおりの物品が納品されたかどうかを後日検証できるよう、検収方法や検収書類の作成・保管、納品書の保管に関するルールを明確に定めることが望ましい。

【意見】

柏の葉小学校の体育用の消耗品及び備品の購入は、体育用備品の過去の発注実績が高くても 2,500 千円程度であり、主な受注者は市内の小規模な業者であるため、案件を 1 つにまとめると発注規模が大きくなりすぎ受注できない可能性があること、また、市

内業者への受注機会の確保の観点から、以下の通り 3 つの契約に分割して実施されている。

件名	業者名	担当課	契約方法	契約年月日	契約金額(円)
体育用備品(その1)	タカノスポーツ	学校企画室	指名競争入札	H24.1.30	2,793,000
体育用備品(その2)	(有)ダイナスports	学校企画室	指名競争入札	H24.2.2	1,837,500
体育用備品(その3)	樹スポーツシーブイ	学校企画室	指名競争入札	H24.2.1	2,099,685

体育用備品は特殊なものではなく、柏市内の他の小学校にも納入実績のあるものである。また、納入業者はメーカーではなく、納品業者であるため、与信限度等の制限はありうるが、通常は発注量の増加に重大な支障があるかは疑問である。

本契約のように、同一時期に同一用途に用いる体育用備品の購入については、まずは競争原理の観点から、一括して入札を行い、仮に指名業者全てが応札できない事態に直面した場合には分割発注を検討するという手順が望ましいと考える。

なお、市の政策として市内業者への受注機会の確保を優先するのであれば、分割発注に関する一定のルールを設けることにより恣意性を排除し、また、分割内容等に関する根拠資料を作成、保管しておくことが望まれる。

(担当課案件)

① 柏の葉小学校消耗品及び備品

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
物品	(株) 勉強堂	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	549,244 円
・納品日		平成 24 年 3 月 28 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		556,101 円	
・積算方法		業者参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、平成 24 年 4 月開校の柏の葉小学校の職員室等で使用する消耗品及び備品調達のための物品購入契約である。柏の葉小学校開校に伴い職員室等で使用する物品を揃える必要があったため契約に至った。

学校企画室、学校教育課、教育研究所の 3 部署で必要な以下の物品を取りまとめ、学校企画室が購入の手続きを実施した。

件名	見積合わせ日	納期	業者名	契約金額(円)	担当課名
柏の葉小学校消耗品及び備品	平成24年3月9日	平成24年3月28日	㈱勉強堂	549,244	学校企画室
柏の葉小学校消耗品及び備品	平成24年3月9日	平成24年3月28日	㈱勉強堂	12,705	教育研究所
柏の葉小学校消耗品及び備品	平成24年3月9日	平成24年3月28日	㈱勉強堂	191,310	学校教育課
合計				753,259	

(市資料より作成)

【要改善事項】

概算計算書と、その根拠となる参考見積書を閲覧したところ、参考見積書の金額ほぼそのまま積算が行われていた。参考見積りの単価と市が保有しているカタログの単価(メーカーの標準小売希望価格)を比較検討し、それ以下の単価であることが確認できたため、当該参考見積り金額を設計額として算定したとのことであるが、当該カタログや、文書による意思決定過程の証跡は残されていなかった。

契約締結した価格が適正であるかどうかは重要な点である。このため、予定価格の積算見積りが適切に行われていることが必要である。

適切に積算見積りが適切に行われていることを根拠づけるためには、根拠資料を適切に保管しておくべきである。

【意見】

本契約は、80万円以下の物品購入契約であるため、担当課の判断で随意契約の方法により取引先を選定して契約を行ったものである。

しかし、柏の葉小学校の物品購入に係るデータを閲覧したところ、ほぼ近似するタイミングで、同一業者からキーストック他文房具等の消耗品を購入する以下の契約が検出された。市としても、結果として別契約となっているが、タイミングや購入する物品の種類等の属性からも、本契約に含めて一括して注文することができた案件であると認識している。

件名	見積合わせ日	納期	業者名	契約金額(円)	担当課名
キーストック他(柏の葉小学校・消耗品)	平成24年3月23日	平成24年3月31日	㈱勉強堂	576,450	学校教育課

(市資料より作成)

本来、同種の物品については、可能な限り一括して発注し、規模のメリットの享受を図るべきである。また、合算して考えれば、80万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法による契約となるべきものであったと思われる。

このような事態の再発防止のため、担当課のみで協議するのではなく、例えば柏の葉小学校開校のように、まとまった物品購入が発生しうる案件などについては、一括できる契約が全て取りまとめられているかどうかをモニタリングすることが必要と思われる。

●学校施設課

(契約課案件)

① 柏市立富勢西小学校排水処理施設回転円板装置交換工事

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
工事	ジャペックス ㈱	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	22,365,000 円
・工期		平成 23 年 9 月 16 日～平成 24 年 2 月 15 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		22,785,000 円	
・積算方法		業者参考見積りに基づく積算	

当該契約案件の工事は、学校開校時に設置した排水処理施設(合併式浄化槽)を改修する工事で、浄化槽の機能を維持するため、汚水中の有機物等を分解除去する回転円板装置を交換するものである。

平成 21 年度に点検を受け、回転円板装置の主要部である駆動部分において経年による磨耗や動作異常が認められた。点検当時、当該装置は設置後 27 年間停止することなく稼働を続けており、これらの異常によって、装置が停止し機能を失ったり、機能が低下し放流水質の維持が困難になることが懸念されることから、未然に防ぐために発注が必要と判断された。

【意見】

市では、既存の回転円板装置と同じものを製造及び交換するには既存施設を製造及び設置した業者でなければ施工できないと判断し、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、学校開校時に上記施設を製造及び設置したパシフィックエンジニアリング株式会社から事業承継されている上記契約先と随意契約を締結した。

しかし、全ての学校で同じ製造及び設置業者の装置を用いているわけではなく、他の業者であっても同一の工事を施工できる可能性はゼロではないと思われるが、この可能性についての検討を実施した形跡は書面では残されていなかった。また、徴取した参考見積書は、上記契約先のもののみであった。平成 21 年度における点検についても、当初から計画的に当該装置の点検を予定していたわけではなく、上記契約先の無料点検を契機に実施したものである。以上を勘案すると、随意契約締結の決定に当た

り、「上記契約先以外に考えられない」という先入観が払拭できていなかったのではないかとの疑念が残る。

自治法の定めでは、競争入札が原則であり、一定の条件に該当する場合のみ随意契約を認めている。上記の場合、一者随意契約にこだわらず、業者の選定方法を検討すべきであったと考える。

② 市内小学校合併式浄化槽維持管理業務委託（その1）

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(有)沼南清掃	指名競争入札	5,197,500 円
・委託期間		平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		6,105,750 円	
・積算方法		過去の市の基本算定式を参考に算定	

当該契約案件は、中原小学校他 7 校の合併式浄化槽を、浄化槽法施行規則第 2 条及び同 3 条に基づき維持管理する業務の委託契約である。浄化槽法により、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃が義務付けられており、適正な維持管理が要請されるため必要となる契約である。

【要改善事項】

市の契約事務の手引きによれば、委託契約において委託業者が再委託する場合には、「下請業者選任届」の提出を受け、その内容の確認を行う必要がある。

再委託に関して、市が関知しない業者が実施することにより、例えば、業務の品質が維持できなくなったり、不適切な業者が関与するなどのリスクを抱える可能性が生じる。このため、「下請業者選任届」に記載された下請け業者が実際に業務を実施したことを確認することは重要となる。

本契約の一部である水質検査業務に関して、「下請業者選任届」に記載された業者は「アエスト環境㈱」であったものの、当該業者が業務を実施したのは平成 23 年 4 月～7 月までであり、平成 23 年 8 月～平成 24 年 3 月の間は「株式会社エージーサービス」が業務を実施していた。しかし、市では業者変更の事実を把握していなかった。

再発防止の観点から、届け出を受けた下請業者が実際に業務に関与しているか否か、例えば、検査書の項目として追加する等の是正措置が必要と考える。

【意見】

本契約に関して、平成 23 年度において設計額(予定価格)の見直しを実施された。具体的には、従来別途委託契約を締結していた合併浄化槽汚泥引抜委託を、合併浄化槽

維持管理業務委託に包括させることで、職員の事務量軽減と学校対応の負担軽減を図るために、両業務委託契約を合算した積算が実施されている。積算金額の推移は以下の通りである。

年度	合併浄化槽維持管理業務委託(円)	合併浄化槽汚泥引抜委託(円)	合計(円)
平成 21 年度	5,038,000	1,164,607	6,202,607
平成 22 年度	5,038,000	704,267	5,742,267
平成 23 年度		—	5,815,000

(市資料より作成)

以上からは、予定価格の見直しが実施されているようにみられるが、概算計算書を閲覧したところ、対象学校数や業務内容には変動があるものの、単価の見直しは行われておらず、実際には予定価格は硬直的に推移していた。

市では、過去に設定した基本計算式に基づいて予定価格の単価を設定しているが、当該基本算定式が古く、市の担当者としては、見直しの時期に来ているとの認識を有している。

なお、両業務委託契約を包括したものの、合算による規模の経済を勘案しトータルコストの低減を検討したかどうかについては文書による証拠は残されていなかった。

現状に即して予定価格の積算を見直すことを検討するとともに、包括した契約についてはその経済性のメリットの有無を検証し、コスト削減の余地を検討するべきと思われる。

●学校保健課

(契約課案件)

① 給食室内清掃及び害虫駆除業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(有) 東葛ビルサービス	制限付き一般競争入札	21,525,000 円
・委託期間		平成 23 年 7 月 4 日～平成 24 年 3 月 31 日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		22,546,230 円	
・積算方法		業者参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、学校の長期休みである春と夏の年 2 回、給食室内の清掃と害虫駆除剤の散布を行う給食室内清掃及び害虫駆除業務委託契約である。衛生管理上、給食室内の清掃及び害虫駆除を行う必要があるため毎年委託している。

【意見】

本契約は制限付き一般競争入札の方法により業者の選定を行っているものの、平成21年度から平成23年度の3年分の概算計算書を閲覧したところ、予定価格単価の見直しはほとんど実施されておらず、総額としての予定価格も、仕様数量の増減に伴う変動を除いては硬直的に推移している。制限付き一般競争入札の方法を開始した平成20年度に遡ると以下の様な状況にある。

年度	契約額(円)	予定価格(円)	落札率	業者名
平成20年度	15,747,364	22,368,150	70.4%	㈱ビル美装
平成21年度	20,475,000	22,710,450	90.2%	㈱ビル美装
平成22年度	20,790,000	21,888,300	95.0%	㈱ビル美装
平成23年度	21,525,000	22,545,600	95.5%	(有)東葛ビルサービス

(市資料より作成)

制限付き一般競争入札の方法を開始した平成20年度においては落札率70.4%と低い水準に収まり、予定価格と契約額とが大きく乖離している。一方で、その翌年の平成21年度において、予定価格はそれほど変動せず、また、同一業者が落札しているにもかかわらず、落札率は90%台に上昇している。

この原因について、市としては受注業者が平成20年度においては低い価格で落札したものの、平成21年度において前年度の経費等を精査し積算した結果、予定価格に近い金額での落札となったものと推察しているが、正確な原因調査は行われていない。

このような変化があった場合には、原因を調査し、設計額の算定に問題が無いか、あるいは他の要因があるのか検討しておくことが必要と考える。

(担当課案件)

① チャック付きポリ袋 (学校保健課及び柏市内各小学校)

② チャック付きポリ袋 (柏市内各中学校)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
① 物品	㈱高速 柏店	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	496,125円
② 物品	㈱高速 柏店	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)	226,800円
・納品日(仕様書)	平成24年3月30日		
・再委託(下請負)の有無	無		
・設計額	①771,750円 ②352,800円		
・積算方法	過去の実績に基づき算定		

当該契約案件は、放射性物質検査等に使用する検体を採取するために必要なビニール袋を購入するものである。各業者により単価にばらつきがあるが、使用量が多く、一括購入することで単価が下げられると判断し発注に至った。

【要改善事項】

本契約で購入した物品は、同一時期に同一用途に用いる同一種類のチャック付きポリ袋を「学校保健課及び柏市内各小学校」で用いるものと、「柏市内各中学校」で用いるものとに区分して見積り合わせを実施している。

市としては、同じ条件の物品購入であるが、小学校費と中学校費の予算は別建てで管理していることもあり、案件を小学校と中学校で分割すれば、より多くの業者に見積り合わせ機会が提供できると考え 2 案件に分割した。また、それぞれの契約が予定価格 80 万円以下の物品購入契約となるため、担当課の判断で随意契約の方法により取引先を選定して契約を行ったものである。

しかし、上表①及び②の契約は、実質的には一つの物品購入契約であり、一括発注すべきものであったと考える。また、設計額(予定価格)を合算すると 80 万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法によるべき契約であったものと思われる。

【意見】

概算計算書を閲覧したところ、インターネット上の市場価格である@17,200 円を参照の上、市内の小売業者の力量を勘案し、過去の実績の平均値である@28,000 円に 0.75 を乗じた@21,000 円として積算が実施されていたが、実際には予定価格の 64.3%である@13,500 円で購入することとなった。

従来より予定価格が高額であった可能性がある。今後は同様の一般に普及している物品の購入に際して、安易に過去の実績にとられることなく、より慎重な積算を実施することが望まれる。

③ 給食室用消火器 (小学校)

④ 給食室用消火器 (中学校)

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
③ 物品	(株) 柏葉商会	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	344,400 円
④ 物品	輝産業 (株)	随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)	433,125 円
・納品日(仕様書)		平成 24 年 3 月 16 日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		③370,230 円 ④478,170 円	
・積算方法		過去の実績に基づき算定	

当該契約案件は、給食室に設置している消火器の交換を行うものである。消火器の耐用年数に合わせて交換する必要があり発注に至った。

【要改善事項】

本契約で購入した物品は、同一時期に同一用途に用いる同一種類の給食室用消火器を「柏市内小学校」で用いるものと、「柏市内中学校」で用いるものとに区分して見積り合わせを実施している。

市としては、同じ条件の物品購入であるが、小学校費と中学校費の予算は別建てで管理していることもあり、案件を小学校と中学校で分割すれば、より多くの業者に見積り合わせの機会が提供できると考え 2 案件に分割しており、それぞれの契約が予定価格 80 万円以下の物品購入契約となるため、担当課の判断で随意契約の方法により取引先を選定して契約を行ったものである。

しかし、上表③及び④の契約は、実質的には一つの物品購入契約であり、一括発注すべきものであったと考える。また、設計額(予定価格)を合算すると 80 万円を超過するため、本来は担当課の判断で随意契約を実施するのではなく、一般競争入札の方法によるべき契約であったものと思われる。

【意見】

概算計算書を閲覧したところ、消火器処分費用予定価格単価が@1,800 円と設計されているものの、参考見積書上の単価@1,500 円よりも高額となっていた。市はそれほど単価が毎年変動する性質のものではないため、過去の実績に基づいた積算を実施しているが、参考見積書よりも高額となるのは合理的でない。安易に過去の実績にとらわれることなく、より慎重な積算を実施することが望まれる。

●学校給食センター

(契約課案件)

① 柏市学校給食センター給食運搬委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	風早運輸(有)	指名競争入札	66,250,800 円 長期契約(3 年間)
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 無 66,422,664 円 業者参考見積り及び過年度実績に基づき算定	

旧沼南地区の小中学校(11校)は給食センターにより調理が行われ、各校に配送されている。当該契約案件は給食センターから各校への給食の搬送及び回収業務に関して委託するものである。

上記の委託契約は3年の長期継続契約であり、3者の指名競争入札により取引先が決定されている。

【要改善事項】

当該業者からの請求書は、作成日の記載があるのをわざわざ業者の社印及び社長印で訂正し、訂正後の日付を未記入としている。これでは意図的に請求日付を削除したと見られても仕方が無い。

請求書の日付未記入については43頁で記載しているように、市で入手する請求書には日付の記載を徹底することが必要である。

●指導課

(契約課案件)

① 平成23年度柏市外国語指導助手(ALT)派遣事業

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)ハートコーポレーション	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	予定総額 39,997,708 円 単価契約 2,663.85 円
・委託期間		平成23年4月18日～平成24年3月17日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		単価 2,699 円、推定設計額 40,533,743 円	
・積算方法		過去の実績に基づき算定	

当該契約案件は、市内小中学校及びきぼうの園で行われている外国語活動や外国語科の授業補助のために外国語指導助手(ALT)を配置する事業に係る労働者派遣契約である。柏市では、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために、平成元年から当該事業を毎年実施している。市によれば、従前は派遣契約または業務委託契約の形で当事業を行っていたが、平成23年度は一部のALTについて直接雇用を開始し、労働者派遣と併用する方法を採用しており、効果を検証しながら直接雇用を拡大し、平成26年度から全面的に直接雇用とする計画である。

【要改善事項】

平成23年度の当該業務は一者随意契約によっている。経緯は以下のとおりである。

平成22年度に派遣契約の指名競争見積り合わせにより、業者選定を行った。ところが、千葉労働局より平成21年度以前約3年間の委託契約が実質的には派遣契約であつ

たとの指摘を受け、3年間を超える派遣契約が禁止されているところから、継続しての派遣契約締結は不可能となった。そこで、平成22年度については業務委託により当該事業に対応することとし、上記見積り合わせで選定された業者と一者随意契約を締結した。平成23年度については、平成22年度の1年間において同業務を受託し、市の教育現場の現状を理解した業者であること等を理由として施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合)を適用して平成22年度と同一の業者と一者随意契約を締結した。

これに関し、業者選定の方法として、いわゆる2号随意契約を適用したことに関して適切とは思えない。なぜなら、外国語指導助手を派遣する事業を展開している業者は他にも存在し、当委託において透明性と競争性の確保に優先して平成22年度と同一の業者と契約しなければならない合理的な理由を見出すことは困難である。

また、児童生徒の教育というサービスの質が重視されるべき事業であり、質的側面を重視するのであれば、プロポーザル方式の採用も考えられたはずである。

最も適切な業者選定方法を十分に検討して決定する必要がある。

●教育研究所

(契約課案件)

① 柏市立柏の葉小学校教育用コンピュータシステム賃貸借契約

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
賃貸借	(株) 勉強堂	指名競争入札	23,688,000 円(4年間)
・賃借期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成24年3月23日～平成28年3月22日 有 23,997,600 円 業者参考見積りに基づき算定	

当該契約案件は、平成24年4月開校の新設校「柏の葉小学校」で利用する、教育用のパソコン(児童用38台、教師用1台、周辺機器等含む)に関する賃貸借契約(保守を含む)である。

【要改善事項】

当該賃貸借契約は保守込みのリース契約であり、過去の他校の保守業務の実績から、機器を購入して保守を別途委託するよりも有利と判断し、リース契約締結に至ったものであるが、当該意思決定に際しての判断資料は残されていなかった。

リース契約を締結する際は、購入する場合とリースの場合とのキャッシュ・フローを比較検討して、購入するかリースするか意思決定が行われる必要があり、この証跡を文書で残す必要がある。

なお、市ではパーソナル・コンピュータのリースに関して、リース期間は4年を前提としており、本契約についても、取引先と4年間(平成24年3月23日～平成28年3月22日まで)のリース期間を前提に契約している。

契約書上の取り決めはないが、当該4年間経過後、1年間はこの4年間と同水準の金額での再リース契約を締結することを想定しており、実質的には5年間の賃貸借契約となる予定である。さらにその後は再リースを行うかどうか検討する予定である。

しかしながら、概算計算書においては、当初の4年間のリース期間に係る積算のみが実施されており、実質的なリース期間(5年間)の総額ベースでのコストは勘案されていない。

契約の導入時点における購入とリース契約とのキャッシュ・フローに関する比較に際しては、こういった再リース契約まで含めて勘案するべきである。

【意見】

保守業務に関して、業者からの日々の報告書に基づき作業の検査を実施しているが、稀なケースではあるものの、保守業務が発生しなかった場合には報告書の提出がないため作業の検査は行われていない。

この管理方法では、報告書の提出が無かった場合、保守業務が発生しなかったのか、保守業務は発生したものの報告書の提出が失念されたのか、あるいは、保守業務の不履行があったのかを正確に検証することができない。保守業務が発生しなかった場合であっても、発生しなかった旨の報告を受け、作業内容の検証を実施することが望まれる。

(担当課案件)

① IT教育支援アドバイザー事業委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	㈱ウチダ人材開発センタ	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	12,085,000円
・委託期間		平成23年4月8日～平成24年3月16日	
・再委託(下請負)の有無		無	
・設計額		12,089,280円	
・積算方法		過去の実績及び近隣市町村との情報交換結果を参考に算定	

当該契約案件は、民間のコンピュータ取り扱い能力等の高い者を小中高等学校、教育委員会に配置し、市における教育の情報化の推進に資することを目的とし、柏市立小中高等学校においては、コンピュータやインターネットを活用した授業の支援、教員研修、教材作成のための支援を、教育委員会においては、研修事業等、ネットワーク管理業務、教育用コンテンツの開発の補助を行う事業を委託するものである。

【要改善事項】

本契約は、性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当するとして、一者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)によっているものの、昨年度にプロポーザル方式で選定した業者の委託業務の結果が良好であったことのみを理由としており、必ずしも性質又は目的が競争入札に適しない場合には当てはまらないと思われる。

また、仮に再度プロポーザル方式による業者選定を実施していれば、より質の高いサービス提供が可能な業者と契約を締結することができた可能性もゼロではないと思われる。今後の契約においては、過去の実績のみにとらわれず、競争原理のもとでより有利な契約の機会を模索することが望まれる。

【意見】

業者の業務遂行に関し、例えば研修などは教育研究所長や担当者が現場に赴き実施状況を確認している。また、提出を受けた成果物についても内容を確認し、作業結果の検査を実施している。しかし、検査実施内容や結果についての報告の証跡は残されておらず、検査書に担当者の記名押印が残されているのみである。

実際に業務の提供を受けたことを立証できるよう、検査内容や結果に関する証拠を文書により作成・保管することが望まれる。

●消防局総務課

(契約課案件)

① 柏市消防庁舎管理業務委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	(株)アクト・ツーワン	指名競争入札	113,125,950 円 (3年間の長期継続契約)
・委託期間 ・再委託(下請負)の有無 ・設計額 ・積算方法		平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間) 有 125,560,000 円 (3年間) 過去の実績及び専門業者への聴き取り結果を参考に算定	

当該契約案件は、市内消防庁舎12ヶ所の清掃、機械設備の点検及び維持補修、受水槽清掃、消毒害虫駆除、その他の業務を委託するものである。消防庁舎の建物、構内、施設を建築物環境衛生管理基準に従い管理することにより、快適な職場環境を維持することを目的として委託している。毎年4月1日から継続的に役務の提供を受ける必要があることから、平成23年度から25年度までの3年間の長期継続契約を締結している。市作成の「長期継続契約の手引き」は庁舎管理及び建物清掃業務の契約期間に

ついて3年としており、契約期間はこれに基づいている。

当委託は市内消防庁舎の各種の業務を包括して単独の業者に委託する形を採用しているが、委託業者は以下の業務について他の業者に再委託している。

- ・冷温水発生機保守点検
- ・消防用設備保守点検
- ・殺虫・殺鼠・消毒
- ・床洗浄・ガラス清掃
- ・受水槽他水質検査

【要改善事項】

再委託の場合には、委託業者から業務の着手前に届け出を提出させる必要があるが(契約書第5条3項及び4項)、受水槽他水質検査業務については業者から届け出を受領していなかった。再委託を履行する業者または下請け業者がどのような業者なのかを業務開始前に確認しなければ当該業務が適切に履行されるかどうか判断できないことから適時に業者から届け出を受領する必要がある。

●情報指令課

(契約課案件)

① 消防指令情報システム保守委託

区分	取引先	契約方法	契約額(税込み)
委託	日本電気㈱	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	94,248,000円
・委託期間		平成23年4月1日～平成24年3月31日	
・再委託(下請負)の有無		有	
・設計額		95,298,000円	
・積算方法		上記取引先への聴き取りの結果を参考に算定	

当該契約案件は、平成21年度に隣接する我孫子市と共同で導入した、緊急通報(119番)を受ける消防指令台情報システムの保守に係るものである。なお、当該システムのハードウェアは総額1,036百万円(補助金控除前)をかけて導入しており、耐用年数は約10年を想定している。

当該システムは委託者である市が独自に上記取引先に依頼して開発してもらったものであり、システムの安定稼働の維持・管理の必要性、不測の事態発生時の速やかなサポート体制の重要性、また、独自開発システムであることから取引先以外での技術対応の困難性等を総合的に考慮し、競争入札に適さない契約との判断により、一者随意契約による委託を行っている。

【意見】

当該システム導入 1 年目はメーカー保証期間に該当するため保守委託費用が発生しなかったが、2 年目以降はシステムの安定稼働のための保守委託が必要となり継続的に保守委託費用が発生することとなっている。

耐用年数到来時まで現状の保守委託費用が今後も同額程度発生すると仮定すると、予想される当該システム保守委託費用の総額は 850 百万円程度にのぼると想定される。この金額は当初導入コストと比較しても相当な規模の金額となっている。

当該システムは上記のとおり市が独自に取引先に依頼して開発してもらったものであるため、他のシステムに係る保守委託費用との比較は困難であり、契約で決定した保守委託費用の金額の内容の検討は容易ではない。

当該案件のようにシステムの独自開発があり、導入後の保守委託業務も開発元に依頼することとなる案件については、システム導入時の当初導入コストに導入後に生じる保守委託費用発生見込額を考慮した金額を予定総額費用として捉え、いわばライフサイクルコストの検討を行うべきである。しかし、当該案件については、導入時の取引先の決定が保守委託費用を考慮しない金額に基づき実施されている。

この点、システム導入時の当初導入コストに導入後に生じる保守委託費用発生見込額を考慮した金額を基に取引先を選定するべきであったと考える。

6. 総括意見

今回の監査テーマの一つとして契約及びこれに付随する支出に係る事務の執行をみてきた。総括的な意見としては、以下のとおりである。

【意見】

(1) 従来からの契約手続きの見直しについて

個々の契約案件の中には、従来のやり方を踏襲しているだけであるように感じるケースが見受けられた。従来からの方針等にとらわれず、個々の案件ごとにさらなる工夫や検討を加える余地があるのではないかと考える。

1) 一者随意契約について

たとえば、委託業務契約にはさまざまな事情から一者随意契約が存在しているが、その理由書をみると必ずしも1者にこだわる必要がないようなケースも見受けられる。実際に監査対象とした年度の翌年に長年の一者随意契約を競争入札やプロポーザル方式に変更している案件もあった。

その一方でプロポーザル方式に関して、当該方式で業者選定を実施したその翌年度に、前年度にプロポーザル方式を実施している点や業者の業務の履行結果が良好である点等を理由に一者随意契約によっているケースもあった。これは、一者随意契約の採用理由には合致しないものとする。仮に一者随意契約の理由として認められるためには、プロポーザル方式による業者決定の効力の期間等を別途ルールとして定める等の手当てが必要と考える。

また、価格面においては一者随意契約の場合、取引として比較の対象を持ち得ず競争原理が働かない。契約金額等の妥当性の検証において別の角度からのアプローチが必要である。たとえば、人件費などは業務内容や時間当たり単価等を他の業務との比較がなしうるレベルに細分化して検討するとか、業務の履行結果につきその工数実績等を把握し、より具体的な検証を実施するとか、業者の見積りや業務の履行内容を詳細に検証し取引の合理性の確保に努めるべきである。業者との間に緊張感を有する関係を保つことが重要である。この点、対応が必ずしも十分ではないと考える。

なお、随意契約の見積り合わせは予定価格(設計額)に達すればそれで金額合意の条件を満たし、完了となる。ただし、設計額の算定は必ずしも容易な作業ではなく、特に委託契約に関しては内容が千差万別であるため、その積算も難しい。また、一者随意契約の場合、契約業者の見積りを参考とする場合も多く、競争入札のような合理性が必ずしも確保されとは限らない。上述のように業者の見積書や業務の履行結果はこれを精査し、設計額の算定に役立て、交渉時の参考情報とすることが必要と考える。

2) 競争入札について

競争入札に関しては、入札を行ったにもかかわらず、例年 1 者しか応札者がいないケースなど、従来から契約先が同一で硬直的な案件について何らかの工夫が必要であろう。参加者の増加に努めることはもちろんであるが、それが困難な場合には、むしろ随意契約に切り替え交渉を行ったほうが価格を含めた取引の精度を上げることができるのではないかと考える。

最後に、市の職員の不補充による職員数の減少から、近年委託業務の包括委託契約が増加している、あるいは包括委託契約に含まれる業務が拡大している傾向にある。効率化が図れるというメリットがある一方で、業務内容が多様化するため、一括して業務を請け負える業者の数は限定的となり、極端な場合、応札者が 1 者となり硬直化する恐れが生じる。その時々で種々の事情を勘案し、委託の範囲を十分に検討していくことが今後も必要であろう。

(2) 業務の事後モニタリングについて

内部統制は事前統制と事後統制の両輪で最も有効な機能が期待できるが、市の内部統制の仕組みは、そのほとんどが施行伺いによる承認のような事務執行の前に実施される事前統制である。現状ではルーチン業務としての事後モニタリングは実施されていない。

もちろん事前承認は極めて有効な統制手続きであり、内部統制の要となる制度である。しかし、実務上、事務執行の時間的制約等から多くの時間をかけられず、ある程度の確認で承認せざるを得ない事態も起こりうる。

したがって、随意契約理由の妥当性や設計額の適正性、過年度からの契約業者の硬直性等、個別案件の状況を事後に時間をかけて検証し、その対応を図ることは非常に効果的な手続きと考える。

契約事務手続きは市の統制管理上極めて重要な事項であり、内部牽制の強化の意味で担当部門あるいは担当者を設け、事後のモニタリングを実施することが望まれる。

(3) 管理システムの有効利用について

市では契約や支出事務の執行に関して、契約事務に係るシステムや財務事務に係るシステムを導入しているが、これらのシステムは入札業務や支払い業務を執行するために導入されたものであり、その利用や管理ツールとしての活用が必ずしも十分ではない。

たとえば、契約事務執行システムの稼働は平成 20 年 4 月であるが、契約案件のほぼ全面的な登録が義務付けられたのは平成 23 年度に入ってからである。水道部に関しては現時点でも使用されていない。

また、契約事務執行システムに未入力でも、財務会計システム上、支払事務がなし得る仕組みのため、契約関係に係る統制が完全ではない。また、契約データの網羅性が確保されていない。このようなシステムの連携を考える場合、契約事務システムに未処理の契約案件については、支払が実行できないように設計するのが一般的な考え方と思われる。

さらに、市には現在、事後モニタリングという統制制度が存在しないため、統制ツールとしての契約データの活用を必要としていない。そのため管理ツールとして利用できるようなシステムが構築されていない。

システムの導入には、通常多額の投資が必要となる。そのため、導入に当たっては、当初の業務処理目的の達成はもとより、蓄積される膨大なデータを利用して、管理ツールとして利用可能な、使い勝手が良いような設計を行うのが一般的な考え方である。

システムの有効利用に関して、大きな視点から検討してみる必要があると考える。

以上の観点から、契約及び支出事務に関して、さらなる工夫と強化を図ることを期待するものである。

II. 指定管理者の指定及び支出事務

1. 指定管理者案件の監査手続の概要

平成23年度に選定した特定の事件は契約事務及びこれに付随する支出事務の執行であるが、指定管理者との取引が契約行為ではないため、別に指定管理者の指定及びこれに付随する支出として当該年度の監査対象に含めている。なお、指定管理者そのものに関しては、今回の監査の対象としていない。

(1) 監査の要点

監査の要点として、以下の点を重視した。

指定・協定手続の合規性、業者選定手続の適正性、履行確認・検査の適正性

指定管理者制度における経済性・効率性・有効性

(2) 監査対象の抽出方法

全ての指定管理者との契約案件から、金額が僅少な1件(豊四季台老人いこいの家)を除き監査対象とした。

(3) 監査手続

抽出した案件について、担当部署にヒアリングを実施し、関係書類を閲覧した。なお、支出に係る事務の執行のうち、支払額のチェックについては2件の指定管理者案件を抽出し、当該支払額のうち、サンプリングにより2件を対象に関係書類・証憑との突合を実施した。

抽出した指定管理者案件は以下のとおりである。

公募の別	指定の件名	公の施設の概要 名称	指定期間(始期～終期)	施設所管課
公募	地域福祉センター	地域福祉センター	平成23年4月1日～平成28年3月31日	保健福祉総務課 (障害福祉課) (障害福祉就労支援センター)
公募	老人福祉センター	柏 寿 荘	平成23年4月1日～平成28年3月31日	高齢者支援課
		中央老人福祉センター	平成23年4月1日～平成28年3月31日	高齢者支援課
		南部老人福祉センター	平成23年4月1日～平成28年3月31日	高齢者支援課
		沼南老人福祉センター	平成23年4月1日～平成28年3月31日	高齢者支援課
公募	柏市立障害福祉サービス事業所	青 和 園	平成23年4月1日～平成28年3月31日	障害福祉課
公募	柏市立障害福祉サービス事業所	朋 生 園	平成23年4月1日～平成28年3月31日	障害福祉課
公募	柏市あけぼの山公園施設	柏市あけぼの山農業公園	平成21年4月1日～平成26年3月31日	農 政 課
		あけぼの山公園(茶室)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	公園管理課
公募	柏市都市農業センター	柏市都市農業センター	平成21年4月1日～平成26年3月31日	農 政 課
公募	柏リフレッシュ公園 (リフレッシュプラザ柏)	柏リフレッシュ公園 (リフレッシュプラザ柏)	平成23年4月1日～平成28年3月31日	公園管理課
公募	柏市市営駐車場	柏市市営駐車場	平成23年4月1日～平成30年3月31日	交通施設課

公募の別	指定の件名	公の施設の概要 名称	指定期間（始期～終期）	施設所管課
公募	南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場	南柏駅東口第一駐輪場	平成22年3月2日～平成32年3月31日	交通施設課
		南柏駅東口第二駐輪場	平成22年3月2日～平成32年3月31日	交通施設課
		北柏駅南口第一駐輪場	平成22年3月2日～平成32年3月31日	交通施設課
		北柏駅南口第二駐輪場	平成22年3月2日～平成32年3月31日	交通施設課
		北柏駅南口第三駐輪場	平成22年3月2日～平成32年3月31日	交通施設課
公募	スポーツ施設	柏市富勢運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市逆井運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市柏の葉庭球場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市宮田島運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市ひばりが丘市民プール	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市逆井市民プール	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市船戸市民プール	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市中央体育館	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		新十余二第一公園(野球場)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		新十余二第二公園(庭球場)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		松葉第一近隣公園(野球場)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		松葉第二近隣公園(庭球場)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏西口第一公園(市民プール)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市塚崎運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市塚崎市民プール	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		柏市沼南体育館	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		手賀の丘公園運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
		しいの木台公園(庭球場)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課
大津ヶ丘中央公園運動場	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課		
大津ヶ丘中央公園(市民プール)	平成21年4月1日～平成26年3月31日	スポーツ課		
公募の例外	柏市立柏病院	柏市立柏病院	平成18年4月1日～平成28年3月31日	保健福祉総務課
公募の例外	柏市立介護老人保健施設はみんぐ	柏市立介護老人保健施設はみんぐ	平成18年4月1日～平成28年3月31日	保健福祉総務課

2. 指摘事項

●地域福祉センター

項目	内容
施設名称	地域福祉センター
業務内容	地域福祉センターの管理運営
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
担当課	保健福祉総務課
募集方法	公募(応募者:2 者)
指定管理料	44,447,000 円(5 年間)

地域福祉センターは地域における福祉活動の拠点として、ボランティアの養成及び活動のために大会議室、和室及びボランティア室等の場の提供を図るとともに、福祉の増進のために必要なボランティア育成事業を実施し、もって地域住民の福祉意識の高揚を図るために、昭和 56 年に設置された施設である。

地域福祉センターの指定管理者業務及び事業は、施設維持管理業務及びボランティア育成事業から構成される。ボランティア育成事業とは、ボランティアにかかわった経験のない市民がボランティアに参加する上でのスキルを獲得できるよう、点訳奉仕員養成講座、手話講習会、要約筆記講習会、朗読(音訳)ボランティア養成講座を提供する事業である。

収支状況

(単位：千円)

項目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
収 入	指定管理料	10,333	10,920	9,456	9,998	9,151
	利用料金	—	—	—	—	—
	その他の収入	135	140	363	126	252
	合計	10,468	11,060	9,819	10,124	9,403
支 出	人件費	2,296	2,344	1,832	1,844	1,958
	その他	7,034	6,844	6,851	6,621	5,599
	合計	9,331	9,189	8,684	8,465	7,558
収支差額		1,137	1,870	1,135	1,658	1,845

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 公募の応募者数について

従来の管理委託制度時における地域福祉センターの管理は一者単独随意契約により、また、指定管理者制度導入後の平成 18 年度から初めの 5 年間は制度移行の経過措置的な意味合いもあり、指定管理者として非公募の方法により、社会福祉法人柏市社会福

祉協議会が業者選定を受け業務を請け負ってきた。また、平成 23 年度からの 5 年間については、指定管理者選定に関する透明性の確保や硬直化防止の観点から、公募による指定管理者の選定が行われた。

【意見】

公募の結果として従前の指定管理者が再指定されることとなったものの、公募方式とすることで、一定の緊張感が生まれ、業者の競争意識も高まったと思われるため、一定の効果はあったものと推察される。

しかし、公募に応募した業者は現指定管理者の他 1 者のみであり、公募の効果はまだ限定的と思われる。多数の業者が公募に参加するようになれば、より競争性が増し、選択の幅も広がるものと思われる。

そのためには、募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。

例えば、募集期間に関して、平成 22 年 7 月 15 日～23 日という短期間での広報かしわ及びホームページを通じての募集要項配布、個別説明会・現地見学会受付の手続きにつき、ゆとりを持たせた期日指定を検討したりする必要があるはしないだろうか。

その一方で、広告に関しては、従来の広報かしわや市のホームページでの広告に加え、指定管理者の情報ポータルサイトの利用や、業界紙であるが新聞での記事掲載を行ったりして周知に努めているのは良い傾向と考える。

応募者拡大には最大限、注力すべきと考える。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名と外部委員 1 名(社会福祉法人よつば理事長)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

●老人福祉センター

項目	内容
施設名称	老人福祉センター
業務内容	老人福祉センターの運営管理
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
担当課	高齢者支援課
募集方法	公募(応募者 2 者)
指定管理料	指定管理者交付金は 539,000,000 円(5 年間)を限度とする。

老人福祉センターは、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定により、老人福祉の増進を図るため、柏市老人福祉センター条例に基づき設置されている。

具体的な老人福祉センターは以下の 4 施設である。

施設名	住所
柏寿荘	柏市船戸山高野 535 番地
中央老人福祉センター	柏市柏五丁目 8 番 12 号
南部老人福祉センター	柏市藤心 293 番地の 1
沼南老人福祉センター	柏市塚崎 1356 番地

収支状況

(単位：千円)

項目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人)		170,438	173,570	178,764	170,185	170,872
収 入	指定管理料	113,806	111,055	111,755	109,017	107,800
	利用料金	—	—	—	—	—
	雑収入	137	123	149	86	80
	合計	113,943	111,178	111,904	109,103	107,880
支 出	人件費	41,811	41,592	41,582	41,994	42,595
	その他	65,337	60,432	58,670	60,716	65,285
	合計	107,148	102,024	100,252	102,710	107,880
収支差額		6,795	9,154	11,652	6,393	—

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 公募の応募者数について

従来の管理委託制度時における地域福祉センターの管理は一者単独随意契約により、また、指定管理者制度導入後の平成 18 年度から初めの 5 年間は制度移行の経過措置的な意味合いもあり、指定管理者として非公募の方法により、社会福祉法人柏市社会福祉協議会が業者選定を受け業務を請け負ってきた。また、平成 23 年度からの 5 年間については、指定管理者選定に関する透明性の確保や硬直化防止の観点から、公募による指定管理者の選定が行われた。

【意見】

公募の結果として従前の指定管理者が再指定されることとなったものの、公募方式とすることで、一定の緊張感が生まれ、業者の競争意識も高まったと思われるため、一定の効果はあったものと推察される。

しかし、公募に応募した業者は現指定管理者の他 1 者のみであり、公募の効果はまだ限定的と思われる。多数の業者が公募に参加するようになれば、より競争性が増し、選択の幅も広がるものと思われる。

そのためには、募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。

② 収支状況の把握について

指定管理者から市に報告される収支状況について、平成 23 年度に関しては、指定管理者側で調整が行われ、収支差額ゼロとして報告されている。

【意見】

収支差額の実態を正しく把握しなければ、業務の正確な実態把握が困難になることから、市が指定管理者に対し、調整を行わず正しい決算数値を報告するよう指導することが望まれる。

③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 4 名と外部委員 1 名(柏市介護サービス事業者協議会会長)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

● 柏市立障害福祉サービス事務所（青和園）

項 目	内 容
施設名称	柏市立青和園
業務内容	柏市立青和園の運営管理
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	社会福祉法人 桐友学園
担当課	障害福祉課
募集方法	公募(応募者は 2 者)
指定管理料	指定管理者交付金は 364,515,000 円を限度とする。

柏市立青和園は、障害者自立支援法第 28 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスを提供するため、昭和 49 年 6 月に設立された施設である。

収支状況

(単位：千円)

項 目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
収 入	負担金	66,651	68,854	68,821	79,258	71,662
	その他の収入	10,052	8,921	10,048	10,238	6,974
	合計	76,703	77,775	78,869	89,496	78,636
支 出	人件費	95,169	75,011	75,124	69,798	57,092
	その他	27,810	29,236	24,999	30,351	17,840
	合計	122,979	104,247	100,123	100,149	74,932
収入－支出		△46,276	△26,472	△21,254	△10,653	3,704

(注)平成 23 年度は指定管理者の収支であり、収入の負担金は指定管理料を指している。

(市資料より)

① 公募の単位について

柏市内の同種施設は青和園及び朋生園の 2 園であり、指定管理者制度検討当初においては各園単独公募の他に、2 園一括での並列的な公募も念頭に置かれていた。その後、近隣の一部の施設にヒアリングを実施するなど十分な検討を重ねた結果、2 園合計での定員が約 100 名となった場合、受入先がなくなるのでは、との懸念から、最終的には各園単独での公募となった。

しかし、公募の結果、1 法人が両園に応募した形となった。

【意 見】

各園地理的には離れているとはいえ、市内における同種の施設であり、同一法人が業務を行うことのメリットは少なからずあるものとする。行政コストの削減やサービスのより一層の向上、専門性の向上といった指定管理者導入の趣旨を鑑みるならば、各園単独での公募のみならず 2 園一括での応募を可能とすることも十分検討に値するものとする。次回の公募時にはそのような観点も踏まえて手続を執行することが望まれる。

る。

② 果実還元方法について

果実還元方法については、各法人の当初の果実還元提案どおりの履行が、仕様書において要求されており、各園の指定管理者の提案書における提案は以下のとおりである。

<青和園>

- 1 指定管理料の年額の5%以上の収支差額が発生した場合
収支差額のうち50%を柏市に返金します。
- 2 指定管理料の年額の3%以上5%未満の収支差額が発生した場合
収支差額のうち20%を柏市に返金します。
- 3 上記以外の場合
上記以外の場合は、次年度の運営費に充てることとし、法人が運営している他の会計に繰り入れることはしません。また、繰り越した金額は、支援体制の強化が必要になった場合等の財源のために備えるものとします。

<朋生園>

利用者の処遇の拡充や職員の待遇改善等、施設の発展という形で還元したいと思っています。

両指定管理者の平成23年度実績は、いずれも収支差額が黒字であり、果実が生じている。

青和園にあっては、指定管理料の年額の5%以上の収支差額が発生した結果、収支差額のうち50%を柏市に返金している。従って、収支差額の残額50%は指定管理者の収入となっている。

一方で、朋生園では収支差額のほぼ全額が施設改善費用に充当されている。

【意見】

仕様書においては、各指定管理者の当初の果実還元提案どおりの履行が要求され、各法人の提案がそれぞれ上記の通りであった以上、果実還元方法が異なることは当然の結果である。

しかし、今後受託法人間の公平性の観点(インセンティブの有無)、利用者の利便性の観点(施設改善費用充当の有無)、市側のコストの観点(金額還元の有無)、指定管理者との長期的関係であることの法的安定性の観点など、総合的多角的な視点から、果実還元のあり方については、より一層の検討が望まれる。

③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名と外部委員 1 名 (NPO 法人 自閉症サポートセンター) である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。

● 柏市立障害福祉サービス事務所（朋生園）

項目	内容
施設名称	柏市立朋生園
業務内容	柏市立朋生園の運営管理
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	社会福祉法人 かたくり会
担当課	障害福祉課
募集方法	公募(応募者は 2 者)
指定管理料	指定管理者交付金は 376,485,000 円を限度とする。

柏市立朋生園は、障害者自立支援法第 28 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスを提供するため、昭和 61 年 5 月に柏市立青和園より一部分離独立した形で設立されたものである。

収支状況

(単位：千円)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
収入	負担金	66,139	72,580	67,912	72,487	72,577
	その他の収入	11,434	10,333	12,188	11,575	3,947
	合計	77,573	82,913	80,100	84,062	76,524
支出	人件費	91,729	89,760	84,865	77,702	48,945
	その他	32,928	33,803	29,936	33,604	25,662
	合計	124,657	123,563	114,801	111,306	74,607
収入－支出	△47,084	△40,650	△34,701	△27,244	1,917	

(注)平成 23 年度は指定管理者の収支であり、収入の負担金は指定管理料を指している。

(市資料より)

① 仕様書に満たない職員数について

仕様書では臨時職員が常時 5 名とされ、受託法人も当初計画では常時 5 人を予定していた。しかし、平成 23 年 4 月から平成 23 年 9 月までは、当該必要数に対して 2 名欠員となっており、平成 23 年 10 月より必要数の 5 名となった。その間、担当部署としては受託法人に対して指導はしていたものの受け入れられず、10 月になり必要数になったものである。また、当該職員数の欠員に関して、年度の指定管理料の精算、業務実績報告等においては何ら考慮されていない。

【意見】

仕様書における職員数は行政サービスを達成するための必要数であり、かつ、指定管理料の重要な積算要素である。半年間 2 名もの欠員が生じていることの重要性を十分検討し、指定業務実績としての適正な評価を行うことが望まれる。たとえば、次年度以降における業務内容の見直しや指定管理料の積算への反映を行うことも考えられる。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名と外部委員 1 名(NPO 法人 自閉症サポートセンター)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

● 柏市あけぼの山公園施設

項目	内容
施設名称	柏市あけぼの山農業公園、あけぼの山公園(茶室)
業務内容	柏市あけぼの山農業公園、あけぼの山公園(茶室)の管理運営
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の 5 年間
指定管理者	財団法人柏市都市振興公社
担当課	農政課、公園管理課
募集方法	公募(応募者:2 者)
指定管理料	512,000,000 円(柏市あけぼの山農業公園 5 年間) 56,500,000 円(あけぼの山公園(茶室) 5 年間)

あけぼの山農業公園は、農村地域に存在する資源(自然、田園風景、伝統文化等)を整備活用して、都市と農村が互いに交流し共生するための基礎とする故郷づくり、都市農業の振興を目的とした施設及び市民の農業体験を踏まえた健全な余暇活用の促進を目指し平成6年に開設された施設である。

あけぼの山公園(茶室)「柏泉亭」は、市政35周年及び人口30万人突破を記念するとともに、国際社会の中で姉妹都市からの文化交流も活発となり日本の伝統文化に触れる場として、また、市民の文化活動の充実と伝統文化の承継を通じて、市民同士の触れ合いの場を提供する目的として、平成2年にあけぼの山公園日本庭園内に設置された施設である。

収支状況(柏市あけぼの山農業公園)

(単位：千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
利用者数(人)	681,239	743,368	738,151	642,692	480,974	
収入	指定管理料	130,459	126,546	102,400	102,400	102,400
	利用料金	2,134	1,795	1,934	1,763	1,752
	その他の収入	2,386	2,776	4,953	4,693	5,351
	合計	134,979	131,118	109,287	108,857	109,504
支出	人件費	52,497	48,647	44,806	46,460	49,810
	その他	78,817	77,853	64,480	88,586	68,615
	合計	131,315	126,500	109,287	135,047	118,426
収支差額	3,664	4,617	—	△26,190	△8,922	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

- (注)1. 平成21年度は収支差額がマイナスとなったが、指定管理者側で調整され、市では収支差額ゼロとして報告を受けた。
2. 平成22年度は農業振興費寄付金として30,000千円を柏市に寄付したため収支差額がマイナスとなった。当該寄付金はあけぼの山農業公園管理運営事業費として、あけぼの山農業公園資料館改修工事費用に充当された。
3. 平成23年度はあけぼの山農業公園内の第2芝生広場の芝生の張替え及びスプリンクラー設置費用11,870千円の発生により収支差額がマイナスとなった。当該芝生及びスプリンクラーは柏市へ寄付された。

収支状況(あけぼの山公園(茶室))

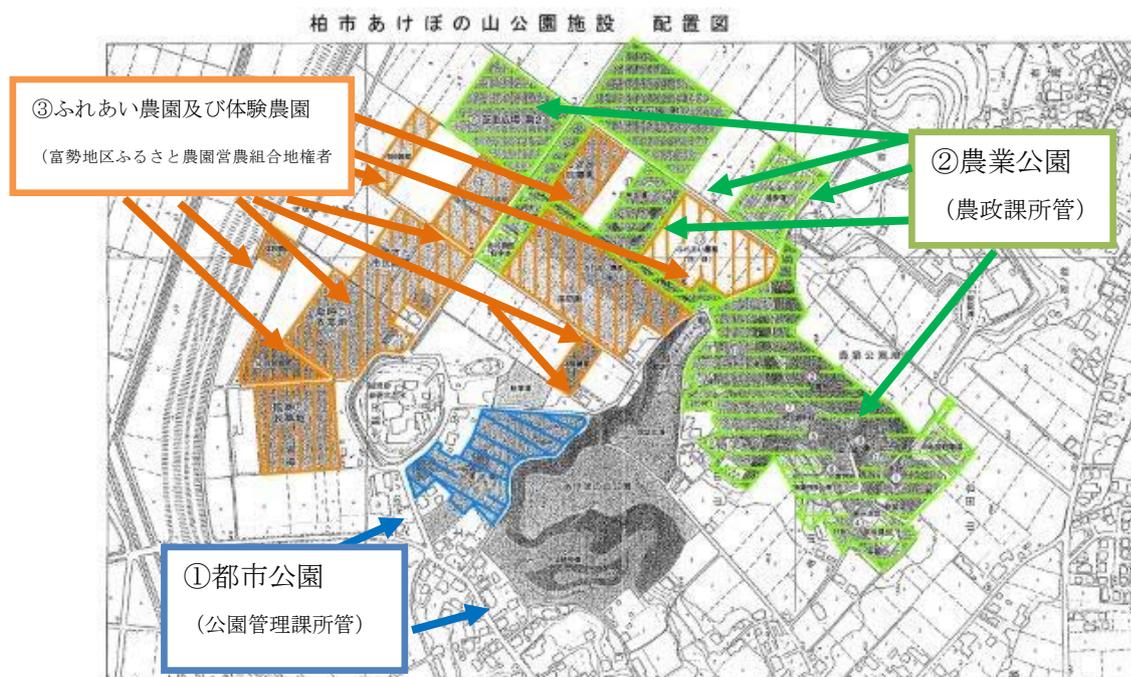
(単位：千円)

項 目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人)		478	883	1,051	1,522	1,361
収 入	指定管理料	4,590	4,590	11,300	11,300	11,300
	利用料金	255	230	276	262	240
	その他の収入	99	105	89	236	151
	合計	4,944	4,926	11,666	11,798	11,691
支 出	人件費	2,375	2,361	7,803	7,832	9,944
	その他	2,569	2,564	3,863	3,966	4,214
	合計	4,944	4,926	11,666	11,798	14,158
収支差額		—	—	—	—	△2,467

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

- (注) 1. 平成 21 年度より指定管理の範囲に日本庭園が加わり指定管理料が増加している。
 2. 平成 22 年度以前で収支差額が発生した年度については、指定管理者側で調整され、市では収支差額ゼロとして報告を受けてきた。
 3. 平成 23 年度に自主事業を充実させるため、人件費が増加している。

あけぼの山農業公園一帯(①あけぼの山公園(茶室含む)、②あけぼの山農業公園、③ふれあい農園及び体験農園)について、大きくは下図のように、①を公園管理課が、②を農政課が、③を地権者の組合である富勢地区ふるさと農園営農組合が管理している。①及び②は指定管理者(財団法人柏市都市振興公社)が管理運営を行っている。



(市資料)

詳細に区分すると下表のような管理体制となる。

施設名	所管課	管理運営	契約形態
あけぼの山農業公園	農政課	柏市都市振興公社	指定管理
あけぼの山農業公園(花畑、果樹園等)	農政課	富勢地区ふるさと農園営農組合	委託事業
あけぼの山農業公園(芝生広場)	農政課	柏市都市振興公社	指定管理
あけぼの山公園	公園管理課	公園管理課	—
あけぼの山公園(日本庭園、柏泉亭)	公園管理課	柏市都市振興公社	指定管理
ふるさと市民農園、トマトハウス	農政課	富勢地区ふるさと農園営農組合	自主事業

(市資料より作成)

この状況について、平成 22 年 8 月に実施された事業仕分けでも、多額の維持管理費を要しながら、あけぼの山農業公園という施設をどのように活用していくのかという明確な方針が示されていないこと、また、行政組織上も関係する部署が幾つかに分かれており、管理・運営の面でも一元化されていないことから、市全体の資源として有効に活用するような取組み策を検討すべきであるとの指摘が行われている。

これを受け、市では、現在の所管課である公園管理課と農政課といった区分を前提としながらも、それぞれの課が 1 つの民間資本に一括して委託する方法を模索している。このため、あけぼの山農業公園一帯を含めた効率的な運営方法の見直しの気運は高まりつつあると思われる。

また、あけぼの山農業公園及び柏泉亭の利用者数は平成 21 年度前後で頭打ちの傾向にあり、利用者数増加につながる効果的な運営方法の見直しも重要と思われる。

① 公募の応募者について

平成 6 年 4 月の開園以来、柏市都市農業公園の管理は、管理委託制度時においては一者単独随意契約により、また、指定管理者制度導入後の平成 18 年度から初めの 3 年間は制度移行の経過措置的な意味合いもあり、指定管理者として非公募の方法により、柏市都市振興公社が業者選定を受け業務を請け負ってきた。また、平成 21 年度からの 5 年間については、指定管理者選定に関する透明性の確保や硬直化防止の観点から、公募による指定管理者の選定が行われた。

【意見】

公募の結果として従前の指定管理者が再指定されることとなったものの、公募方式とすることで、一定の緊張感が生まれ、業者の競争意識も高まったと思われるため、一定の効果はあったものと推察される。

しかし、公募に応募した業者は現指定管理者の他 1 者のみであり、公募の効果は限定的と思われる。多数の業者が公募に参加するようになれば、より競争性が増し選択の幅も広がるものと思われる。

例えば、募集期間に関して、平成 20 年 9 月 16 日～22 日という短期間での広報かしわ及びホームページを通じての募集要項配布、個別説明会・現地見学会受付の手続きについて、ゆとりを持たせた期日指定を検討したりする必要があるはしないだろうか。

その一方で、広告に関しては、従来の広報かしわや市のホームページでの広告に加え、指定管理者の情報ポータルサイトの利用を図り、周知に努めているのは良い傾向と考える。

応募者拡大には最大限、注力すべきと考える。

② 収支状況の把握について

指定管理者から市に報告される収支状況について、指定管理者側で調整が行われ、収支差額ゼロとして報告を受けた年度がある。

【意見】

収支差額の実態を正しく把握しなければ、業務の正確な実態把握が困難になることから、市が指定管理者に対し、調整を行わず正しい決算数値を報告するよう指導することが望まれる。

③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 7 名と外部委員 1 名(柏市農業委員会会長)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

●柏市都市農業センター

項目	内容
施設名称	柏市都市農業センター
業務内容	柏市都市農業センターの管理運営
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の 5 年間
指定管理者	株式会社道の駅しょうなん
担当課	農政課
募集方法	公募(応募者:3 者)
指定管理料	一円

柏市都市農業センター(以下「都市農業センター」という)は、地域の農業経営の効率化並びに農業振興のための事業を実施する目的で、平成13年に開設された施設である。農芸交流館(農産物直売所)、レストラン、会議室の利用料及び自主事業(自動販売機)及び四季折々のイベント開催の収益をもって運営されている。

また、都市農業センター隣接地には千葉県の簡易パーキング(道の駅しょうなん)が併設されており、道路利用者、地域農業者等多くの市民に利用されている。

収支状況

(単位：千円)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
収 入	指定管理料	—	—	—	—	
	利用料金	34,281	34,260	34,127	33,444	30,261
	その他の収入	127	129	450	77	27,593
	合計	34,408	34,390	34,577	33,521	57,855
支 出	人件費	7,238	6,652	8,975	8,472	23,237
	その他	21,178	24,050	23,635	21,832	32,309
	合計	28,416	30,703	32,610	30,305	55,547
収支差額	5,991	3,686	1,966	3,215	2,308	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 株式会社道の駅しょうなんの今後のあり方について

都市農業センターは、指定管理者である株式会社道の駅しょうなん(以下「道の駅しょうなん」という)が管理運営している。道の駅しょうなんは、当該施設の管理運営を安定して行うために、市が設立時に14,000千円(所有比率約78%)を出資し、支配権を有する会社であり、指定管理者制度導入前も都市農業センターの管理運営委託業務を受託していた。

具体的な都市農業センター管理運営業務の内容は、年間を通じて施設及び設備・備品等の状況を適宜把握し、常に清潔感と安全性を保持しながら、利用者が平等に安心して利用できるよう適切な施設維持管理を行うこと、及び、住民との交流型農業拠点の場として、生産者と消費者とのコミュニケーションを図り、農芸交流館及びレストラン経営者とタイアップしてイベント等の開催を行うことである。必ずしも市の関与がなければなしえない高難度な業務ではない。このような事業であるからこそ、管理運営主体に民間事業者を含めることでそのノウハウを行政に活用する指定管理者制度導入の大きなメリットがあると思われる。

【意見】

本契約では、公募による選定の結果、道の駅しょうなんが指定管理者となり、従来と同様に同社が都市農業センターの運営管理を行っていくこととなっている。

しかし、本来、道の駅しょうなんは柏市都市農業センターの安定的な運営を企図して設立されたわけであり、指定管理者制度の趣旨とは相反することとなる。

仮に、今後の指定管理者選定の結果、株式会社道の駅しょうなん以外の業者が選定された場合、その存在をどのように取り扱うかという問題が浮上する。

結局は農業センターを民間に任せるか否か、あるいは、道の駅しょうなんを今後どのように取り扱うのか、という課題であり、今後早期の検討が必要と考える。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 5 名と外部委員 1 名(柏市農業委員会会長)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

●柏リフレッシュ公園（リフレッシュプラザ柏）

項目	内容
施設名称	リフレッシュプラザ柏
業務内容	リフレッシュプラザ柏管理運営事業
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	大成有楽不動産(当初大成サービス㈱、有楽土地㈱と合併)・シンコースポーツ共同企業体
担当課	公園管理課
募集方法	公募(応募者:1 者)
指定管理料	69,835,000 円(年間)

リフレッシュプラザ柏は、柏リフレッシュ公園の中核的施設であり、南部クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した余熱利用型健康増進施設である。当該施設は、市民の交流・学習・健康増進・憩いの場の提供を目的として平成 18 年 4 月にオープンしている。

施設は、地上 3 階建てで、1 階には温水プールと多目的ホール、喫茶室、2 階にはトレーニング室、更衣室、3 階には温浴施設、和室、会議室、地下 1 階には防災備蓄倉庫が配備されている。

収支状況

(単位：千円)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
利用者数(人)	271,305	283,545	293,850	290,905	298,516	
収入	指定管理料	78,920	78,158	70,619	70,448	69,835
	利用料金	90,885	95,054	95,917	93,537	94,919
	雑収入	44,710	46,604	56,645	59,699	57,618
	合計	214,515	219,816	223,181	223,684	222,372
支出	人件費	80,430	83,163	88,812	95,800	96,000
	その他	135,142	136,294	132,785	132,921	132,031
	合計	215,572	219,457	221,597	228,721	228,031
収支差額	△1,057	359	1,584	△5,037	△5,659	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 公募の応募者数について

リフレッシュプラザ柏のオープンと指定管理者制度の導入時期が一致するため、当該施設については当初より公募により指定管理者が選定されている。

指定管理者制度導入当初の公募においては応募団体が 8 団体あったが、平成 23 年 4 月 1 日開始の指定期間に関する応募については、応募団体が 1 団体となり、激減している。

【意見】

1 団体の応募では、必ずしも競争原理が働かず、公募の意図する意味が薄められてしまう。また、応募者が 1 者もない場合、施設運営に支障が生じることとなる。

当該施設の置かれている状況は必ずしも良好ではない。施設の規模から利用者数はそろそろ限界に近いこと、定期券利用者の増加により収入の伸び悩みがあること等から指定管理者として民間企業が応募する誘因に乏しい可能性も考えられる。特に、ここ 2 年は東日本大震災の影響もあり、赤字を計上している。

応募者が僅少となった場合には、その理由の調査、検討を行い、今後の指定管理者の募集方法や損益構造等の見直しに生かしていくことが必要と考える。

② 応募者の財務分析に関して

リフレッシュプラザ柏の指定管理者の選定にあたり、指定管理者候補者選定委員会を開催するとともにその書類審査において応募団体の財務状況の分析を実施している。

応募団体の財務状況の分析は通常、必須の手続きである。

【意見】

今回の応募団体の中には、上場会社の子会社も含まれている。子会社の経営及び財務の安定性は親会社と密接に関連するため、子会社が応募者である場合には、当該会社の親会社及び親会社の連結グループの状況についても分析の対象とすることが望まれる。

③ 指定管理者に対するモニタリングについて

指定管理者の業務内容については、市は公の施設の設置者としての責任を果たすため、立入り検査を含めた事業評価を行い、指定管理者の監督を行うこととしている。

当該評価のためのツールとして「指定管理者 事業概要説明書 兼 運営結果確認シート」を用意し、評価を実施している。

【意見】

当該評価シートの内容を検討すると、記載内容からは具体的にどのような検査を行い、どのような結果であったか、必ずしも十分な説明がなされているわけではない。項目によっては、被評価者である指定管理者の立場での回答となっているケースも見受けられる。

評価方法につき、再度検討し、制度の趣旨が果たせるような仕組みを構築する必要があると考える。

④ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員5名と外部委員1名(大学教授)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。

●柏市市営駐車場

項目	内容
施設名称	柏市市営駐車場
業務内容	柏市市営駐車場管理業務
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 7 年間
指定管理者	アマノマネジメントサービス株式会社
担当課	交通施設課
募集方法	公募(応募者:10 者)
指定管理料	51,430,000 円

柏市市営駐車場は、収容台数 270 台の地上 7 階地下 2 階の施設で平成 11 年 3 月に供用を開始した。当該施設の管理は平成 17 年度までは市が直営で実施していた。平成 18 年度から指定管理者制度を導入し(指定期間 5 年)、柏市の外郭団体が指定管理者となっていた。平成 23 年度から 2 期目の指定期間に入っている。

平成 23 年度からの指定にあたり、市営駐車場設備機器の更新の必要性の観点から、指定管理料に機器更新費も含め、機器の投資回収期間を考慮して指定期間を 7 年とした。

なお、当施設用地について地権者と平成 11 年から 50 年間の定期借地権設定契約を締結している。

収支状況

(単位：千円)

項目		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人)		240,337	229,880	212,972	203,715	194,438
収 入	指定管理料	46,598	46,152	46,585	46,117	51,430
	利用料金	—	—	—	—	—
	雑収入	5	—	829	—	—
	合計	46,603	46,152	47,414	46,117	51,430
支 出	人件費	16,025	17,103	17,491	17,993	17,962
	その他	36,483	34,679	34,024	32,714	33,468
	合計	52,508	51,782	51,515	50,707	51,430
収支差額		△5,905	△5,630	△4,101	△4,590	—

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名と外部委員 1 名(駐車場周辺の交通事情に精通した地元住民)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。

② 指定管理者に対するモニタリングについて

指定管理者の業務内容については、市は公の施設の設置者としての責任を果たすため、立入り検査を含めた事業評価を行い、指定管理者の監督を行うこととしている。

当該評価のためのツールとして「指定管理者 事業概要説明書 兼 運営結果確認シート」を用意し、評価を実施している。

【要改善事項】

指定管理者から市に対して事業報告書により駐車場の管理運営業務の収支状況が報告され、市はその内容を確認し、モニタリングを行っている。

平成23年度決算の支出額が予算と同額で、収支差額が全く生じていなかったが、市からは、指定管理者へのヒアリングにより、収支差額は支出の内訳科目である運営管理経費に含めて計上されていることを確認しているという説明を受けた。

しかし、収支差額を指定管理者から適正に報告してもらわなければ業務の正確な実態把握が困難になることから、今後は指定管理者からの事業報告書等において収支の状況を正確に記載してもらう必要がある。

また、人件費や機器リース費等について予算額に比べ決算額が上回っているなどの事実があるが、費目別の決算額と予算額の差額の内容について、具体的な原因調査した資料は残されていない。収支の予算実績差異分析は重要であるため、事業報告の内容等についてはより詳細なものに改め、併せて指定管理者へのモニタリングを行うなど、今後の業務遂行に活用を図られたい。

③ 利用者増加への取り組みと施設のあり方の検討について

中心市街地の集客力低下や周辺の民間駐車場の増加により市営駐車場の利用台数が減少傾向にある。

【意見】

指定管理者の営業努力を引き出す工夫の一つとして一般に利用料金制の採用が考えられ、市としても検討したが、当施設は、道路整備特別措置法に基づき国から資金を借り入れて整備されている関係上、当該借入金償還されるまでは利用料金制の採用が困難な状況にある。また、利用台数と市が収受する使用料収入を増加させるための

方策として、指定管理者に対して使用料収入額に応じたインセンティブを付与することも検討されたが、指定管理者選定時に、選定された指定管理者からそのようなインセンティブ提案がなかったことから、協定にインセンティブ付与の条項を盛り込むことは見送られている。

次回以降の公募時においては、利用者増加の方策として、引き続き、利用料金制の採用やインセンティブの付与等、指定管理者の自主的な営業努力を発揮しやすくするための工夫を検討して利用促進に向けた対応を図ることが望まれる。また、指定管理者と協力し、利用者の大部分を占める特約店数の拡大を図るとともに、周辺の駐車場事情や料金事情等を踏まえた駐車料金の見直しなど柔軟に対応することを検討されたい。

なお、前述のとおり当施設整備のために国から資金を借り入れており、その利息負担や地権者への賃借料負担等も含めると、施設の開設時からの期間を通算したライフサイクルコスト全体では施設運営の採算確保は厳しいことが推察され、今後、利用料金制を採用するにしても指定管理者への成果配分をどのように行うか課題を有するものと考えらる。

また、将来的な施設の活用方針に関して、施設用地について地権者と平成 11 年から 50 年間の定期借地権設定契約を締結しているという事実も重要な制約条件となる。

今後の施設のあり方について長期的な課題を内包していることに留意されたい。

●南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場

項 目	内 容
施設名称	南柏駅東口及び北柏駅南口駐輪場
業務内容	柏市駐輪場管理業務
指定期間	平成 22 年 3 月 2 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 10 年 30 日間
指定管理者	日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
担当課	交通施設課
募集方法	公募(応募者:10 者)
指定管理料	0 円(利用料金制を採用し、納付金(果実還元)として指定管理者に毎年度 10,000,000 円(固定)を納付させる)

柏市駐輪場のうち、南柏駅東口第一駐輪場、同第二駐輪場、北柏駅南口第一駐輪場、同第二駐輪場及び同第三駐輪場について指定管理者制度を平成 22 年に導入し、一括して一つの指定管理者に管理を委任した。導入前は市が直接管理運営を行っていた。

収支状況

(単位：千円)

項 目	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数(人)	5,165	4,977
収 入	指定管理料	—
	利用料金	69,283
	雑収入	—
	合計	69,283
支 出	人件費	28,029
	その他	50,410
	合計	78,439
収支差額	△9,156	△6,466

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 施設の収支について

指定管理者からの収支状況報告及び市の「指定管理者 事業概要報告書」によれば、指定管理者制度導入後のいずれの年度も収支が赤字である。

【意 見】

上記の収支状況で明らかなように、現在駐輪場の運営事業は指定管理者制度導入以降赤字の状態であるが、市の分析では、その原因は新規に設備投資を行った駐輪設備(管理ゲート及び自転車ラック)のリース料の発生によるものと考えられる。市の見込みでは、リース期間が満了し、再リースへの移行時に当該負担が軽減され、指定期間(約10年間)の後半で年度赤字及び累積損失が解消されることを想定している。ただし、現在の赤字の状況が拡大するような事態が生じれば、将来の赤字解消について必ずしも楽観できる状況ではないと考える。

収支項目別に計画値と実績値を比較分析したり、必要に応じて赤字縮小策について検討したりするなど、指定管理者と連携を図り、今後の業務遂行に懸念が生じないよう対策を講じていく必要があると考える。また、当該対応状況に関しては、その内容について記録保存し、今後の対応に役立てていく必要がある。

② アンケートについて

指定管理者は施設利用者の満足度等についてアンケートにより意見を聴取している。

【意 見】

駐輪場ごとに書面によるアンケートを実施しているが、収容台数120台分の駐輪場で有効回答数が2票(回答率1.67%)の施設があった。

アンケートは利用者の意見を聴取して業務改善に反映させることを目的としていることから、例えば実施期間の延長や配布数の増加等により回収率を高める必要がある。

③ 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名と外部委員 1 名(自転車駐輪対策の有識者)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は 1 名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

●柏市スポーツ施設（指定管理分）

項目	内容
施設名称	柏市スポーツ施設(体育館、運動場、プール等)20 施設
業務内容	柏市スポーツ施設(体育館、運動場、プール等)の管理運営業務
指定期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間
指定管理者	株式会社協栄 千葉支店
担当課	スポーツ課
募集方法	公募(応募者:1 者)
指定管理料	指定管理者交付金は 885,000,000 円(5 年)を限度とする。

柏市スポーツ施設は、柏市内で運営されている体育館や運動場、プール等であり、具体的な名称は以下のとおりである。

区分	名称		
体育館	柏市中央体育館	柏市沼南体育館	
運動場	柏市富勢運動場	柏市逆井運動場	柏市塚崎運動場
	柏市宮田島運動場	大津ヶ丘中央公園運動場	手賀の丘公園運動場
庭球場	柏市柏の葉庭球場	新十余二第二公園庭球場	松葉第二近隣公園庭球場
	しいの木台公園庭球場		
野球場	新十余二第一公園野球場	松葉第一近隣公園野球場	
市民プール	柏市ひばりが丘市民プール	柏市逆井市民プール	柏市船戸市民プール
	柏西口第一公園市民プール	大津ヶ丘中央公園市民プール	柏市塚崎市民プール

なお上記のうち、柏市塚崎市民プールは平成 23 年度で廃止している。

収支状況

(単位：千円)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
利用者数(人)	897,317	983,900	926,947	884,961	770,318	
収 入	指定管理料	176,409	176,344	177,000	177,000	177,000
	利用料金	91,910	92,083	93,614	94,469	79,121
	雑収入	12,235	14,933	17,806	15,801	13,279
	合計	280,554	283,360	288,420	287,270	269,400
支 出	人件費	101,631	102,504	99,061	98,688	94,568
	その他	186,683	184,242	176,032	177,516	158,865
	合計	288,314	286,746	275,093	276,204	253,433
収支差額	△7,760	△3,386	13,327	11,066	15,967	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 公募の応募者数について

当該スポーツ施設は平成 18 年度の指定管理者制度導入とともに公募による選定がなされている。当初の指定管理期間は 3 年であり、現在のようなスポーツ施設を一括で指定管理者を選定するのではなく、旧柏地区と旧沼南町地区を区分して、それぞれ指定管理者を公募している。当時の応募者は旧柏地区で 3 者、旧沼南町地区で 2 者応募しているが、いずれも現在の指定管理者である(株)協栄(当時の社名は「協栄ビルメンテナンクス(株)」)が指定管理者として選定されている。

一方、平成 21 年度からの指定管理者制度の選定にあたっては説明会では 3 者参加するものの、応募は(株)協栄 1 者となった。

【意見】

1 団体の応募の場合は、競争原理が有効に働かず、公募の意図する意味が薄められることになる。また、応募がない場合は、施設運営に支障が生じることとなる。

そのためには、募集の応募者が少なかった場合、その原因を分析し、次回の公募における応募者の増大に努めるべきであろう。

たとえば、応募要件にある「千葉県内に事業所を有する法人等」等を緩和すること、実施スケジュールのうち、応募申請受付期間(現在は 15 営業日)を延長すること、広告方法の見直し等、指定管理者が応募しやすい応募条件や公募実施要領等を検討することが必要と考える。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 4 名と外部委員 1 名(医師)である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーのうち、外部委員は1名であるため、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命し、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってほしい。

③ 指定管理者から提出される事業報告書等について

指定管理者と締結している「柏市スポーツ施設の管理に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）第18条には、年次事業報告書等を「柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下、「手続等条例」という。）第8条に定める項目について、毎年度終了後60日以内に市長等に提出することを規定している。

当該年次報告書に含まれる具体的な事項は以下のとおりである。

- (1) 管理業務の実施の状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入の状況（利用状況の収入がある場合に限る。）
- (4) 管理の業務に要した経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

平成23年度の当該指定管理者からの事業報告書を確認したところ、その具体的な報告内容は以下のとおりである。

- (1) 管理通帳照合表
- (2) 月次報告書
- (3) クレームリスト
- (4) 管理通帳残高証明書
- (5) 収支報告書

【意見】

指定管理者から提出された事業報告書の報告内容のうち、(2) 月次報告書は施設の利用者数等の月次報告書をそのまま添付しており、年次の集計は市の担当者が実施している。

しかし本来協定書で定められている報告事項は年次の施設の利用状況であるため、本来集計作業は指定管理者が実施し、市に報告すべきである。

また、(1)及び(3)、(4)については、手続等条例で定めるところの「管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項」に該当するものと考えられるが、提出された当該資料については特段検討していないと市の回答者から説明を受けた。

本来、指定管理者への適切な監督及び指導を行うために当該事業報告書等の提出を義務付けるものであるから、提出された事業報告書等の資料については、適切に検討する必要がある。従って、上記(1)及び(3)、(4)についてもその記載内容の検討及び指定管理者への適切な指導等が望まれる。

最後に事業報告書は年度末の60日以内での提出が定められているが、提出された事業報告書には日付もなく、收受印等もないので、提出時期が不明となっている。指定管理者の監督・指導のタイムリーな実施という意味で60日以内の提出が求められているのであるから、日付等についても適切に事業報告書に記載するか、市が受領したタイミングで收受印を押印すべきであると考えます。

●柏市立柏病院

項目	内容
施設名称	柏市立柏病院
業務内容	柏市立柏病院の運営管理
指定期間	平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間
指定管理者	公益財団法人 柏市医療公社
担当課	保険福祉総務課
募集方法	非公募 非公募の理由： ・医療公社は設立以来、診療科目の増設(4科から11科)と医師、看護師等スタッフの充実を図り(約2倍)、安定した病院運営を行える医療機能を蓄積している。 ・医療公社は、柏市が出資している公益法人として公共性等が維持できる団体であり、特に市民に対する医療の啓発や地域医療関係者への治療技術の提供などを積極的に行い、地域医療の発展に寄与している。 ・主要スタッフが固定しているため、患者に対する医療サービスの継続性が図られる(医師、看護師は5～6年で入れ替わり)。
指定管理料等	政策的医療交付金は200,000,000円を限度とする。

柏市立柏病院は、平成5年に国立柏病院が国立病院の統廃合計画の一環として柏市に移譲され、柏市立柏病院として開院したものである。開院した当初の3年間は社団法人柏地区医師会が運営を行っていたが、平成8年度から柏市が設立した財団法人柏市医療公社(以下、「柏市医療公社」という)に運営を任せてきた。

柏市医療公社は設立以来不採算であった病院経営を、診療科目の増設や医療スタッフの充実を図り、下記の収支状況に記載の通り、改善を図ってきている。

収支状況

(単位：百万円)

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
収 入	交付金	4,685	4,745	4,762	217	229
	利用料金	—	—	—	4,805	4,937
	その他の収入	53	66	39	68	56
	合計	4,738	4,811	4,801	5,090	5,222
支 出	人件費	1,583	1,690	1,847	1,958	2,017
	その他	3,049	3,018	2,893	3,011	3,200
	合計	4,632	4,708	4,740	4,969	5,217
収支差額	106	103	61	121	5	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 指定管理者制度と柏市立病院運営の今後の方向性について

市の方針として、市の所有する施設に関しては、平成 18 年度から指定管理者の制度が導入されている。

指定管理者の選定に関しては公募によることが原則であるが、「柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第 2 条第 2 項に記載されているように、「公の施設の設置の目的、規模、機能等の観点から特定の団体に管理を行わせることが当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき」は公募によらないことができる。

上記の規定に基づき、市は公募によらず柏市医療公社を指定管理者として選定している。

また、指定期間に関しては、患者にとっての安定性と継続性を考慮し、10 年という期間に決定している。

【意見】

従来からの病院運営の観点から、柏市医療公社で運営を継続してもらおうという指定管理者の選定の考え方については理解できる。

ただし、問題の本質は指定管理者の選定というより、将来の病院運営をどのように行うかという方針の決定にあると考える。また、それは柏市医療公社の今後をどのように考えるかという問題でもある。

開院当初から比べると診療科目の充実に注力し、患者数の拡大による病院運営の安定化を図ってきたが、単なる病院経営は民間に任せておくことも可能である。市として、少子化等の影響により減少傾向にある小児科や産婦人科等の不採算医療や救急医療の充実を図るといった目標を掲げている。今後の病院運営をどのように実施していくのか、たとえばこのまま指定管理者制度を利用するのか、柏市医療公社に病院を委譲し運営を任せるのか等、慎重に検討し、方針を決定していく必要があると考える。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者の導入方針検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期待されている。現状は選定委員会の構成メンバーはすべて市職員であり、外部委員は存在しない。非公募ではあるものの、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命することにより、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

● 柏市立介護老人保健施設はみんぐ

項目	内容
施設名称	柏市立介護老人保健施設はみんぐ
業務内容	柏市立介護老人保健施設はみんぐの運営管理
指定期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 10 年間
指定管理者	公益財団法人 柏市医療公社
担当課	保険福祉総務課
募集方法	非公募 非公募の理由： ・「介護老人保健施設はみんぐ」は、柏市が高齢化社会に対応する保健、医療、福祉の連携の拠点として「市立柏病院」の敷地内に整備し、相互の協力、連携で適切な介護サービスを提供することを使命として、医療公社に管理運営を委託した経緯がある。 ・開設以来、スタッフの充実を図り、少人数単位による手厚い介護など専門機能を発揮して利用者の信頼を得てきた。 ・医療公社は、柏市が出資している公益法人として、介護サービスだけでなく、医師、看護師、介護職員の実習の受け入れを積極的に行い、福祉職員等の育成に寄与している(平成 16 年度、22 施設、延べ 368 名)。
指定管理料	平成 23 年度に柏市に納付された手数料の総額に相当する額。

介護老人保健施設は、介護保健制度で運営されている施設であり、病状が安定している要介護者を対象に、在宅復帰を目指し、日常生活の世話やリハビリテーションを中心とした医療サービスを提供する施設である。

収支状況

(単位：千円)

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
収 入	交付金	4,016	4,086	10,520	2,953	2,839
	利用料金	482,813	488,343	507,958	514,564	511,064
	その他の収入	3,887	2,850	4,366	8,535	8,710
	合計	490,716	495,279	522,844	526,052	522,613
支 出	人件費	303,481	312,486	328,280	340,551	347,460
	その他	205,107	182,993	176,027	182,438	175,568
	合計	508,588	495,479	504,307	522,989	523,028
収支差額	△17,872	△200	18,537	3,063	△415	

(市の「指定管理者 事業概要報告書」より)

① 指定管理者制度と介護老人保健施設「はみんぐ」運営の今後の方向性について

柏市にある介護老人保健施設の中で、介護老人保健施設「はみんぐ」は、公設で運営されている唯一の施設である。市が高齢化社会に対応する保健、医療、福祉の連携拠点として、市立柏病院内に設置し、相互の協力、連携で適切な介護サービスを提供する目的で、柏市医療公社に管理運営を委託してきた。また、柏市医療公社も公設の施設という点から、手厚い介護を要する利用者を多く受け入れてきている。

指定期間に関しては、病院との連携が不可欠であるところから、病院の指定期間に合わせ 10 年に決定している。

【意見】

介護老人保健施設は、通常病院と隣接あるいは併設されるケースが多く、また、薬剤師等が病院と兼務であるため、病院との連携が不可欠であるところから、これのみを切り離し、単独に考慮するより、市立柏病院と一緒に取り扱うことが合理的と思われる。

したがって、前述の市立柏病院と同様に柏市医療公社との関係で、今後の施設運営をどのように実施していくのか、たとえばこのまま指定管理者制度を利用するのか、柏市医療公社に施設を委譲し運営を任せるのか等、慎重に検討し、方針を決定していく必要があると考える。

② 指定管理者候補者選定委員会の構成メンバーについて

指定管理者の導入方針検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会の委員の構成は、市職員 6 名である。

【意見】

委員会は、制度導入や候補者選定にあたって多様な意見を活発に交換することが期

待されている。現状は選定委員会の構成メンバーはすべて市職員であり、外部委員は存在しない。非公募ではあるものの、その専門性に応じて複数名の外部委員を任命することにより、選定手続の透明性を高め、知見のさらなる活用を図ってもらいたい。

以上